

第2次栗東市食育推進計画の概要について

健康福祉部 健康増進課

1. 第1次計画の概要

(1) 背景

平成17年7月「食育基本法」施行

- ・国：食育基本法第16条の規定

平成18～22年度 「食育推進基本計画」

地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等を推進する。

- ・県：食育基本法第17条の規定

平成19～23年度 「滋賀県食育推進計画～まるごと“おうみ”いただきますプラン」

- ・市：食育基本法第18条

「市町村は、食育推進計画及び都道府県食育推進計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施行についての計画を作成するように努めなければならない。」と努力義務を設けている。

(2) 市計画

1) 名称

「栗東市食育推進計画」

2) 計画期間

平成22～平成26年度の5年計画

3) 取り組みの概要

「食育推進で育みたい4つの果実」を掲げて推進

4つの果実

①けんこう ②だんらん ③たいけん ④おいしさ

2. 第2次計画の概要

(1) 背景

- ・国：平成23～27年度 「第2次食育基本計画」

- ・県：平成25～29年度

「滋賀県食育推進計画（第2次）～まるごと“おうみ”

いただきますプラン」

(2) 市 計 画

1) 名 称

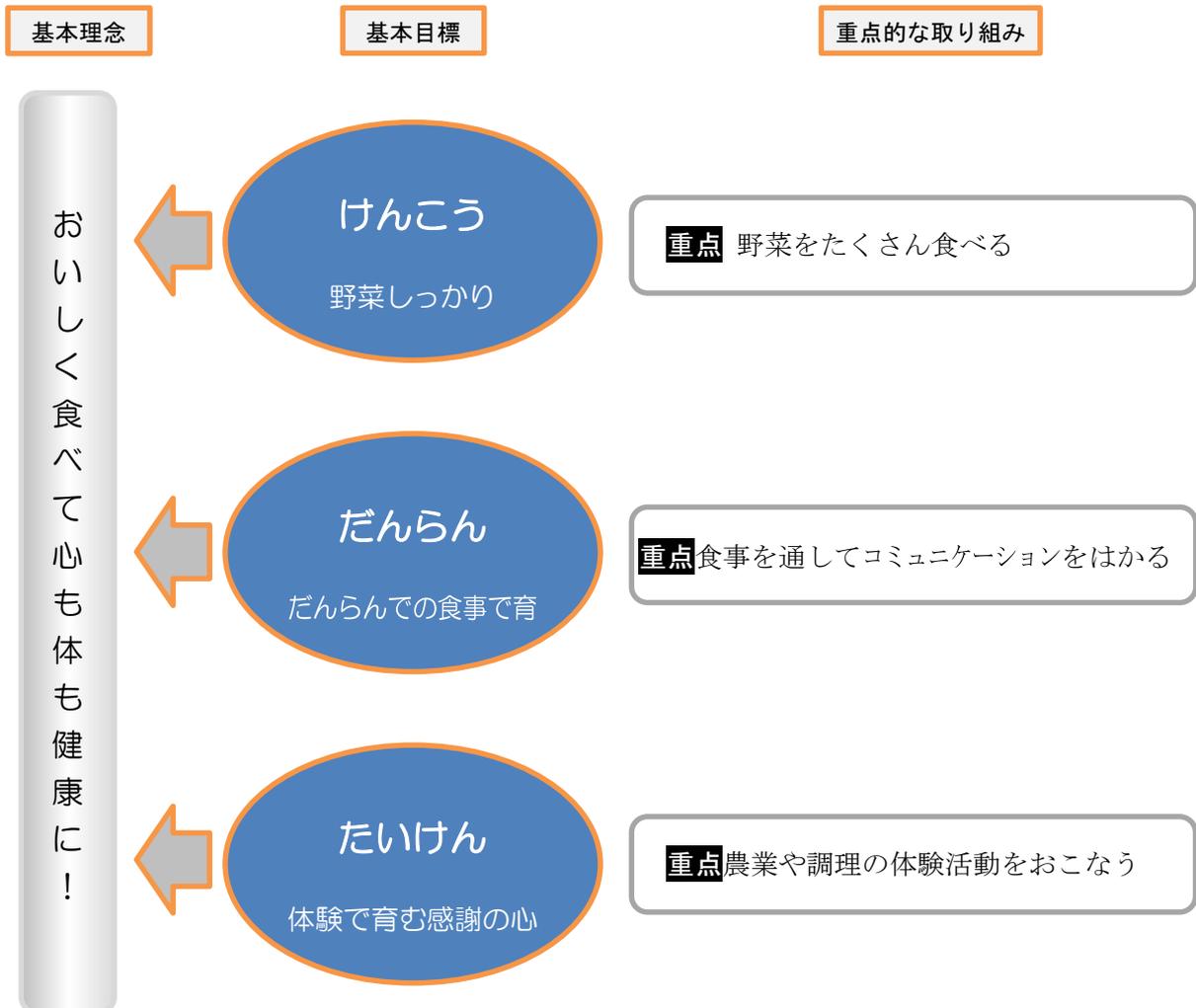
「第2次栗東市食育推進計画」

2) 計画期間

平成27～平成31年度の5年計画

3) 取り組みの概要

【第2次栗東市食育推進計画の概念図】



(3) 主な変更内容

- 第1次計画の計画期間終了にあたり、計画期間5年間の2次計画を策定。
- 第1次計画において「食育推進で育みたい4つの果実」として掲げた「けんこう」「だんらん」「たいけん」「おいしさ」の果実のうち、「おいしさ」については食への関心や食の楽しみの基本であり、どの場面においても大切なことであることから、それぞれの項目全てに含めることとし、今回は敢えて基本目標として掲げることを止めた。
- 基本目標に向けての取組が、より実効性が高く、具体的なものとなるよう新たに各目標ごとに重点的な取り組みを定めた。

第2次栗東市食育推進計画 (案)

平成26年11月
栗東市

も く じ

計画策定にあたって

1	計画策定の背景・趣旨	1
(1)	国の取り組み ▶ 1	(3) 栗東市の取り組み ▶ 4
(2)	滋賀県の取り組み ▶ 2	
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間と見直し	4
4	計画の策定体制	5
(1)	第2次栗東市食育推進計画策定会議 ▶ 5	(3) ヒアリングの実施 ▶ 5
(2)	栗東市食育推進計画事務局会議 ▶ 5	

第1部 現状と課題

第1章 これまでの主な取り組み

1	市の関係課の取り組み	9
2	栗東市健康推進員連絡協議会の取り組み	12

第2章 第1次計画の評価

1	「けんこう」の評価	13
2	「だんらん」の評価	13
3	「たいけん」の評価	15
4	「おいしさ」の評価	15

第3章 栗東市の食育の課題

1	食事の量・栄養バランス	17
2	野菜の摂取と好き嫌い	19
3	朝食の摂取	20
4	だんらんでの食事とマナー	21
5	体験と感謝の心	23
6	地産地消と郷土料理	24

第2部 計 画

第4章 基本的な考え方

1 基本理念（目指す姿）	27
2 基本目標	28
(1) 基本目標1 <けんこう>野菜しっかり栄養バランス ▶	28
(2) 基本目標2 <だんらん>だんらんでの食事で育むマナーや食への関心 ▶	28
(3) 基本目標3 <たいけん>体験で育む感謝の心と食文化 ▶	28
3 重点的な取り組み	29
(1) <けんこう>の重点的な取り組み 野菜料理を一皿増やす ▶	29
(2) <だんらん>の重点的な取り組み 食事を通してコミュニケーションをはかる ▶	29
(3) <たいけん>の重点的な取り組み 農業や調理の体験活動をおこなう ▶	29
4 計画の概念図	30
5 計画の評価指標	31

第5章 食育推進の取り組み

1 <けんこう>野菜しっかり栄養バランス	33
(1) 家庭における取り組み ▶	33
(2) 学校、園における取り組み ▶	33
(3) 地域における取り組み ▶	34
(4) 行政における取り組み ▶	34
2 <だんらん>だんらんでの食事で育むマナーや食への関心	37
(1) 家庭における取り組み ▶	37
(2) 学校、園における取り組み ▶	37
(3) 地域における取り組み ▶	38
(4) 行政における取り組み ▶	39
3 <たいけん>体験で育む感謝の心と食文化	40
(1) 家庭における取り組み ▶	40
(2) 学校、園における取り組み ▶	40
(3) 地域における取り組み ▶	41
(4) 行政における取り組み ▶	41

計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 国の取り組み

戦後の高度成長により、わが国の食生活はかつての食糧難といわれた時代から、食べ残しや食品廃棄物の増大が問題となる時代となりましたが、一方では、食料自給率は先進国中最低の水準となっています。また、食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により、食品の安全に対する国民の関心は高まっており、食に関する適切な情報の提供が求められています。

さらに、核家族化の進展、ライフスタイルの変化、価値観の多様化、食品・流通業界等の変革により食生活が変化・多様化する中、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、家族や友人等と一緒にたのしく食卓を囲むのではなく、一人で食事を摂るいわゆる「孤食」の問題など、食をめぐる諸問題への対応の必要性はむしろ増しているともいえます。このため、特に子どもたちには、さまざまな体験を通して食の大切さを感じとり、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくための取り組みが求められています。

これらの様々な食に関する課題に取り組み、解決していくため、平成17年6月に「食育基本法」が成立しました。この法律の前文では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」と記しています。また、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」とも述べています。

この法律では、食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、国民等の責務を定め、食育の推進に関する施策を総合的・計画的に進めるため、国に「食育基本計画」の作成を義務づけ、都道府県ならびに市町村に対しては、「食育推進計画」作成の努力規定が盛り込まれました。

国では、食育基本法に基づき、平成18年3月、食育推進会議において「食育推進基本計画」を決定しました。さらに、平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」が作成されています。この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間としており、主な内容は次のとおりです。

◆「第2次食育推進基本計画」の概要

○第2次計画のポイント

- (コンセプト)「周知」から「実践」へ
- 「第1食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」
 - ①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

○第2次計画の概要

【第1食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題
 - (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針
 - (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
 - (2)食に関する感謝の念と理解
 - (3)食育推進運動の展開
 - (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
 - (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
 - (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
 - (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2食育の推進の目標に関する事項】(目標値：平成27年度までの達成を目指すもの)

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加
- (6)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加

【第3食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進(「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」「歯科保健活動における食育推進」「高齢者に対する食育推進」「男性に対する食育推進」を追加)
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等(「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加)
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(2) 滋賀県の取り組み

滋賀県では、平成19年6月に「食育推進計画」を策定し、地域・学校・家庭・職場が連携・協力して豊かな体験の場を生かした食育の取り組み体制の整備が進められました。食に関わる様々な機関において食育事業が実施され、食育に関わるボランティアの増加など食育の取組が進められました。しかし、食をめぐる健康の課題は依然として多く、さらには食の

安全・安心に対する消費者の関心の高まりなどを背景として、食に関する正確な情報の提供が求められている状況を踏まえ、子どもたちの体験を通じた食育をさらに進めるとともに、生活習慣病予防のための食育、ライフステージに応じた食育の推進、みんなで食べること(共食)の推進など、総合的かつ計画的に食育を推進するため、平成25年3月「滋賀県食育推進計画(第2次、計画期間：平成25年度～平成29年度)」が公表されています。

◆「滋賀県食育推進計画(第2次)」の概要

★健康

【1. 子どもから大人までの生涯にわたる健康な食生活の実現】

- (1) 家庭における食育推進
 - ・「早寝、早起き・朝ごはん」県民運動の推進
 - ・家族そろっての食事(共食)の推進
- (2) 学校、保育所等における食育推進
 - ・学校における体系的な食に関する指導の実施
 - ・保護者への啓発・情報発信
 - ・学校における「食育の日」の取組推進
 - ・体験活動(たんぼのこ体験事業等)
- (3) 生活習慣病予防のための食育推進
 - ・行政、医療機関、事業所等における食育啓発
 - ・20, 40, 60歳をポイント年齢とし、大学、企業等と連携した取組
 - ・歯科保健活動による食育推進
 - ・食品関連事業者による食の情報提供
 - ・給食施設における食育の支援
- (4) 豊かな高齢期のための食育推進
 - ・高齢期の健康な生活のための食育推進
 - ・介護予防事業(栄養改善・口腔機能向上プログラム)等の実施支援
- (5) 情報の共有・発信
 - ・県民への食情報の発信
 - ・リスクコミュニケーションの推進
 - <指標>やせの人の割合の減少/肥満者の割合の減少/朝食の欠食率の減少 など

★環境

【2. 近江の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進】

- (1) もったいないの心と近江の食文化の継承
 - ・食文化継承と情報提供
 - ・調理体験を通じた環境問題の啓発
- (2) 地産地消の推進
 - ・地産地消推進キャンペーンの展開
 - ・学校給食での地産地消の推進
 - ・県産食材の消費拡大と情報提供
- (3) 生産者と消費者の交流促進
 - ・農業体験や産地訪問を通じた交流の推進
 - ・都市と農山漁村の交流活動の推進
 - ・観光客への情報の提供
- (4) 安全安心な琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」の推進
 - ・琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」の理解促進
 - ・「環境こだわり農産物」の利用拡大
 - <指標>学校給食における地産地消の推進/環境こだわり農産物の栽培面積

★協働

【3. 県民との協働による食育運動の展開】

- (1) 食育推進体制の整備
 - ・市町食育推進計画策定、推進支援
 - ・滋賀県食育推進ネットワークによる食育推進運動の展開
- (2) 食育推進活動者等の育成・支援
 - ・食育推進活動者(農業生産、健康推進、食文化継承)の育成確保
 - ・農林漁業者、食品関連事業者などによる体験の機会の提供
- (3) 食育推進運動の普及・定着
 - ・「食育月間」「食育の日」の積極的な展開
 - ・各種団体等との連携協力体制の確立

4 計画の策定体制

(1) 第2次栗東市食育推進計画策定会議

各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、学識経験者、医療・保健・栄養・農業・教育等関係者、一般公募等で構成する「第2次栗東市食育推進計画策定会議」を設置しました。

(2) 栗東市食育推進計画事務局会議

この計画は、幅広い分野に関連することから、本市の関係各課との調整を図り、全庁的に検討を行うため「栗東市食育推進計画事務局会議」を設け、現状・課題の把握、計画案の作成等を行いました。

(3) ヒアリングの実施

計画策定にあたり、市民の健康状況や食生活に関する課題をたずね、新たな取り組みを検討するための手がかりを得ること等を目的として、健康推進員の協力を得てヒアリングを実施しました。

第1部 現状と課題

第1章 これまでの主な取り組み

1 市の関係課の取り組み

市の関係課においては、計画に沿って次のような取り組みを行ってきました。

区分	事業・取り組み	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼児課	栽培活動	季節に応じた野菜の栽培。各園の食育活動として実施している。			
	クッキング活動	収穫した野菜を使用してクッキング。クラスだよりでそのレシピや子どもたちの様子などを保護者へ伝え啓発を行う。			
	食事のマナー	手洗い、箸の使い方、食事のとり方など食事の基礎となるマナーを日々の保育の中で指導している。			
	食育講座	園の依頼に応じて実施。「食の大切さ」「4色の栄養について」などが中心。園児や保護者への直接的な食育啓発の機会となっている。			
	保護者啓発	給食だより、献立表の配布。			
	食の提供	給食（センター・自園）の実施、手作りのおやつや行事に添った食事の提供を行っている。給食会議ではその内容の検討や、給食に対する職員間の連携を図っている。また近年重篤化している食物アレルギーなどへの対策の強化も行っている。			
	育児講座	手作りおやつ教室の実施。	離乳食やアレルギー食、簡単なおやつづくりなどの講座の実施。最近は食物アレルギーへの関心の高まりがある。		
	くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～による食育の推進	「ふだんの生活習慣アンケート調査」を実施。その結果と課題を園に周知し、保育の中で反映できるものを各園で検討している。			
	食育会議				食育事業の情報交換、食育年間計画の反省・見直し。
学校教育課	「食育の日」の取組による食育の推進	「食育の日」実施計画の立案と実施。			
	学校給食（学校給食共同調理場との連携）による食育の推進	小学校の「給食感謝週間」における給食に関わる方々に感謝の気持ちを表す。「給食の残さい率」の調査。			
	「食の自立」をめざした食育の推進	中学生のお弁当づくり実施調査。お弁当レシピの紹介。			
	くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～による食育の推進	「ふだんの生活習慣アンケート調査」の実施。広報「りっとう」を活用した啓発。			
学校給食共同調理場	特別給食と食に関する指導	学年別に、栄養、食文化等を学習する。特別給食は、4年生は「菜めし田楽とおでん」、5年生は「「ほのぼの鍋」、6年生は卒業前に友達や先生と一緒に。			
	親子（夏休みふれあい料理教室	親子で簡単な料理をする。			
	イギリス料理に親しむ			オリンピック開催国「イギリス」の料理を給食にとり入れ外国の食文化を知る。	
農林課	たんぼのこ補助事業	水稻の栽培を通じ、食物の生産過程を知る小学校（5年生）での農業体験に助成。			
	やまのこ事業支援	森の未来館で小学4年生が体験授業をうける。			
	りっとう教育ファーム推進協議会	市民と協働で教育ファーム（農業体験学習）の推進について協議。			

	栗東ブランド農産物の情報発信による地産地消の推進			栗東の農産物を紹介し、農業振興会 HP や市の広報誌等に掲載。
	環境こだわり農産物の支援	滋賀県環境こだわり農産物認証支援。エコファーマー認証支援。水田野菜生産拡大推進、学校給食への供給食材の増加。		
	上砥山たんぼ体験	上砥山営農組合が実施する農業体験事業に協力		
	道の駅アグリ郷栗東などの直売所との連携	市内産の農産物の発信拠点として、生産者と消費者を結びつけ地産地消を推進。		
	栗東の農業団体への支援		農業団体の農業生産力を高めることにより、市内の農業振興を図る。	
	農業体験等の実施による市民への農業理解の推進		農業体験の場としての手作り農園等の提供や農業体験を実施する機会を市民に提供。	
	栗東農業まつり			自然の恵み、都市住民との交流を目的としたまつり。栗東栗かぼちゃなど栗東ブランド商品の販売、消費者アンケートなど。
	農業農村保全向上対策による地域ぐるみの農村環境保全活動支援	水路、農地、農道等を地域住民が一体となって維持管理、補修。		
子育て応援課 (子育て支援センター)	子育て講座(離乳食講座)	離乳食を栄養士が作るのを見て基本を学ぶ(だしのとり方、おかゆなど)。試食。		
	子育て講座(0～3歳児の食育)	手作りおやつ。		0～3歳児に必要な栄養や食べ物など食育の基礎を学ぶ。
	子育て相談	卒乳、離乳食や幼児食に関する相談への対応・支援を行う。		
	子育て講座「にこにこ広場」	離乳食のパネルの展示、資料の配布。グループに分かれて離乳食講座を行う。栄養士による個別相談。		
	児童館事業			各児童館において、絵本、紙芝居、エプロンシアターなど親子が楽しみながら食の大切さ、食への興味を高める。
	サークルとの共催事業			さつま芋の苗植え、芋畑の世話、さつま芋掘り体験など。
健康増進課	栗東市食育推進計画の出前講座(健康教室)	管理栄養士による食育講座。食育推進計画ダイジェスト版を配布。乳幼児の保護者、高齢者サロンなど幅広い年齢層に啓発。		
	乳幼児健診	4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半健診で食事・歯科等の指導を実施。		
	離乳食および幼児食の相談(健康相談)	管理栄養士、保健師による離乳食や幼児食に関する相談、改善支援を行う		
	生活習慣病相談	保健師、管理栄養士が生活習慣病に関する相談に対応。個々に合った食生活改善のためのプログラムを提供、改善支援を行う。		
	「健康りっとう21」(栄養・食生活)	健康づくりネットワーク会議を設置・開催。	健康づくり推進協議会を設置し、第2次計画策定に向けて策定会議を開催。	
	広報りっとうへの食育記事の掲載			食育月間(6月)等に、広報りっとう“子育て情報”に食育記事を掲載。
	農業まつりでの食育リーフレット等の配布啓発			J A農業まつりにブースを設置。食育リーフレット設置、配布(健康増進員の料理レシピ・食育ぬり絵、プロジェクトWなど)。握力測定大会。

	特定健診・特定保健指導における食習慣改善の指導	医師・保健師・管理栄養士・健康運動指導士が、メタボリックシンドローム予防、または改善のための支援を行う。		
	健康推進員活動支援	現任研修会、伝達講習会 地産地消メニューの取り組み、健康推進員養成講座(隔年)を行う。		
学 生 課	コミュニティセンターにおける料理教室等	各学区のコミュニティーセンターにおいて、毎年、「地産地消の料理教室」「フランス料理教室」「親子食育教室」などが開催されています。		
長 寿 福 祉 課	一次予防事業 介護予防普及啓発事業	まちづくり出前トーク 「楽しもう！カラダによい食事」 各団体から依頼に応じて実施。		
			「お気軽！健康あつぷセミナー」 主に高齢者を対象として、口腔と栄養についてセミナー2回を開催。	
	二次予防事業 通所介護予防教室		「からだ軽やか教室」 運動教室の中でワンポイントとして、 高齢期の栄養についての講話。(バランスの取れた食事について)	
		「歯つらつはっぴいー教室」の開催。	名称等を変更して実施。「口元から始めるアンチエイジング若返り講座」 口腔の内容と併せて実施。 市民が自分の食生活について振り返り、バランスの取れた食事について理解する。 実施継続していけるように、目標設定や実践日記の記入など活用している。	

2 栗東市健康推進員連絡協議会の取り組み

栗東市健康推進員連絡協議会は、健康を推進するボランティア団体です。155名(平成26年10月現在)の会員が活動しており、学区や自治会により活動内容は異なりますが、主に以下のような活動をしています。

地域サロンの実施・協力	サロンや老人会等での食事の提供や、健康づくりの取り組み。
健推だよりの発行	園児保護者向けのおたよりを作成し、配布。
エプロンシアター	エプロンをシアターに見立て、栄養バランスや歯磨きについての啓発を行う。
料理教室	「男性のための料理教室」「おやこの料理教室」「乳製品をたっぷり使った料理教室」等各種料理教室を実施。
食育の日の啓発活動	食育の日(19日)に地域のスーパーマーケットでポケットティッシュを配布し、「みんなで」給食だよりの配布。保護者の反応が把握できない。
各種団体との協働による食育事業	各種団体との協働による親子等を対象とした事業の実施。

栗東市健康推進員連絡協議会によるエプロンシアター



第2章 第1次計画の評価

第1次計画では、計画の目標達成のための指標として14の目標値を設定しました。

A：目標達成、B：改善、C：現状維持、D：悪化、E：評価できないの基準で評価した結果が図表2-1です。目標年度は26年度ですが、平成25年度までに把握できた数値による評価は、Aが2項目、Bが6項目、Cが2項目、Dが1項目、Eが3項目という結果です。

1 「けんこう」の評価

「けんこう」については、Bが4項目、Cが1項目、Eが3項目という結果です。

「毎日朝食を摂取する人の増加」については、目標値にはわずかに達していませんが、概ね改善傾向にあります。各園では、先生から朝食摂取の重要さや、赤、緑、黄色などの“元気づ”として栄養バランスについて伝えるとともに、食育講座、給食だより・献立表の配布などによる保護者啓発を行ってきました。小中学校では、広報りっとうを活用した啓発活動（「わが校・園のくりちゃん元気いっぱい運動」の連載）や、「ふだんの生活習慣アンケート調査」を実施し、結果を「学校だより」を通じて家庭へも周知してきました。成人に対しては、生活習慣病相談、特定保健指導などの機会に啓発・指導を行ってきました。引き続き、朝食摂取率の維持・向上を図るための啓発・指導を行っていく必要があります。

「自分の食生活を問題と思う人の減少」「野菜の摂取量」の項目については県の調査を使用しており、平成27年度に調査が予定されています。このためE（評価できない）としましたが、平成16年度と平成21年度との比較では3項目とも改善傾向にあり、男性の「自分の食生活を問題と思う人の減少」は目標値を既に上回っていました。野菜の摂取量を高める取り組みとしては、健康推進員による地域での野菜料理の伝達、園における季節の野菜の栽培活動と収穫野菜の料理などがあります。野菜の摂取量については改善傾向にあるものの目標量を約50g、成人が必要とされる350gを約100g下回っていることから、さらに取り組みを進めていく必要があります。

2 「だんらん」の評価

「だんらん」については、「家族と食事をしていない子どもの減少」を改善目標に掲げており、A、B、Cそれぞれ1項目です。乳幼児と中学生には改善傾向がみられますが、小学生は横ばい状態です。園では、孤食や食事のマナーについて保護者向けに話をしてきました。小中学校

では、家庭科において家族だんらんで食べる大切さについて指導したり、6年生の特別給食では、卒業前に友だちやお世話になった先生と一緒に食べることで、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につけるようにしてきました。小学生の改善がみられないことから、保護者への啓発や情報提供にさらに取り組んでいくことが求められます。

図表 2-1 栗東市食育推進計画 目標達成のための改善目標

目標	項目	参考資料	対象	現状値	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	評価	目標値
けんこう	毎日朝食を摂取する人の増加	栗東市内乳幼児ふだんの生活習慣の実態調査	乳幼児	97% (H20)	99%	96%	98%	97%	C	100%
			小学生	94% (H20)	97%	97%	97%	97%	B	98%
				中学生	91% (H20)	92%	91%	93%	92%	B
			生活と健康に関するアンケート	栗東市内小・中学校ふだんの生活習慣アンケート	成人男性	78% (H19)	—	—	80%	—
	成人女性	86% (H19)			—	—	87%	—	B	89%
	自分の食生活を問題と思う人の減少	滋賀の健康・栄養マップ調査	男性	62% (H16)	47% (H21)	—	—	—	E	55%
			女性	54% (H16)	50% (H21)	—	—	—	E	45%
野菜の摂取量	滋賀の健康・栄養マップ調査	全市民	229.6g (H16)	250.2g (H21)	—	—	—	E	300g	
だんらん	家族と食事をしていない子どもの減少	栗東市内乳幼児ふだんの生活習慣の実態調査	乳幼児	11% (H20)	10%	—	8%	7%	B	5%
			小学生	12% (H20)	12%	13%	12%	12%	C	7%
				中学生	24% (H20)	21%	18%	17%	16%	A
たいけん	教育ファームに取り組んでいる小学校の割合	各小学校からの補助金実績報告書	小学校	100%	100%	100%	100%	100%	A	100%
	中学3年生で「月に一度でも」自分でお弁当をつくる生徒の割合	食育に関するアンケート	中学生	5%	8%	11%	11%	11%	B	20%
おいしさ	給食の地場産物の使用割合(栗東産野菜の使用割合)			54.3% (H20)	37.8% (H21)	32.5%	41%	38.5%	D	60%

<評価基準> A: 目標達成 B: 改善 C: 現状維持 D: 悪化 E: 評価できない

3 「たいけん」の評価

「たいけん」については、A、Bそれぞれ1項目です。「教育ファームに取り組んでいる小学校の割合」は、この4年間すべての小学校で「たんぼのこ（教育ファーム）」が実施されており100%を維持しています。

「中学3年生で『月に一度でも』自分でお弁当をつくる生徒の割合」は11%と目標値の半分程度にとどまっていますが、計画策定時点に比べれば倍増しています。取り組みとしては、生徒が作った弁当の“学校だより”への掲載、自分で栄養バランスを考えた弁当を作るための弁当レシピ集の紹介をしてきました。食への関心を高める取り組み、調理してくれる人への感謝の心を育てる取り組みなどをさらに推進していくことが必要です。

4 「おいしさ」の評価

「おいしさ」についての指標は「給食の地場産物の使用割合(栗東産野菜の使用割合)」の1項目であり、D（悪化）となっています。学校給食への供給拡大のため、生産者団体を組織して定期研修、出荷調整を行い、JAが支援し、学校給食共同調理場と関係機関が連携して取り組んでいますが、本市における耕地面積の減少や、対象品目の増減によって大きく割合が変動することがD評価となった主な要因です。次期計画には、現状を踏まえた上でより適切な指標を検討していくことが必要です。

第3章 栗東市の食育の課題

健診等の既存データ、アンケート結果等からみる課題

1 食事の量・栄養バランス

■課題

- ★自分の食事の量や内容など食生活全般について問題があると答えた人は、男女とも半数近くを占め、そのうちの80%以上が改善に取り組みたいと考えています。しかし、自分の健康や体重を管理するための適切な食事内容や量を知っていると答えた人は半数に留まっていることから、子どものころから食事の適量や、栄養バランスについて啓発する取り組みが必要です。
- ★本市のメタボリックシンドローム該当者の割合は、県内2位と高い順位となっています。また、男性は30～50歳代に肥満が多く、将来生活習慣病を発症するリスクがあることから、望ましい食生活を促す取り組みが必要です。
- ★若い女性のやせや無理なダイエットは、無月経や低血圧、不整脈、骨粗しょう症など多くの健康障害を招く恐れがあります。また、妊婦や若い女性のやせは低出生体重児を出産する要因になると言われています。低出生体重児として生まれた子どもは大人になってから生活習慣病のリスクを高めるという調査結果もあります。妊娠中のみならず、妊娠する前からの適切な食生活が、将来の子どもたちの健康にとって大切であるということを理解し、適正体重の維持とバランスのとれた食生活を送るための教育・啓発が求められます。



資料・データ	問題・課題
栗東市保健安全部会研究集録(平成25年)	<ul style="list-style-type: none">・男子の肥満の割合は、小学生で6.5%であったものが中学生で9.8%と、中学生に上がるにつれて高くなっています。・女子のやせの割合は、小学生から中学生に上がるにつれて高くなっており、男女別にみても中学生のやせの割合は、男子13.3%より女子21.8%の方が高くなっています。
生活と健康に関するアンケート(平成24年)	<ul style="list-style-type: none">・15歳以上の人の肥満は、男性は全国に比べるとやや低いものの、30～50歳代で約3割を占めています。・女性は15～19歳、20歳代のやせの割合が高く、4人に1人(27～29%)

	<p>となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段、食事の内容や栄養のバランスに気をつけているかをたずねたところ、「はい（気をつけている）」が70.0%、「いいえ（気をつけていない）」が29.7%となっています。性別にみると、「はい（気をつけている）」は女性に比べて男性が低く、最も高い60歳代でも60%台にとどまっています。女性は15～19歳、20歳代が他の年代に比べて低くなっています。 ・「自分の健康や体重を管理するための適切な食事内容や量を知っていますか」という設問に対しては、「知っている」が51.0%、「知らない」が48.7%となっています。 ・今の自分の食事の量や内容など食生活全般について問題があると答えた人に、食生活についてどのような改善に取り組みたいと思うかをたずねたところ、「特に取り組むつもりはない」はわずか1.3%であり、ほとんどの人が改善に取り組みたいと考えています。 ・食生活の改善に取り組む内容としては、「野菜の摂取量を増やしたい」「食事の量（カロリー）を減らしたい」の2項目が40%以上となっています。「主食（ごはんやパンなど）、主菜（たんぱく質を主としたおかず）、副菜（野菜を中心としたおかず）を組み合わせたバランスのよい食事をとりたい」「おやつやジュースなどの間食をやめたい」「肉類や揚げ物など脂肪分の多い食品の摂取量を減らしたい」も30%以上の比較的高い率です。女性に比べて男性が高いのは「1日3食規則正しくとりたい」「夜食（寝る2時間以内）の飲食をやめたい」「味付けをしたおかずに、しょうゆやソース、塩をかけないようにしたい」などで、男性に比べて女性が高いのは「おやつやジュースなどの間食をやめたい」「カルシウムの摂取量を増やしたい」などです。
<p>滋賀の栄養マップ調査(平成21年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳類、豆類の摂取量が減っています。日本人の食事摂取基準（2010年版）において、カルシウムの1日の推奨量は、男性は15～29歳が800mg、30～49歳が650mg、50～59歳が700mg、女性は15～69歳が650mgとされていますが、本市の摂取量はいずれの年代も推奨量を大きく下回っています。 ・食塩の摂取量は、第2次健康日本21の目標は8gとされていますが、本市の摂取量は1日当たり約10gとなっており、平成22年の国民健康・栄養調査の10.6gとほぼ同じ値となっています。
<p>特定健康診査（対象は国民健康保険加入者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム該当者（腹囲大、血圧高値・脂質異常・血糖高値あり）の割合が栗東市は平成24年度は県内2位、薬剤服用者の割合も平成24年度で脂質異常2位、糖尿病3位、高血圧症7位といずれも高い結果となっています。

2 野菜の摂取と好き嫌い

■課題

- ★野菜をたくさん食べることは、便秘を予防するだけでなく、免疫力を高めて風邪をひきにくくしたり、よく噛んで食べることで肥満になりにくくしたりします。また、その他にもガン、糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病の予防になるので、食べる量を増やすための取り組みが必要です。
- ★子どもの頃からの食の好みは、将来の健康なからだづくりに影響することから、野菜レシピの提案など、食材の幅を増やすための啓発が子どもと保護者のどちらにも必要です。
- ★野菜は、小学生の嫌いで食べないものの半数以上を占めるため、離乳食の頃から素材の味に触れるなど、好き嫌いを減らすための取り組みが必要です。



資料・データ	問題・課題
滋賀の栄養マップ調査 (平成21年)	・成人1日あたりの野菜の摂取目標量は350g以上ですが、本市は250.2gと目標量の70%程度に留まっています。【計画の目標値 300g】
小学5年生対象「食に関するアンケート」(平成26年)	・朝食を食べた児童の約半数は野菜が食べられていません。 ・好き嫌いがない児童は8%しかいません。 ・55%の児童が嫌いなものはあるが、食べることはできると答えています。 ・38%の児童は嫌いで食べないものがあります。 ・「嫌いで食べないものがある」と答えた児童のうち、半数以上(58%)は野菜類と答えています。また、それに続いて、魚類、豆類、乳製品と続いています。その他の項目では、10人がきのこ類と答えています。

3 朝食の摂取

■課題

- ★朝食は脳のエネルギー源となり、仕事や勉強をする上で集中力を発揮するために重要な役割を果たします。また、朝食を抜くと、昼食や夕食の摂り過ぎによる肥満にもつながります。朝食の摂取を妨げる要因としては、夜遅くに食事をしたり、食事の時間が不規則といったことがあげられるため、生活リズムから見直す必要があります。
- ★アンケート結果から、全体として朝食の欠食率は改善傾向にありますが、若い女性や20～40歳代の男性では他の世代に比べて欠食率が高くなっています。この年代は、女性ではやせ、男性では肥満傾向が顕著な年代でもあり、企業等を含めた取り組みが求められます。
- ★中学生までの朝食の摂取率は、90%を超えていますが、朝食を欠食する人の20%以上が、朝食を食べなくなった時期を「小・中学生の頃から」と答えており、成長期における朝食の大切さについて引き続き教育・啓発を行っていく必要があります。



資料・データ	問題・課題
生活と健康に関するアンケート(平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝食を欠食する」と答えた人に、いつ頃から朝食を食べないことがあるようになったかをたずねたところ、「20～29歳」が最も高く26%、次いで「高校を卒業した頃から」が18.2%、「高校生頃から」が15.5%の順となっています。しかし、20%以上が中学生までに朝食を欠食するようになっています。 ・男性は、20～40歳代、女性は20歳代の約30%が週2～3日以上朝食を食べないことがあります。 ・「毎日朝食を摂取する人」は男性が80%、女性が87%となっており、平成19年の78%と86%から、わずかですが改善傾向にあります。【計画の目標値 男性81% 女性89%】
小学5年生対象「食に関するアンケート」(平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食を食べた児童は98%を占めていますが、朝食を食べた児童の約半数は野菜が食べられていません。
幼児ふだんの生活習慣の実態調査(平成20～25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の朝食の摂取率は97%であり、平成22年の99%からほぼ横ばいです。【計画の目標値 100%】 ・5歳児の30%程度は朝食が主食1品という結果です。 ・平成20年と25年の5歳児の就寝時間、起床時間を比べると、就寝時間、起床時間共に遅くなる傾向にあります。 夜9時半以降まで起きている割合 20.1%→26.7% 朝7時までで起きる割合 53.5%→51.2%
小・中学校ふだんの生活習慣アンケート(平成22～25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の朝食の摂取率は97%であり、平成22年の97%から変動はありません。【計画の目標値 98%】 ・中学生の朝食の摂取率は92%であり、平成22年の92%からほぼ横ばいです。【計画の目標値 95%】

4 だんらんでの食事とマナー

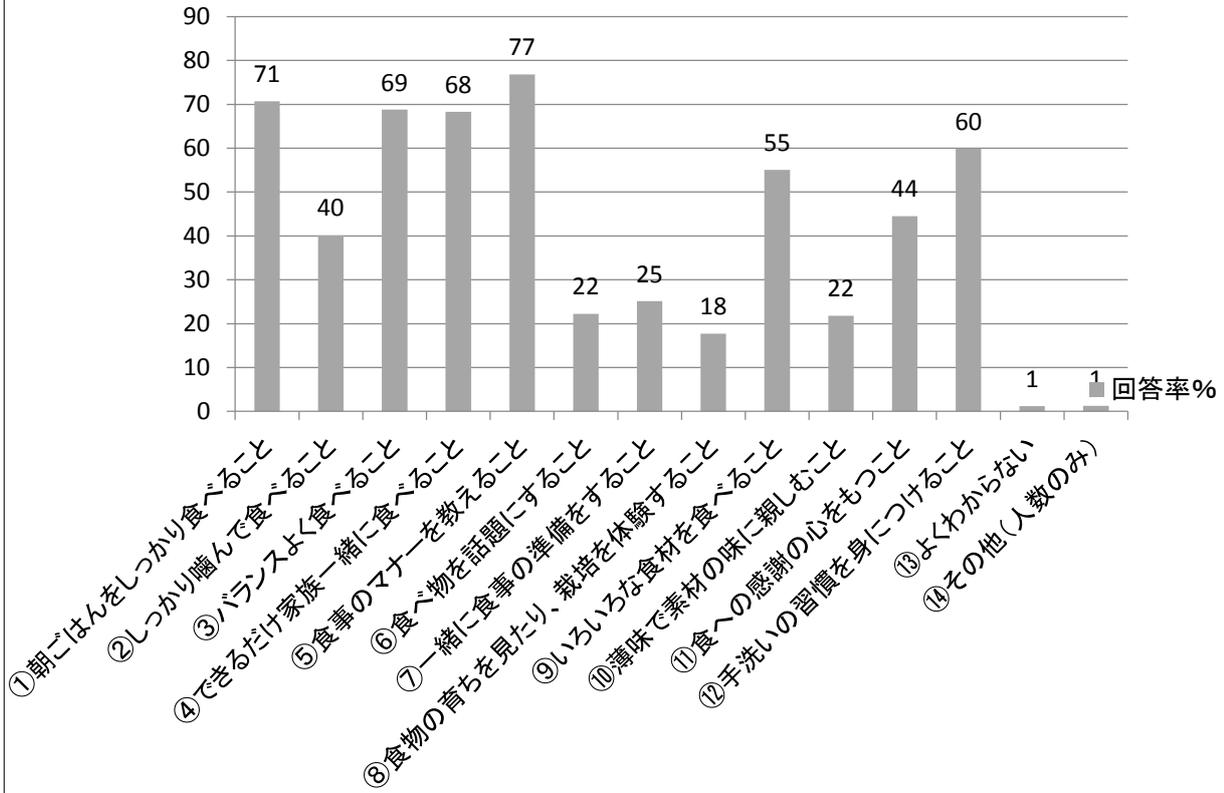
■課題

- ★だんらんでの食事は、食の楽しさを実感させ食への関心を高めることから、家庭だけでなく、学校、保育園・幼稚園・幼児園さらには地域社会の中で共食の場に参加することが必要です。
- ★家族形態や働き方の変化など社会的な背景も含め、だんらんでの食事ができない家庭がありますが、家庭におけるだんらんでの食事は、「いただきます」「ごちそうさま」といった基本的な食事マナーを学ぶ機会や、コミュニケーションの場にもなるので、引き続き啓発を行っていく必要があります。



資料・データ	問題・課題
小学5年生対象「食に関するアンケート」(平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・86%の児童が週に5～6回以上家族で夕食を食べていますが、3%の児童は家族で夕食を食べることがほとんどありません。 ・全体の94%の児童が家族との食事の時間が「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答えています。
幼児ふだんの生活習慣の実態調査(平成20～25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族と食事をしていない乳幼児は平成22年の10%から減少していますが、まだ7%あります。【計画の目標値 5%】 ・図表3-1 子どもへの食育としては、「①朝ごはんをしっかり食べること」「③バランスよく食べること」など栄養に関すること、「⑤食事のマナーを教えること」「⑩手洗いの習慣を身につけること」などマナーに関すること、「④できるだけ家族一緒に食べること」の団らんに関するものが高く、体験的な内容は低くなっています。
小・中学校ふだんの生活習慣アンケート(平成22～25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族と食事をしていない小学生は12%であり、平成22年の12%から横ばいです。【計画の目標値 7%】 ・家族と食事をしていない中学生は16%であり、平成22年の21%からは減少しています。【計画の目標値 19%】

図表3-1 子どもへの「食育」とは、どのようなことだと思いますか(複数回答可)



5 体験と感謝の心

■課題

★日々の食事は、生き物の命を頂くだけでなく、生産者をはじめ多くの人々の努力に支えられています。食べ物に対する感謝の心を持つことや、農業への関心を深めるために、生産から消費までの食に関するさまざまな体験活動に参加することが大切です。



資料・データ	問題・課題
各小学校からの補助金実績報告書 (平成25年)	・「教育ファームに取り組んでいる小学校の割合」は、この4年間すべての小学校で「たんぼのこ（教育ファーム）」が実施されており100%を維持しています。【計画の目標値 100%】
食育に関するアンケート(平成24年)	・「中学3年生で『月に一度でも』自分でお弁当をつくる生徒の割合は11%と計画策定時点の5%に比べれば倍増していますが、目標値と比べると半分程度にとどまっています。【計画の目標値 20%】

6 地産地消と郷土料理

■課題

- ★当市の耕地面積は減少傾向にあります。地産地消や食材を旬の時期に食べることは、からだや環境に優しいので、実践することが大切です。
- ★郷土料理を学び、調理したり食べたりすることは、地域を知り、良さを見直すきっかけにもなるので、家庭や地域での取り組みが大切です。



資料・データ	問題・課題
農林業センサス2010	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年の農家戸数は、1,111戸となっており、平成17年から149戸減少しています。 ・農業就業人口のうち、普段仕事として自営農業に従事した人の65歳以上高齢者が占める割合は、74.7%と非常に高く、担い手不足が深刻な問題となっています。 ・平成22年の本市の耕地面積は751ha、総土地面積の14.2%です。県内の市では湖南市に次いで狭くなっています。耕地面積のうち、田の耕地面積は712haで、耕地面積全体の94.8%を占めています。 ・販売目的で作付けした作物の作付面積を種類別にみると、稲が66.7%を占めています。次いで麦類、豆類の順となっています。平成17年に比べると、豆類が倍増しています。
農林水産省(平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の食料自給率は、カロリーベースではこれまで50%台を保っていましたが、平成23年(暫定値)では49%となっています。全国に比べると10ポイント高くなっています。 ・生産額ベースでは、低下傾向にあり、平成23年(暫定値)は36%となっています。これは全国を20ポイントも下回っています。
国勢調査(平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の核家族世帯は全体では68.4%で、全国(56.3%)、滋賀県(57.7%)よりも高くなっています。また、18歳未満世帯員のいる一般世帯についてみても、本市(86.1%)は全国(79.9%)、滋賀県(75.4%)よりも高くなっています。さらに、平成17年の調査では、本市の核家族世帯は全体では68.0%、18歳未満世帯員のいる一般世帯では82.7%となっており、子どものいる世帯の核家族の割合が高くなってきています。

第2部 計 画

第4章 基本的な考え方

1 基本理念（目指す姿）

おいしく食べて、心も体も健康に！
～おいしい時間にありがとう。旬と野菜とたのしい食卓。～

本市では、平成22年3月に策定した第1次計画にそって、市民一人ひとりが、食を通して元気な体と感謝の心を育むことができるよう、自らの食について考え、食に関する知識と食を選択する力を身に付けるための取り組みを推進してきました。

アンケートや既存データからは改善された項目がみられる一方、栄養の偏り（野菜嫌い）、不規則な食事（朝食の欠食や生活リズムの乱れ）、肥満や生活習慣病予備群の増加（高い割合のメタボリックシンドローム該当者）、地産地消の困難さ（食料自給率の低下）など、本市における食に関する課題も明らかになっています。さらに、食の安全性はさまざまな点から大きな関心事となっています。

食についての考え方や食生活は個人の自由であり、多様なライフスタイルや価値観等が尊重されることが基本です。また、時代とともに食生活の形が変化することはむしろ当然です。しかし、子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防、地産地消の推進や食文化の継承等は、市民みんなで考え、取り組むべき課題と考えます。

そこで、本市の目指す姿を『おいしく食べて、心も体も健康に！』と表し、この計画の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念（目指す姿）の実現に向けて、3つの目標をキーワードで示しました。これは、第1次計画において「食育推進で育みたい4つの果実」として掲げた「けんこう」「だんらん」「たいけん」「おいしさ」を引き継ぐもので、「おいしさ」については食への関心や食の楽しみの基本であり、どの場面においても大切であることからそれぞれの項目に含めることとしました。

(1) 基本目標1 <けんこう>野菜しっかり栄養バランス

心も体も元気でいきいきとしたゆたかな毎日を送りたい。そのために、自分にあった食事の量やバランスを考えて食べられるよう取り組んでいきます。また、食を通した子どもの育ちと子育て支援という視点から取り組みを推進します。

(2) 基本目標2 <だんらん>だんらんでの食事で育むマナーや食への関心

楽しい食事は、心ゆたかな満ち足りた毎日のもと。そのために、誰かと一緒にだんらんしながら食べることを大切にします。その中で食事のマナーを習得し、コミュニケーションを育んでいきます。

(3) 基本目標3 <たいけん>体験で育む感謝の心と食文化

毎日の食事を感謝して食べたい。そのために、農業体験や調理体験を通して、自然のめぐみや生産者への感謝の心を育むとともに、地域の農産物や郷土料理を知り、地産地消の推進、食文化の継承に取り組めます。

3 重点的な取り組み

基本目標に向けて、より実効性が高く、具体的な取り組みとなるよう、目標ごとに重点的な取り組みを定めます。

(1) <けんこう>の重点的な取り組み

野菜料理を一皿増やす

健康は、おいしく食べることや楽しく過ごすための大前提です。しかし、糖尿病や脂質異常、高血圧といった生活習慣病が増加しており、これらの疾病には食習慣が大きく影響しています。既存のデータなどから、本市のメタボリックシンドローム該当者の割合が高いこと、野菜の摂取量が少ないことなどが課題として上がっています。健康づくりのためには自分に合った食事の量や栄養バランスを知り食生活を見直していくことが大切ですが、ひとりひとり健康状態や生活のしかたが異なるため、まずはわかりやすいテーマとして“野菜料理を一皿増やす”を重点的な取り組みとしました。

(2) <だんらん>の重点的な取り組み

食事を通してコミュニケーションをはかる

家族が食卓を囲んで共に食事をとることは食育の原点であり、子どもへの食育を実践していく大切な場でもあります。また、友達や地域の人など、様々な人と一緒に食事することは、コミュニケーションを図る場となり、マナーを身につけたり食事を楽しく食べたりすることにもつながります。

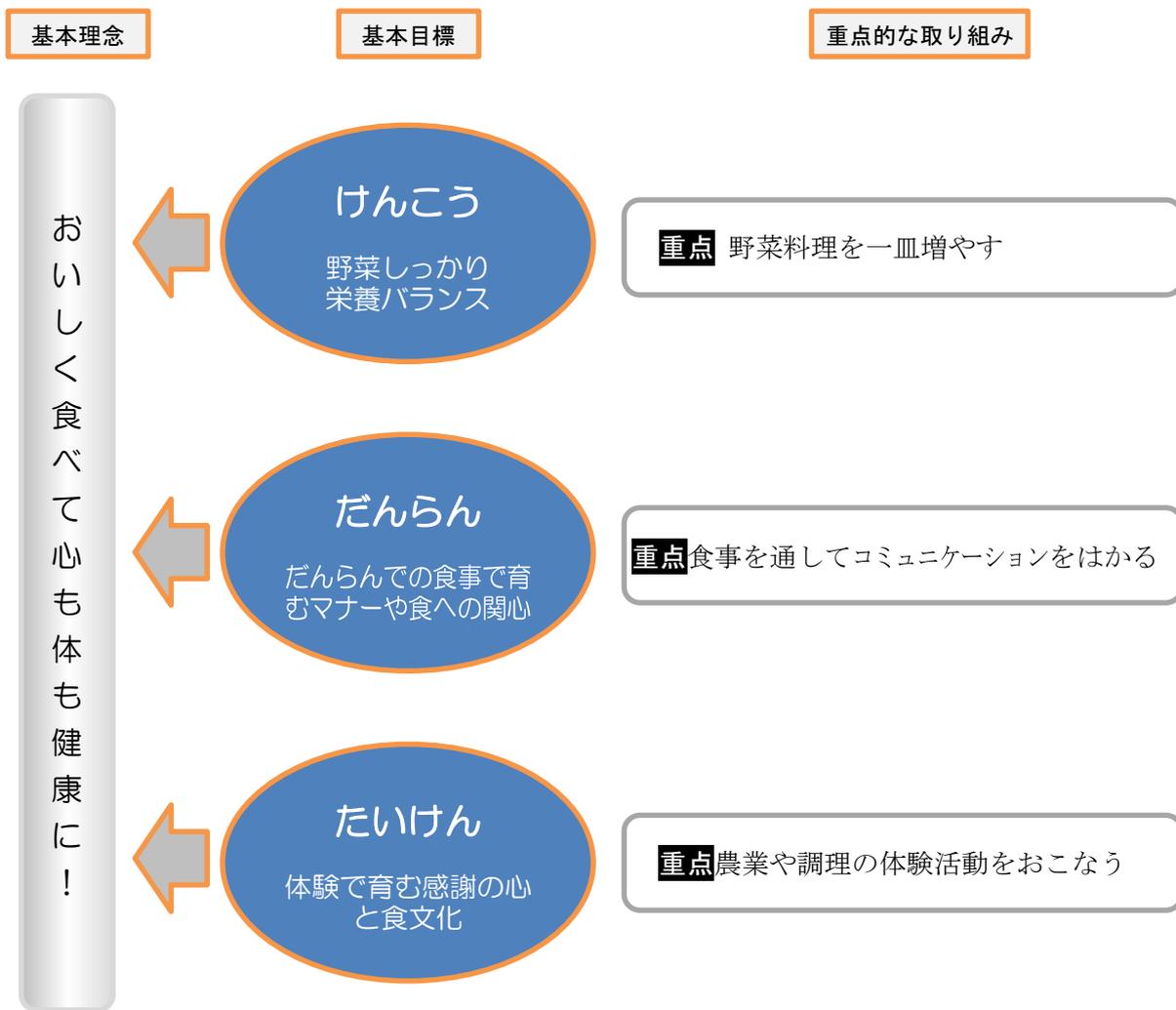
家族形態や働き方の変化による食生活の多様化、地域のつながりの希薄化の中にあって、共食は一律に推進できるものではありませんが、それぞれの家庭に応じた形で、また学校や地域が連携して子どもへの食育の基礎を形成していくことが大切です。このため、“食事を通してコミュニケーションをはかる”を重点的な取り組みとしました。

(3) <たいけん>の重点的な取り組み

農業や調理の体験活動をおこなう

身近な食べ物がどのように栽培・収穫されるのかを知ったり、調理したりすることは、食べ物を生み出してくれた自然やそれを生産・調理してくれた人々に感謝し、食べ物を粗末にせず、大切に作る心を育むと考えます。このため、「自然」や「食」について、肌で感じ、考えることができる“農業や調理の体験活動をおこなう”を重点的な取り組みとしました。

4 計画の概念図



食育の活動写真を挿入予定

5 計画の評価指標

目標	項目	指標	対象	現状値	目標値	出典
けんこう	毎日朝食を摂取する人の割合	「お子さんは、ふだん(月曜日～金曜日)毎日朝ごはんを食べていますか」という設問に「食べている」と答えた人の割合	乳幼児	97% (H25)	100%	1
		「あなたは、ふだん(月曜日～金曜日)毎日朝ごはんを食べていますか」という設問に「よくあてはまる」「あてはまる」と答えた児童の割合	小学生	97% (H25)	98%	2
			中学生	92% (H25)	95%	
	「あなたは、普段朝食を食べていますか」という設問に「毎日食べる」と答えた人の割合	成人男性	80% (H24)	85%	3	
		成人女性	87% (H24)	90%		
	自分の食生活を問題がないと思う人の割合	「あなたは、今の自分の食事の量や内容など食生活全般についてどのように感じますか」という設問に「全く問題がない」「問題がない」と答えた人の割合	男性	64% (H24)	70%	3
女性			56% (H24)	65%		
野菜の摂取量	野菜の一日あたりの平均摂取量	全市民	250.2g (H21)	320g	4	
だんらん	家族と食事をしている子どもの割合	「お子さんはふだん(月～金曜日)誰と朝食を食べていますか」という設問に「親や祖父母など大人と」、「子どもたちだけで」と答えた人の割合	乳幼児	93% (H25)	100%	1
		「あなたは、ふだん(月～金曜日)家族と食事をしていますか」という設問に「よくあてはまる」、「あてはまる」と答えた児童の割合	小学生	88% (H25)	90%	2
			中学生	84% (H25)	90%	
たいけん	教育ファーム(たんぼのこ体験事業)に取り組んでいる小学校の割合	各小学校からの補助金実績報告書	小学校	100%	100%	5
	中学生で「月に一度でも」自分でお弁当をつくる生徒の割合	「あなたは、学校へ持っていくお弁当を作っていますか」という設問に「月に1回は作っている」と答えた児童の割合	中学生	16% (H25)	20%	6
	給食の地場産物の使用割合	全使用品目中、地場産(市内産、県内産)の使用割合		29% (H25)	30%	7

- 1 栗東市内乳幼児「ふだんの生活習慣」および「食育」に関するアンケート
- 2 栗東市内小・中学校ふだんの生活習慣アンケート
- 3 生活と健康に関するアンケート
- 4 滋賀の健康・栄養マップ調査(滋賀県)
- 5 各小学校からの補助金実績報告書
- 6 中学生のお弁当づくりに関する調査
- 7 地場産物活用状況調査

第5章 食育推進の取り組み

1 <けんこう>

基本目標 野菜しっかり栄養バランス

(1) 家庭における取り組み

- ・野菜料理を一皿増やそう
- ・「早ね早起き朝ごはん」の習慣づくりに取り組もう

(2) 学校、園における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.1	園等での食についての教育・啓発	○幼稚園・保育園・幼児園において、関係団体の協力を得ながら、食についての教育・啓発を行います。	園児	幼稚園・保育園・幼児園
No.2	「くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～」による食育の推進	○小中学生を対象とした「ふだんの生活習慣アンケート調査」を継続して実施し、基本的な生活習慣の定着に役立てていきます。	小中学生 保護者	学校教育課
No.3	「食育の日」の取り組みによる食育の推進	○各小中学校において、独自の「食育の日」の実施計画を立案、実施し、食育を推進します。	小中学生	学校教育課
No.4	食育講座の実施	○様々な食べ物の働きや噛むことの大切さなどを伝え、今後の食育の基礎となる食意識を培います。 ○園児の保護者を対象とした「簡単クッキング教室」を開催し、関心を高め、家庭での充実を促す啓発を行います。	園児 保護者	幼児課
No.5	給食だよりによる食の啓発	○給食だよりの配布を通して、園児とその保護者に食と健康に関する正しい知識の普及を図ります。	園児 保護者	幼児課
No.6	小学生への食に関する指導	○望ましい食事のとり方を身につけるとともに、成長段階に応じた食生活が送れるよう、学年ごとに題材を選び指導します。	小学生	学校給食共同調理場

No.7	エプロンシアター	○布製などの食べ物をつけたエプロンを使った寸劇やダンスで、いろんな食べ物を食べることや、歯みがきの必要性について園児やその保護者へ啓発します。	園児 保護者	健康推進員 連絡協議会
------	----------	---	-----------	----------------

(3) 地域における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.8	バランスのよい食事の啓発	○栄養改善教室等を開催し、バランスのよい食生活の啓発を実施します。	市民	健康推進員 連絡協議会
No.9	学区のお祭り等における食育啓発	○学区のお祭り等で栄養バランスのとれた食事の展示、おやつの試食、野菜を使った簡単レシピの配布など、食への関心を高める取り組みを行います。	市民	健康推進員 連絡協議会

(4) 行政における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.10	特定健康診査・特定保健指導における食習慣改善の指導	○特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった人に、生活習慣改善にともなう食生活指導を実施し、メタボリックシンドロームの改善を推進します。	市民（国民健康保険加入者）	健康増進課
No.11	生活習慣病相談の実施	○生活習慣病に関する相談に、保健師、管理栄養士が対応し、一人ひとりに合った食生活改善のためのプログラムの提供と改善支援を行います。	市民	健康増進課
No.12	栗東市食育推進計画の出前講座	○管理栄養士等による食育講座（健康教室）を開催し、食育の必要性を伝えるとともに、食育推進計画について広く周知を図ります。	市民	健康増進課
No.13	簡単野菜メニューの出前講座	○家庭で野菜料理を1皿増やしてもらうために、お弁当向き簡単野菜レシピや、子どもの苦手な野菜を克服できるメニューについて講座を行います。	市民	健康増進課
No.14	「健康りっとう21」との連携	○第2次健康りっとう21（栄養・食生活）の事業と連携して食育の取り組みを推進します。	市民	健康増進課

No.15	食育月間、食育の日の周知と食育の取り組みの紹介	○食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）の周知を図るとともに、食育月間等に食育推進計画や、食育の取り組みを紹介する記事を広報に掲載することにより食育への関心を高めていきます。	市民	健康増進課
No.16	健康推進員活動支援	○隔年実施する健康推進員養成講座において、食品と栄養の知識、健康づくりと食生活、調理実習などはもちろん、食育推進計画に関する内容を盛り込んでいきます。 ○現状にあった食育の啓発活動に努めてもらうため、栗東の食の現状や健康問題、地域づくり等についての現任研修会を開催します。	健康推進員	健康増進課
No.17	乳幼児健康診査時における栄養・食生活に関する相談・指導	○乳幼児健康診査において、子どもの発達段階に応じた栄養・食生活に関する相談・指導を行います。	乳幼児保護者	健康増進課
No.18	離乳食および幼児食の相談（健康相談）	○なごやかセンターやコミュニティセンターにおいて、管理栄養士、保健師による離乳食や幼児食に関する相談、改善支援を行います。	乳幼児保護者	健康増進課
No.19	食育会議の開催	○各園で食育年間計画を立案、実施するとともに、食育会議で情報交換を行い、後の食育活動に反映させ、充実を図ります。	職員 栄養士 (幼児課)	幼児課
No.20	育児講座	○未就園児とその保護者を対象として、簡単なおやつづくりや離乳食、アレルギー食などニーズに応じた講義・実習を行います。また、日頃の悩みや不安を相談する機会にもなっています。	未就園児 保護者	幼児課
No.21	子育て講座の充実「0～3歳児の食育」	○0～3歳児と保護者を対象として、必要な栄養や食について学ぶ講座の開催や相談に応じることにより、子育て不安の軽減を図ります。	0～3歳児 保護者	子育て応援課

No.22	子育て講座の充実 「離乳食講座」	○4～11か月児の保護者（初産）を対象とした離乳食講座を開催し、離乳食の作り方の基本を学び、試食する機会を提供します。また、利用者のニーズに応じて開催回数を増やすなど講座の充実を図ります。	初めての 子育て中 の保護者 （4～11 か月児）	子育て応援 課
No.23	子育て相談 「巡回・来館・電 話」	○巡回・来館・電話などによる、卒乳の時期、離乳食や幼児食に関する相談への対応、支援を行います。	乳幼児保 護者	子育て応援 課
No.24	子育て講座 「にこにこ広場」	○離乳食のパネルの展示、資料の配布、グループでの離乳食講座、管理栄養士による個別相談を実施し、子育て不安の解消を図ります。初めての子育てで不安や悩みを抱える保護者の参加が多いことから、相談の充実を図ります。	0歳児 保護者	子育て応援 課
No.25	介護予防・生活支 援サービス事業 （その他の生活支 援サービスの提 供）	○介護予防・生活支援サービス事業の一つとして、栄養改善等を目的とした配食サービスを実施します。	介 護 予 防・生活 支援サー ビス事業 対象者	長寿福祉課
No.26	介護予防普及啓発 事業の実施	○出前講座等を実施し、高齢期の栄養・バランスの取れた食事などについて啓発を図ります。	高齢者	長寿福祉課

2 <だんらん>

基本目標 だんらんでの食事で育むマナーや食への関心

(1) 家庭における取り組み

- ・ 食事を通してコミュニケーションをはかろう
- ・ 食事のマナーを身につけよう

(2) 学校、園における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.27	給食感謝週間における取り組みの推進	○全国学校給食週間（1月24日～1月30日）にあわせ、各小学校において「給食感謝週間」として、生産者、調理をしてくれる人など給食に関わる人への感謝を表すとともに、食について考える取り組みを実施します。	小学生	学校教育課
No.28	食事のマナーの習得	○手洗いのしかたや箸の使い方、食器の並べ方、食べ方などについて指導し、マナーの習得に取り組みます。また、給食参観等で保護者へ啓発を行うことにより、保護者の意識の向上も図ります。	園児 保護者	幼児課
No.29	自園給食の実施	○年齢や成長にあわせた調理方法、和食を中心とした献立、味覚経験などに配慮した給食を提供し、咀嚼する力や食嗜好を育みます。多くの人に関わる配膳時等のコミュニケーションも大切にしています。	園児	幼児課
No.30	手作りおやつの実施	○手作りのおやつを毎日提供し、望ましい味覚の成長を促すとともに、楽しみにするような献立を心がけています。	園児	幼児課
No.31	行事食の実施	○四季折々の行事食を無理のない形で給食に取り入れ、古くからの食文化に触れ、楽しむ機会としています。	園児	幼児課
No.32	食を通じた異なる学年との交流	○お弁当の日などを利用して、他学年との交流を深めます。	小学生	学校教育課

No.33	4年生特別給食と食に関する指導	○栗東市と関わりのある「菜めし田楽」「田楽とおでん」について学習するとともに、市内の野菜生産者を給食に招待し、児童と会食することにより、地域の食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心を育みます。	市内小学校4年生児童	学校給食共同調理場
No.34	5年生特別給食と食に関する指導	○野菜の大切さについて学び、栗東市の学校給食に平成元年から伝わる野菜を多く使った「ほのぼの鍋」を食べることで、望ましい食事のとり方を身につけます。	市内小学校5年生児童	学校給食共同調理場
No.35	6年生特別給食	○友だちやお世話になった先生と一緒に食事することで、食事のマナーや食事を通じた人間関係能力を身につけることをねらいとして、小学校卒業前の6年生を対象として特別給食を実施します。	市内小学校6年生児童	学校給食共同調理場
No.36	児童館事業	○各児童館において、親子が楽しみながら食の大切さ、食への興味を高めることができるよう、絵本、紙芝居、などを行います。 ○児童館において季節毎の食に関する行事、旬の食べ物、食材に含まれる栄養など、食育に関連する情報提供を行います。	乳幼児保護者	子育て応援課

(3) 地域における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.37	食育の日の啓発活動	○食育の日（毎月19日）に地域のスーパーマーケットで、食育の日の周知や、家族だんらんでの食事について啓発活動を行います。	市民	健康推進員連絡協議会

(4) 行政における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.38	給食会議の実施	○（自園給食園の）給食担当保育士、厨房責任者、栄養士などによる給食会議を毎月開催し、献立の評価や要望の検討などを行い、給食に反映させ、その充実を図ります。	厨房責任者 栄養士 保育士	幼児課

3 <たいけん>

基本目標 体験で育む感謝の心と食文化

(1) 家庭における取り組み

- ・ 家庭で野菜などの栽培、調理、お弁当づくりなどを体験しよう
- ・ 地域の食材や食文化を知ろう

(2) 学校、園における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.39	栽培活動	○米や野菜などの栽培活動を通して作物や食への関心を高めます。 ○作物の生長過程や実り方を知り、収穫の喜びを体感することにより食材への興味を育みます。また子どもたちが収穫した野菜を家庭へもち帰ることで、家庭の関心も高めます。	園児 保護者	幼児課
No.40	クッキング活動	○園児と保護者が自分たちで育てた野菜などを調理して食べることにより、その匂やおいしさを知り、実りに感謝する心を育みます。	園児 保護者	幼児課
No.41	学校給食の食べ残しの減量化	○小学校の「給食の残さい(副食の残食)率」を調査、報告し、残さいを減らす取り組みを推進します。	小学生	学校給食共同調理場 学校教育課
No.42	中学校における「食の自立」をめざした食育の推進	○中学生が自分で弁当を作ることにより、食の自立を図るとともに、調理をしてくれる人への感謝の心を育んでいきます。 ○「中学生のお弁当づくり」実施状況調査を実施します。 ○中学生が自分で栄養バランスを考えた弁当を作るための参考となるよう「お弁当レシピ集」の充実を図ります。	中学生	学校教育課

No.43	たんぼのこ体験事業の実施	○小学校において、田植、稲刈り、収穫祭などの一連の流れの農業体験を学習として行う「たんぼのこ体験事業」を実施します。 ○たんぼのどろんこ運動会、作物を鳥害から守るかかしづくりなど、新しい取り組みについても検討します。	小学生	小学校 農林課
No.44	やまのこ事業の実施	○森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力をはぐくむため、学校教育の一環として、「やまのこ」事業を実施します。	小学4年生	小学校 農林課

(3) 地域における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.45	健康推進員による各種料理教室	○「男性のための料理教室」「おやこの料理教室」「乳製品をたっぷり使った料理教室」等各種料理教室を、各種団体と協働するなどして実施します。	市民	健康推進員 連絡協議会
No.46	平和学習推進事業	○平和学習の一環として、“すいとん”“芋のつるのきんぴら”など戦時中の食事を体験します。	小学生 保護者	生涯学習課 コミュニケーションセンター 健康推進員等
No.47	放課後子ども教室における食育	○放課後子ども教室における、農家、事業所等の協力を得た食農体験の機会の提供について検討します。	小学生	生涯学習課

(4) 行政における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.48	農業農村保全向上対策による地域ぐるみの農村環境保全活動支援	○地域住民が生き物観察や田植え体験、農道、河川の点検補修を行うことにより、食と地域のつながりの強化を図ります。	農用地区域を有する地域の農業者団体自治会等をつくる組織	農林課
No.49	食農体験の充実	○食農体験の充実を図るため、協力農家、協力事業所等への働きかけを行うとともに、新しい体験機会の開拓に努めます。	市民	農林課

No.50	夏休みふれあい料理教室	○夏期休暇期間中に、親子の料理教室を開催し、簡単な料理（地場産物を活用した献立や夏野菜を使った献立）をすることで、食や地元の農産物への興味・関心を高めていきます。	小学生 保護者	学校給食共 同調理場
No.51	栗東ブランド農産物の情報発信による地産地消の推進	○「りっとう栗太郎かぼちゃ」など栗東ブランドの農産物について、ホームページ等による情報発信を強化して地産地消を推進します。	栗東市農 業振興会	農林課
No.52	環境こだわり農産物の支援	○滋賀県が独自に定めた要件を満たして栽培された農産物（滋賀県環境こだわり農産物）への支援を行います。また、エコファーマーの認証支援を行います。	農業者	農林課
No.53	水田野菜の生産拡大推進、学校給食への食材供給推進	○水田野菜生産拡大を推進し、学校給食への供給食材の増加を図ります。	農業者	農林課
No.54	栗東農業まつり	○農業による自然の恵み感謝するとともに、生産者と消費者、都市住民との交流を目的として栗東農業まつりを開催します。	一般	農林課

栗東市の特産品紹介



栗東いちじく

独特の風味と甘さがあるいちじくです。「栗東ブランド」として「いちじくジャム」や「いちじくシュークリーム」などの商品も開発しています。いちじくは、お菓子のほか、サラダやパスタ、天ぷらにしてもおいしい食材です。



りっとう栗太郎かぼちゃ

名前の通り栗のようなホクホクとした食感と甘みがおいしいかぼちゃです。かぼちゃは煮物やコロッケのほか、サラダやポタージュなど幅広く活用できます。

第2次栗東市食育推進計画

平成27年3月

発行／栗東市

編集／栗東市 健康増進課

(栗東市総合福祉保健センター内)

〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地

電話 007-554-6100

FAX 007-554-6101

栗東市子ども・子育て支援事業計画の概要について

健康福祉部 子育て応援課

1. 趣旨

平成24年8月、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため国において「子ども・子育て関連3法」が公布されました。これに基づきより子どもを生き育てやすい環境を整備し、子ども・子育てを社会全体で支えていく新しい仕組みを構築し、「子ども・子育て支援新制度」として5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

これに伴い本市では、「栗東市次世代育成支援行動計画～りっとう子育てプラン～」が平成26年度までを計画期間としていることから、この行動計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせた新たな「事業計画」を策定します。

2. 計画の名称 「栗東市子ども・子育て支援事業計画」

3. 計画期間 平成27年度から平成31年度の5年間

4. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画」です。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく「栗東市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画と位置づけます。

また、「栗東市総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定します。

5. 策定の体制

- ・ニーズ調査（市内在住の就学前児童2,000人及び小学校児童1,000人）
- ・子ども・子育て会議の開催（委員17名）8回
- ・パブリックコメントの実施（平成26年11月26日～12月25日）

6. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～」

(2) 基本目標と基本施策

基本目標1 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

〔基本施策〕

- 1 子どもの人権擁護の推進
- 2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

〔基本施策〕

- 1 就学前の教育・保育の総合的な提供
- 2 児童の放課後の過ごし方への支援
- 3 地域における多様な子育て支援の充実
- 4 子育て家庭への経済的負担の軽減

基本目標3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

〔基本施策〕

- 1 子育ての相談・支援体制の充実
- 2 家庭や地域の教育力の向上

基本目標4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

〔基本施策〕

- 1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持と増進
- 2 子育て交流の促進
- 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

(3) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域、量の見込み、確保方策

- 1号認定（3～5歳児）（幼児期の教育）
- 2号認定（3～5歳児）（保育の実施）
- 3号認定（0歳児）
- 3号認定（1、2歳児）
- 延長保育事業
- 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）
- 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外、ファミリーサポートセンター事業含む）
- 放課後児童健全育成事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 病児・病後児保育事業
- 妊婦に対する健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

26.11.5

総合調整会議資料

栗東市子ども・子育て支援事業計画 〔案〕

平成 27 年 月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2

第2章 栗東市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計	3
(1) 人口の推移	3
(2) 出生数の推移	5
(3) 世帯の動向	6
(4) 子どもの人口の推移	7
(5) 子どもの人口（5歳刻み）の割合の県内比較	9
(6) 小学校区別就学前（0～5歳）人口の推移	9
2. 就業の状況	10
(1) 就業人口の動向	10
3. 栗東市の子どもと子育て家庭の概況	11
(1) 就学前児童の状況	11
(2) 子育て家庭の状況	12
(3) 保護者の就労状況	13
4. 栗東市における主な子育て支援の取り組み	15
5. ニーズ調査結果の概要	24
(1) 子育て支援全般について	24
(2) 教育・保育事業の利用について	26
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について	29
(4) 小学生の放課後の過ごし方について	33
(5) 職場の両立支援制度について	35
6. 栗東市における子ども・子育て支援を取り巻く課題	37

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	39
2. 計画策定の視点	40
3. 計画の基本目標	41

第4章 支援事業計画

【基本施策】

1 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり	43
1-1 子どもの人権擁護の推進	43
1-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	45
2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	48
2-1 就学前の教育・保育の総合的な提供	48
2-2 児童の放課後の過ごし方への支援	51
2-3 地域における多様な子育て支援の充実	52
2-4 子育て家庭への経済的負担の軽減	54
3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり	56
3-1 子育ての相談・支援体制の充実	56
3-2 家庭や地域の教育力の向上	58
4 安心して子どもを生き育てられる環境づくり	60
4-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進	60
4-2 子育て交流の促進	61
4-3 職業生活と家庭生活との両立の推進	63

【教育・保育・地域子ども・子育て支援事業】

1. 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	65
2. 教育・保育の量の見込み、確保の方策、実施時期	66
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の方策、実施時期	70
4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の推進に関する体制の確保について	84

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	85
2. 計画の進行管理	85

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、これまで「少子化対策基本法」などにに基づき、総合的な施策が国、県、市レベルでそれぞれ進められてきました。しかし、子育てをしながら働ける環境が必ずしも充実していないことなどから、合計特殊出生率は低い水準にとどまっています。こうした状況を受けて、国は、子ども・子育て支援についても社会保障の一環と捉え、質の高い幼児期の教育・保育の提供や、保育の量的拡大、子育て支援の充実が図れるよう、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定しました。この法律は、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をめざしています。

この法律の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

本市においては、平成17年度から、「栗東市次世代育成支援行動計画～りっとう子育てプラン～」に基づき、子ども・子育て支援をはじめとする次世代育成支援のための施策に取り組んできました。この行動計画が平成26年度までを計画期間としていることから、行動計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに平成27年度からの「子ども・子育て新制度」の開始に合わせて「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取り組みを進めてきた「栗東市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画と位置づけます。

なお、本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定します。

3. 計画の期間

本計画は平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間とします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の現状、保育サービスの利用希望や子育てに関する意識等を把握する基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。また、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として「栗東市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について検討を行い、この計画の素案を市役所の窓口やホームページにて公開し、広く市民の方々から意見を募り策定しました。なお、計画策定後「栗東市子ども・子育て会議」は、事業計画の進行管理をおこなうため、計画を点検・評価する役割を担うこととします。

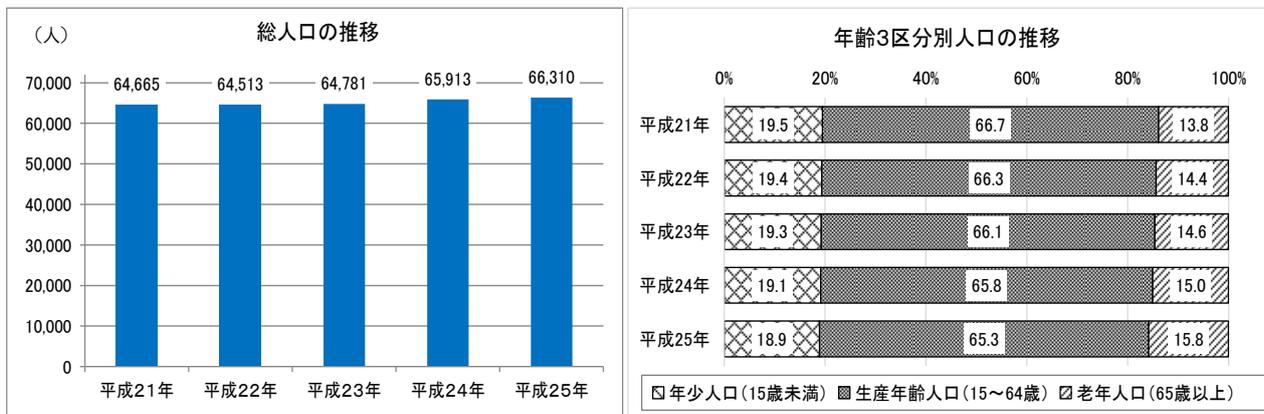
第2章 栗東市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

(1) 人口の推移

① 総人口・年齢別人口の推移

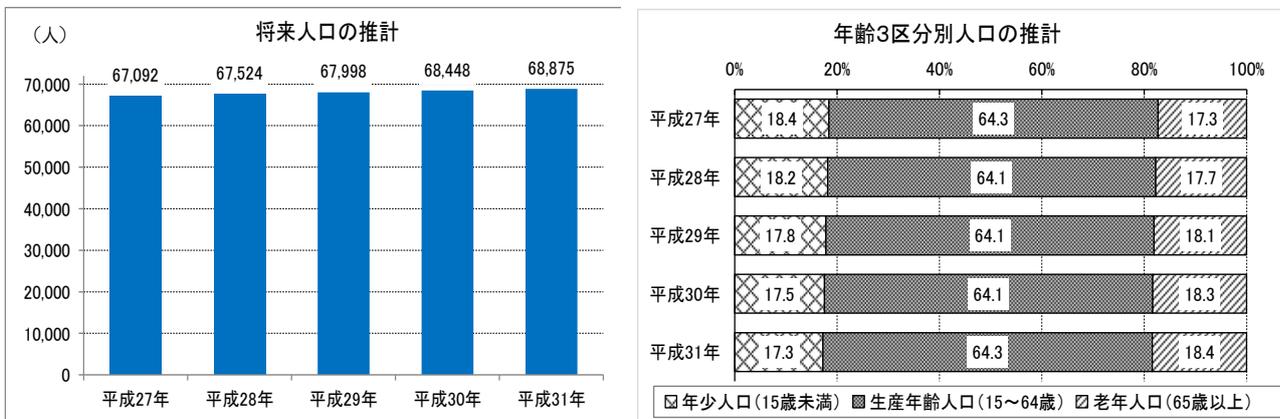
総人口の推移をみると、平成23年以降増加を続けており、平成25年は66,310人でした。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成25年には18.9%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は年々増加しており、平成25年の高齢化率は15.8%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 将来人口・年齢別人口の推計

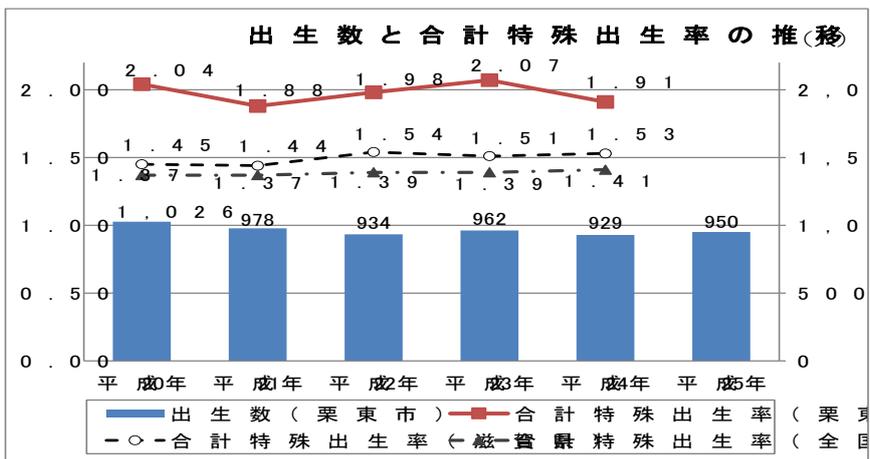
コーホート変化率法によって推計すると、今後も人口は増加し続けるものと予測されています。年齢3区分別人口の推計をみると、年少人口は今後も減少すると予測されており、平成31年には17.3%と予測されています。また、生産年齢人口は今後も横ばい傾向と予測されています。一方、老年人口は今後も増加すると予測されており、平成31年の高齢化率は18.4%と予測されています。



資料：コーホート変化率法による推計結果

(2) 出生数の推移

出生数は、平成20年から平成22年にかけて90人ほどの減少がみられましたが、その後、増減を繰り返して推移しています。また、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す本市の合計特殊出生率は、平成21年以降増加し、平成23年には2.07となりましたが、平成24年は1.91に下がっています。

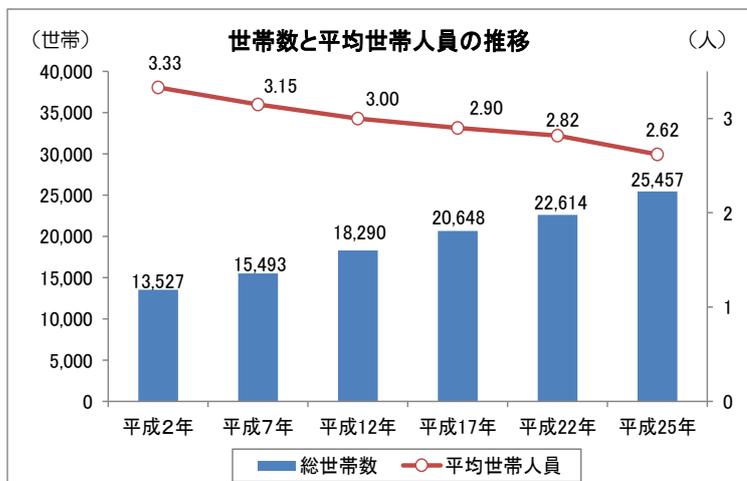


資料：出生数は住民基本台帳、
合計特殊出生率は厚生労働省人口動態調査、滋賀県南部健康福祉事務所事業年報

(3) 世帯の動向

① 世帯数と平均世帯員の推移

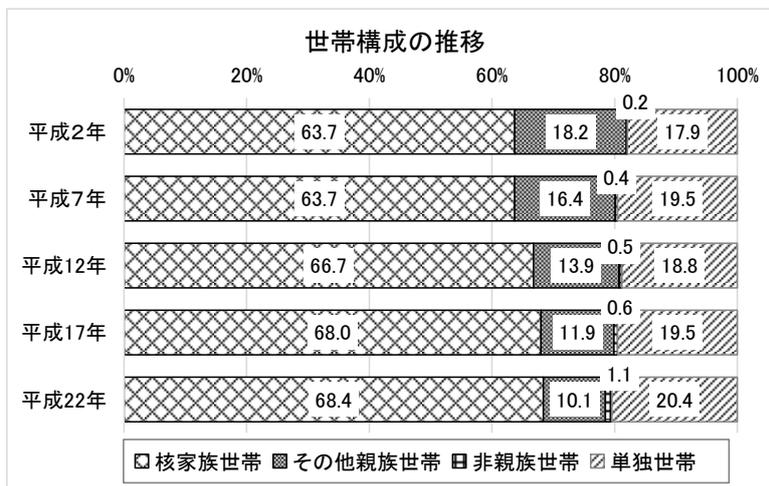
世帯数は、増加傾向が続いており、平成25年では25,457世帯になっています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成17年に3人を割り込み、平成25年には2.62人となっています。



資料：国勢調査、住民基本台帳（平成26年3月31日現在）

②世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、7割弱を占めています。単独世帯は増加する傾向がみられ、世帯規模の縮小傾向が進行していることがうかがえます。

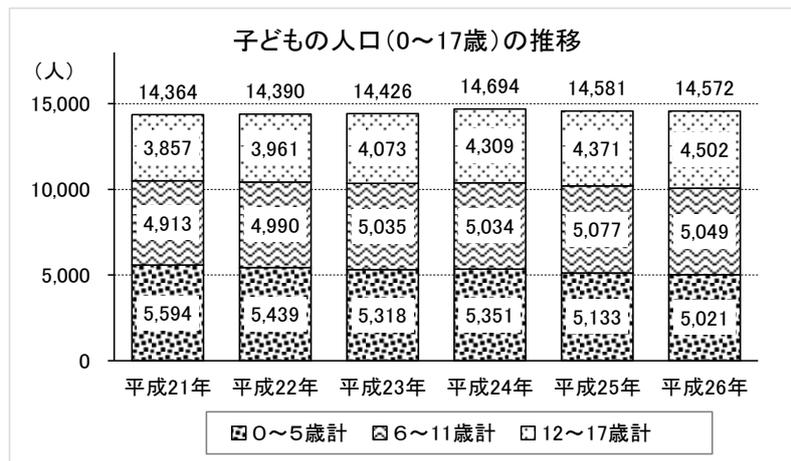


資料：国勢調査

(4) 子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移

0～5歳、6～11歳、12～17歳のそれぞれの人口は、12～17歳については増加していますが、6～11歳は横ばいであり、0～5歳については減少しています。



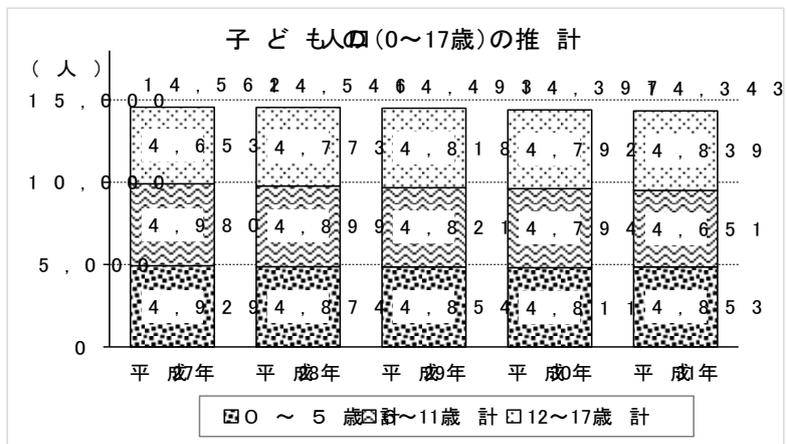
(人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	966	929	908	953	844	898
1 歳	985	938	884	894	912	821
2 歳	953	945	881	865	846	868
3 歳	869	908	911	861	825	804
4 歳	897	852	896	890	827	802
5 歳	924	867	838	888	879	828
6 歳	882	875	845	811	864	871
7 歳	919	867	865	848	809	851
8 歳	813	883	859	866	831	801
9 歳	824	802	871	868	854	829
10 歳	766	805	789	857	865	843
11 歳	709	758	806	784	854	854

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②子どもの人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、子どもの人口は今後も減少していくことが予測され、増加傾向にあった12～17歳の人口についても、平成31年がピークになることが予測されます。



(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	877	883	889	897	897
1歳	871	848	854	860	868
2歳	779	826	806	812	818
3歳	828	743	788	771	777
4歳	774	800	719	754	741
5歳	800	774	798	717	752
6歳	816	789	763	785	705
7歳	865	811	785	758	779
8歳	843	857	802	778	751
9歳	795	835	856	800	778
10歳	822	791	828	849	795
11歳	839	816	787	824	843

資料：コーホート変化率法による推計値

(5) 子どもの人口(5歳刻み)の割合の県内比較

15歳未満の5歳刻み人口率を見ると、0～4歳、5～9歳、10～14歳のいずれの割合も、滋賀県下13市の中で最も高くなっています。

子ども人口(5歳刻み)の割合に関する県内順位(市)

順位	0～4歳		5～9歳		10～14歳	
	市	割合	市	割合	市	割合
1位	栗東市	6.4%	栗東市	6.4%	栗東市	6.1%
2位	守山市	6.1%	守山市	6.0%	守山市	5.7%
3位	草津市	5.3%	草津市	5.1%	東近江市	5.4%
4位	野洲市	5.1%	野洲市	5.0%	長浜市	5.4%
5位	近江八幡市	5.0%	東近江市	4.9%	甲賀市	5.2%

資料：住民基本台帳人口(平成25年3月31日現在)

(6) 小学校区別就学前（0～5歳）人口の推移

就学前の0～5歳人口の推移を見てみると、治田小学校区については6年間で10%以上の増加となりました。その一方で、大宝東小学校区、治田西小学校区などでは大きく減少し、学区毎にばらつきが出ています。

0～5歳人口の推移

(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平26/平21
金勝小学校区	599	603	589	606	586	566	-5.5%
葉山小学校区	567	545	571	546	539	560	-1.2%
葉山東小学校区	475	455	438	451	460	462	-2.7%
治田小学校区	615	590	610	689	689	682	10.9%
治田東小学校区	501	482	496	508	480	477	-4.8%
治田西小学校区	906	837	746	724	669	643	-29.0%
大宝小学校区	694	720	720	717	706	686	-1.2%
大宝東小学校区	774	715	640	588	500	485	-37.3%
大宝西小学校区	463	492	508	522	504	460	-0.6%
合 計	5,594	5,439	5,318	5,351	5,133	5,021	-10.2%

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2. 就業の状況

(1) 就業人口の動向

①産業人口の動向

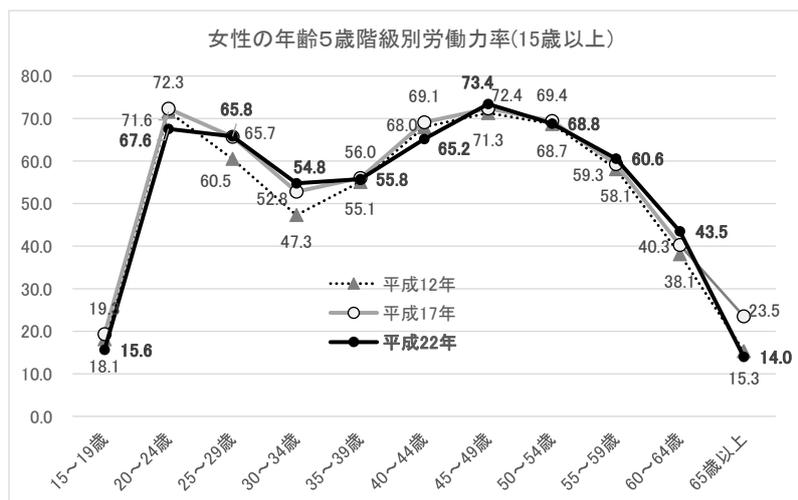
就業人口をみると、男女とも増加傾向にあります。産業分類別にみると、第2次産業が減少し、第3次産業が増加傾向にあります。特に女性の就業人口は、第3次産業への従業者が増加しています。

	男性				女性			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数(人)	16,313	15,774	18,630	18,652	9,566	9,618	11,746	12,041
第1次産業(%)	3.0	0.5	2.6	2.2	4.7	0.5	2.8	1.8
第2次産業(%)	42.1	43.9	40.1	39.8	30.2	27.6	22.1	20.1
第3次産業(%)	54.6	54.5	56.6	54.1	64.6	70.5	74.1	74.2
分類不能(%)	0.4	1.1	0.7	3.9	0.5	1.4	1.4	3.8

資料：国勢調査

②女性の年齢別就業率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、平成22年には平成17年と比べて20代前半と40代前半で低下しています。年代別では、20歳代で70%弱ですが、30歳代では50%台となり、出産・育児を機に一旦就労を中断する傾向がみられ、40歳代で再び70%前後に上昇するという、いわゆる「M字カーブ」が依然としてみられます。



資料：国勢調査

3. 栗東市の子どもと子育て家庭の概況

(1) 就学前児童の状況

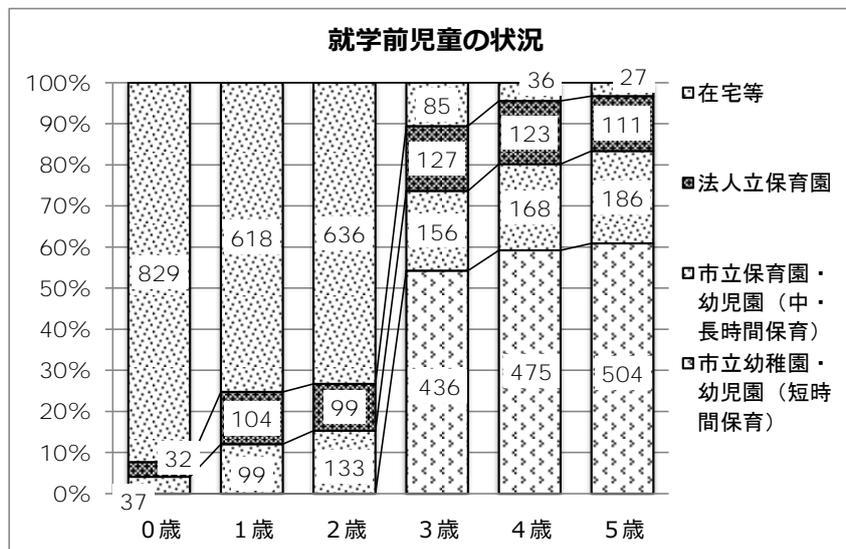
0～2歳児については、施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、2歳児で約70%を占めます。

一方、3～5歳児では公立幼稚園・幼児園（短時間保育課程）に通っている児童が最も多く、50～60%を占めます。3～5歳児の保育園・幼児園（中・長時間保育課程）については、公立・法人立を合わせて35%程度となっています。

就学前児童の状況 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立幼稚園・幼児園 (短時間保育)	—	—	—	436	475	504	1,415
公立保育園・幼児園 (中・長時間保育)	37	99	133	156	168	186	779
法人立保育園	32	104	99	127	123	111	596
在宅等	829	618	636	85	36	27	2,231
就学前児童数	898	821	868	804	802	828	5,021

資料：就学前児童数は、住民基本台帳人口（平成26年3月31日現在）
 保育園・幼児園・幼稚園児童数は、平成26年4月1日現在



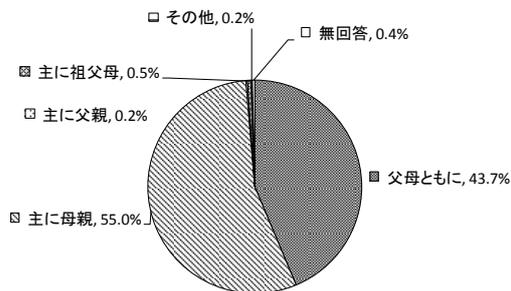
(2) 子育て家庭の状況

ニーズ調査結果によると、子育て家庭の5割前後は、主に母親が子育てをしており、父母ともに子育てをしている世帯は、就学前児童のいる家庭で約4割、小学生のいる家庭で約5割となっています。

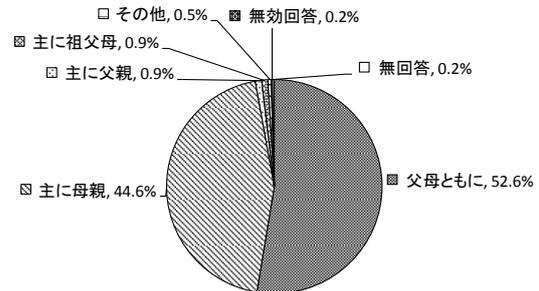
また、緊急時等の預け先として、祖父母等の親族が多いですが、預け先がない人も1割強います。

■子育てを主体的に行っている人

【就学前調査結果 N=835】

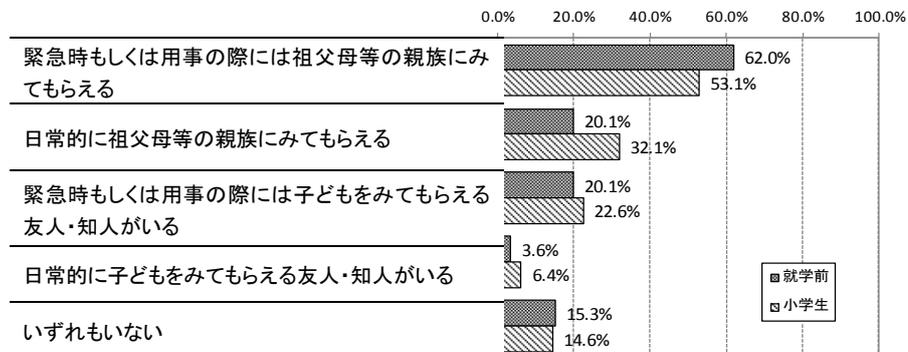


【小学校調査結果 N=424】



■日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の存在

【就学前調査結果 N=835、小学校調査結果 N=424／複数回答】



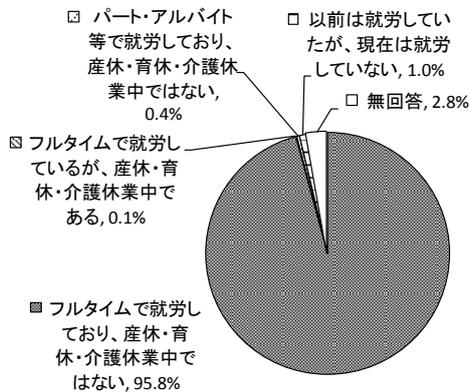
(3) 保護者の就労状況

父親の就労形態は「フルタイム」が9割以上と大半を占めます。フルタイムで働いている父親は、母親に比べて長時間働いている割合が高く、1日当たり10時間以上働いている人が5割以上に上ります。

母親の就労形態は、子どもの成長とともに働く人が増加し、就学前児童の母親の6割弱は未就労ですが、小学校児童になると6割強が「パート・アルバイト等」や「フルタイム」で働いています。

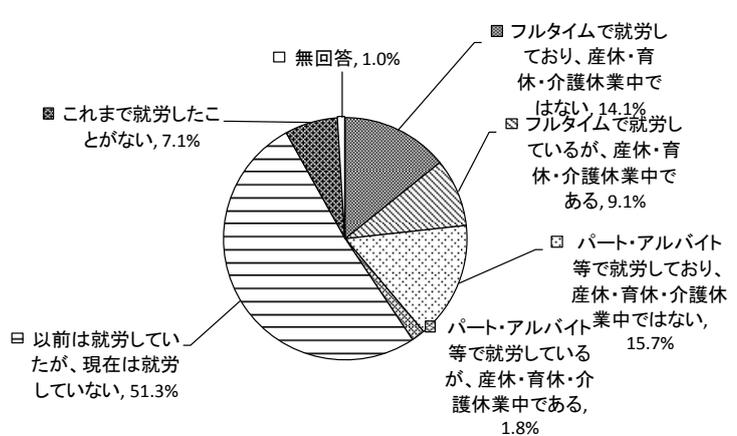
■ 父親の就労状況

【就学前調査結果 N=835】

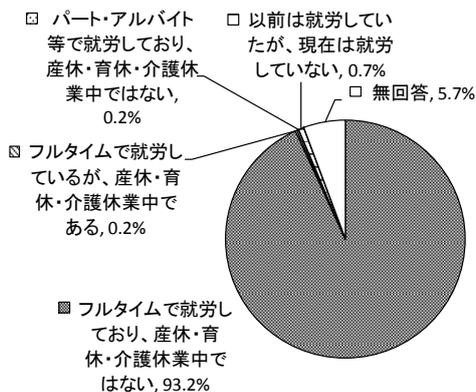


■ 母親の就労状況

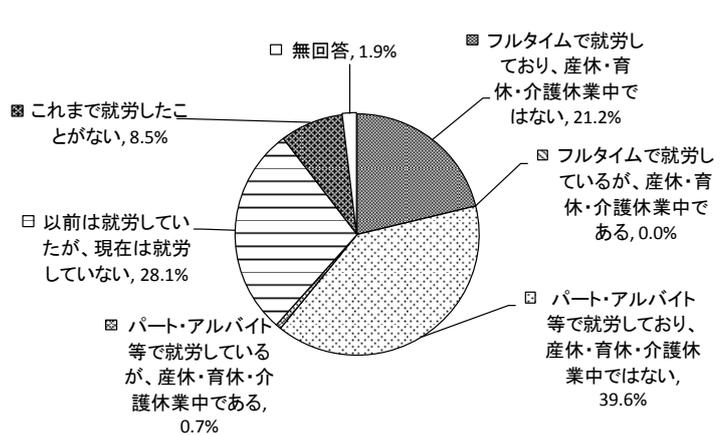
【就学前調査結果 N=835】



【小学校調査結果 N=424】



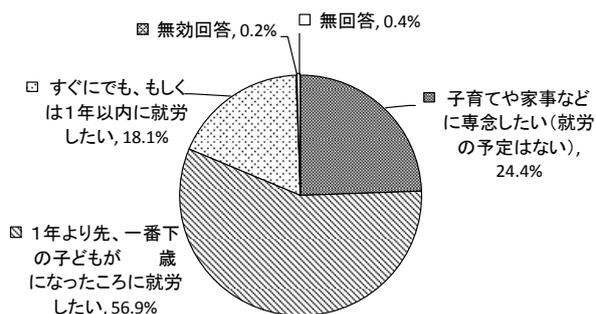
【小学校調査結果 N=424】



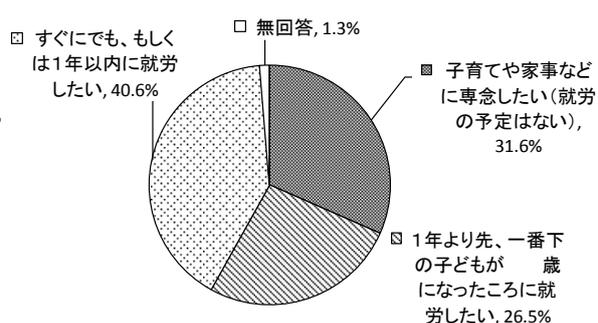
就労していない母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が就学前児童で約2割、小学校になると約4割になります。また、「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら働きたい」を合わせると、就学前児童では7割強、小学校児童では6割強が「働きたい」と考えていることになります。

■現在働いていない方の働きたいという希望

【就学前調査結果 N=487】



【小学校調査結果 N=155】



《一番下の子が何歳になったら就労したいか》

年齢	割合
1歳	1.8%
2歳	3.2%
3歳	23.8%
4歳	18.4%
5歳	5.1%
6歳以上	45.5%
無回答	2.2%
N値	277



年齢	割合
3歳	4.9%
4歳	7.3%
5歳	2.4%
6歳以上	80.5%
無回答	4.9%
N値	41

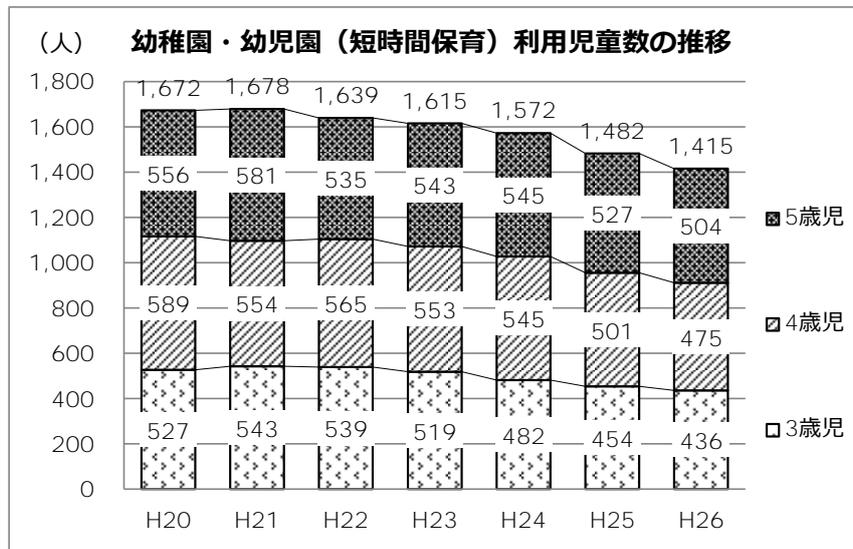
4. 栗東市における主な子育て支援の取り組み

本市における、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業にかかる取り組み実績状況です。

① 幼稚園・保育園・幼児園の状況

■ 幼稚園・幼児園（短時間保育課程）の状況

短時間保育課程については、公立幼児園5園、公立幼稚園4園の合計9園にて保育を実施しています。3～5歳児がそれぞれ500人前後で推移しており、利用児童は減少傾向にあります。



資料：健康福祉部幼児課（各年4月1日現在）

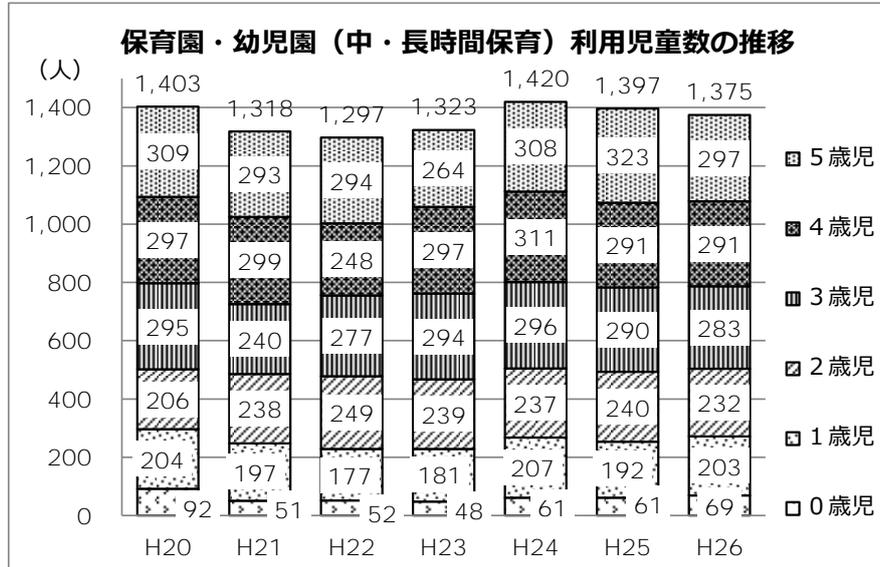
(人)

園名	3歳	4歳	5歳	計
金勝第1幼児園	51	52	62	165
葉山幼児園	42	41	54	137
葉山東幼児園	47	43	56	146
治田幼稚園	69	56	58	183
治田東幼児園	39	49	50	138
治田西幼児園	40	43	55	138
大宝幼稚園	51	76	68	195
大宝幼稚園分園	50	55	58	163
大宝西幼稚園	47	60	43	150
合計	436	475	504	1,415

資料：健康福祉部幼児課（平成26年4月1日現在）

■保育園・幼児園（中・長時間保育課程）の状況

中・長時間保育課程については、公立幼児園5園、公立保育園3園、法人立保育園6園（法人立は長時間保育課程のみ）の合計14園にて保育を実施しています。中・長時間保育課程を利用する児童は横ばい傾向です。



資料：健康福祉部幼児課（各年4月1日現在）

(人)

園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
金勝第1幼児園	3	9	12	16	18	15	73
金勝第2保育園	1	7	9	14	20	28	79
葉山幼児園	6	11	20	28	26	28	119
葉山東幼児園	3	15	13	20	23	25	99
治田保育園	9	20	29	29	30	30	147
治田東幼児園	6	15	20	20	23	30	114
治田西幼児園	6	15	16	17	19	17	90
大宝西保育園	3	7	14	12	9	13	58
治田西カナリヤ第三保育園	6	20	16	17	22	20	101
こだまふれんど保育園	6	16	24	25	30	19	120
グランマの家保育園	6	22	15	19	15	11	88
こだま保育園	5	12	14	26	22	26	105
こだま乳児保育園	5	9	8	—	—	—	22
大宝カナリヤ保育園	4	25	22	40	34	35	160
合計	69	203	232	283	291	297	1,375

資料：健康福祉部幼児課（平成26年4月1日現在）

■保育園・幼児園（中・長時間保育課程）における待機児童の状況

中・長時間保育課程における待機児童は、年度当初（4月）が10人前後であり、月を追うごとに希望者が増え、年度途中の10月には40人を超えます。その後、年度替わりの際に入園が進み、近年では10人程度まで減少する状況でしたが、平成26年4月は1人の待機にとどまっています。

待機児童の状況

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	4月	10月								
待機児童数 (人)	10	24	10	61	12	43	6	41	1	26
0歳児(人)	0	10	0	36	2	18	0	24	0	21
1歳児(人)	4	8	5	7	5	15	1	8	1	4
2歳児(人)	6	6	5	16	3	6	5	9	0	1
3歳児(人)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0
4歳児(人)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
5歳児(人)	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0

資料：健康福祉部幼児課

② 延長保育事業

保護者の多様な就労形態に対応するため、11時間を超える延長保育について、法人立保育園全園の6園で午後8時（一部、午後7時及び午後7時30分）まで実施しました。

延長保育の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数(か所)	6	6	6	6	6

資料：健康福祉部幼児課

③ 放課後児童クラブ（学童保育）

学童保育所については、市内9小学校区に公設9か所10クラブ、民設2か所2クラブの合計11か所12クラブが開設されており、小学1年生～3年生と要支援児童の4年生～6年生が利用しています。

平成24年度から5年間、公設学童保育所の管理・運営を指定管理制度にて、栗東市社会福祉協議会に委託しています。

学童保育の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	523	500	435	424	501

資料：健康福祉部子育て応援課（各年 4 月 1 日現在）

(人)

クラブ名	計	クラブ名	計
金勝学童保育所	34	治田西第二学童保育所	48
葉山学童保育所	34	大宝学童保育所	43
葉山東学童保育所	55	大宝東学童保育所	37
治田学童保育所	43	大宝西学童保育所	50
治田東学童保育所	55	こだまクラブ	38
治田西第一学童保育所	13	大宝こだまクラブ	51
		合 計	501

資料：健康福祉部子育て応援課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までのお子さんのいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に繋がっています。特に、子育て不安が高い保護者や医療機関および関係機関から連絡があった要支援母子には、継続して支援をしています。

こんにちは赤ちゃん事業の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数 (件)	577	489	588	668

資料：健康福祉部健康増進課

⑤ 養育支援訪問事業

子育てに不安が高い家庭や支援が必要な家庭に専門職が訪問し、相談などを実施しています。特に、母子健康手帳発行時の面接や医療機関からのハイリスク妊産婦や新生児への訪問依頼で早期に支援が必要なケースに対し、タイムリーに支援することで医療機関受診、育児支援訪問員の定期的な訪問支援、育児サービスの利用などにつながってきました。

また、平成 25 年度から要保護児童対策地域協議会母子保健会議として月 1 回程度、家庭児童相談室と情報交換および事例検討を開催しています。家庭児童相談室との連携により、支援の方向性を確認しながら、それぞれの役割を適切に果たすことにより児童虐待の防止につながっています。

養育支援訪問事業の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問延件数 (件)	273	88	134	94
訪問実家庭数 (件)	15	24	51	37

資料：健康福祉部健康増進課

⑥ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・児童館）

子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、親子が気軽に集える場として、地域子育て支援センターを、市内3か所（大宝東児童館、金勝児童館、治田西カナリヤ第三保育園）に開設しています。

子育て支援センターの状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数 (か所)	3	3	3	3	3

資料：健康福祉部子育て応援課

また、児童館については、小学校区ごとに市内9か所に開設しており、年間延べ120,000人前後の親子等の利用があります。

児童館の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童館の年間延べ利用者数 (人)	金 勝	14,026	12,499	12,126	12,319
	葉 山	9,477	12,283	8,184	7,985
	葉 山 東	19,146	16,278	12,025	10,044
	治 田	12,628	13,156	15,822	18,062
	治 田 東	11,829	9,713	8,454	7,406
	治 田 西	15,441	13,032	14,762	13,202
	大 宝	12,977	11,749	12,951	10,261
	大 宝 東	26,724	26,697	27,652	28,448
	大 宝 西	9,569	9,164	6,575	8,522
	合 計	131,817	124,571	118,551	116,249

資料：健康福祉部子育て応援課

この事業を通して、子育て講座、相談員による巡回相談・電話相談、子育てサークル等との協働事業、シルバー人材センターによる「おでかけシルバーママ・パパ」などを実施しました。

⑦ 一時預かり事業

普段は在宅で育児しているお子さんを一時的に預かる一時預かり保育は、3か所の法人立保育園（グランマの家保育園、こだまふれんど保育園、大宝カナリヤ保育園）において実施し、平成25年度は延べ1,694人の利用があり、保護者のニーズに対応することができました。また、幼稚園在園児に対して公立9園で通常の保育終了後の14時から16時までの間、預かり保育を実施しています。

保育園での一時預かりの状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数（か所）	4	3	3	3
延べ利用者数（人）	1,948	1,906	1,722	1,694

資料：健康福祉部幼児課

園名	計（人）
グランマの家保育園	318
こだまふれんど保育園	86
大宝カナリヤ保育園	1,290
合計	1,694

資料：健康福祉部幼児課（平成25年度）

幼稚園での一時預かりの状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数（か所）	9	9	9	9
延べ利用者数（人）	10,580	12,684	16,113	13,021

資料：健康福祉部幼児課

⑧ 病後児保育事業

病気回復期にある児童を保育するため、きづきクリニックチャイルドハウスに委託し、実施しています。希望者はほぼ利用できており、セーフティネットとしての役割は果たせていると考えます。

病後児保育の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	239	221	236	177

資料：健康福祉部子育て応援課

※病後児保育は草津市との協定により相互利用しており、草津市の施設を利用した人を含みます。

⑨ ファミリー・サポート・センター事業

本市では、ファミリー・サポート・センターは設置しておらず、シルバー人材センターが類似事業（子育て支援事業）を実施しています。人生や子育て経験の豊かな会員とのふれあいや一時預かりなどにより、子育てにかかるストレス軽減等子育て支援を行っています。

⑩ 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査にかかる費用を助成しており、母子健康手帳発行での面接や医療機関からのハイリスク妊産婦や新生児への訪問依頼で早期に支援が必要なケースに対し、タイムリーに支援することで医療機関受診、育児支援訪問員の定期的な訪問、育児サービスの利用などにつなげています。

また、健康状態や精神面でのフォローが必要なケースについて、周産期医療機関との連携に努めています。

妊婦健康診査の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (人)	1,145	1,914	1,678	1,640

資料：健康福祉部健康増進課

⑪ 母子保健サービス

母子保健サービスの状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付	受診児 (人)	1,079	949	999	1,055
4 か月児 健康診査	対象児数 (人)	921	974	897	957
	受診児 (人)	905	952	855	930
	受診率 (%)	98.2	97.7	95.3	97.1
10 か月児 健康診査	対象児数 (人)	933	954	940	859
	受診児 (人)	896	919	914	820
	受診率 (%)	96.0	96.3	97.2	95.4
1 歳 6 か月児 健康診査	対象児数 (人)	929	896	927	866
	受診児 (人)	896	853	891	839
	受診率 (%)	96.4	95.2	86.1	96.8
2 歳 6 か月児 健康診査	対象児数 (人)	903	883	848	859
	受診児 (人)	851	838	816	822
	受診率 (%)	94.2	94.9	96.2	95.6
3 歳 6 か月児 健康診査 (一般・ 歯科・視力)	対象児数 (人)	935	881	866	827
	受診児 (人)	908	818	817	761
	受診率 (%)	97.1	92.8	94.3	92.5
発達相談	延人数	251	265	211	149
健康相談	延人数	1,681	1,653	1,339	1,322

資料：健康福祉部健康増進課

5. ニーズ調査結果の概要

本市では、子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ち、栗東市内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。その主な結果は次の通りです。

■回収結果

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	2,000	835	41.8%
小学校児童調査	1,000	424	42.4%

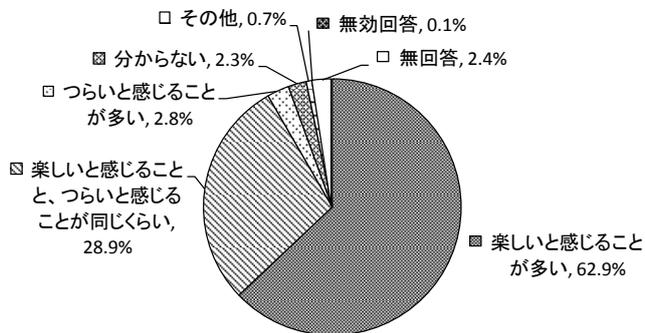
(1) 子育て支援全般について

① 子育ての楽しさとつらさ

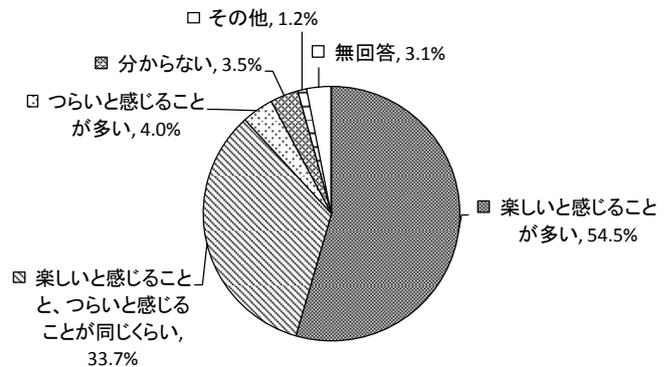
子育てを楽しんでいることが多いか、つらいと感じていることが多いかについては、「楽しいと感じることが多い」と感じている人が『就学前』『小学校』とも60%前後に上り、多くなっています。次いで、「楽しいと感じること、つらいと感じることが同じくらい」が30%前後で続いています。

一方、「つらいと感じることが多い」と回答した人は約3~4%あります。

【就学前調査 N=835】



【小学校調査 N=424】



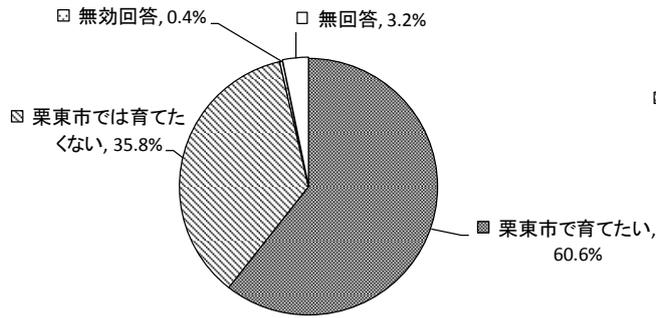
② 栗東市での子育て

今後も栗東市で子育てしたいかどうかについては、「栗東市で育てたい」と思う人が『就学前』『小学校』とも約60%に上り多くなっています。一方、「栗東市では育てたくない」と思う人は40%弱となっています。

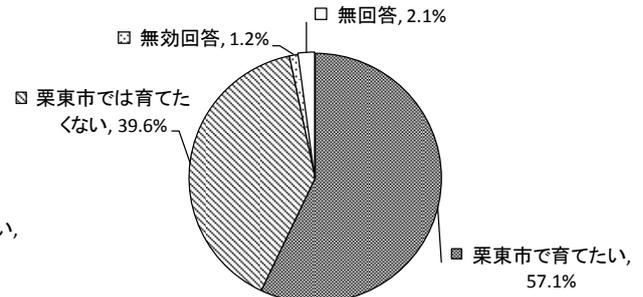
栗東市で子育てしたい理由は、『就学前』『小学校』とも「自然があるから」が55%前後で最も多く、次いで、「風土がのんびりしているから」、「遊び場がたくさんあるから」が続いています。

逆に、栗東市で子育てしたくない理由は、『就学前』『小学校』とも「保育環境が整っていないから」、「学校の環境が整っていないから」が多くなっています。次いで、「遊び場が少ないから」、「まちに活気がないから」が続いています。

【就学前調査 N=835】

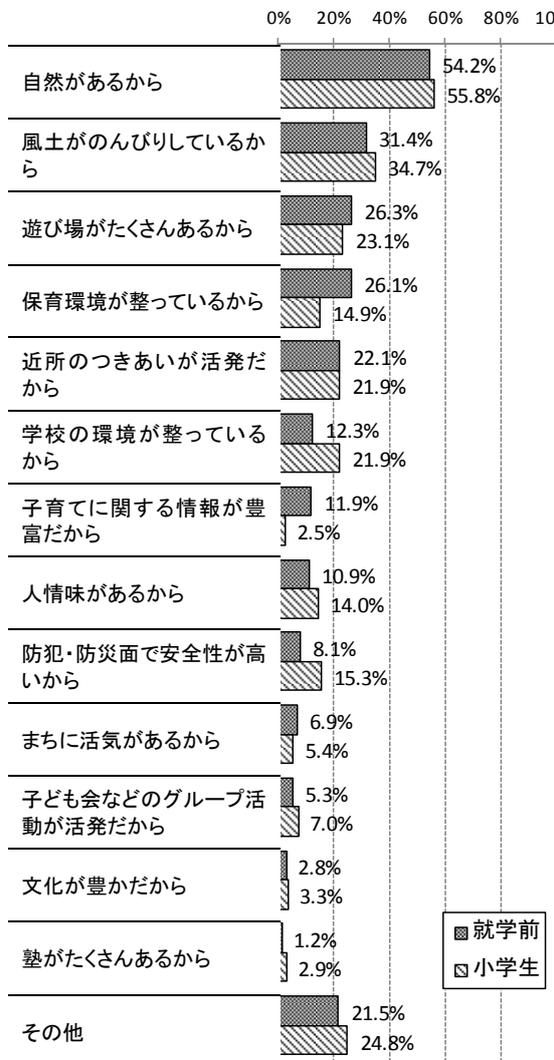


【小学校調査 N=424】



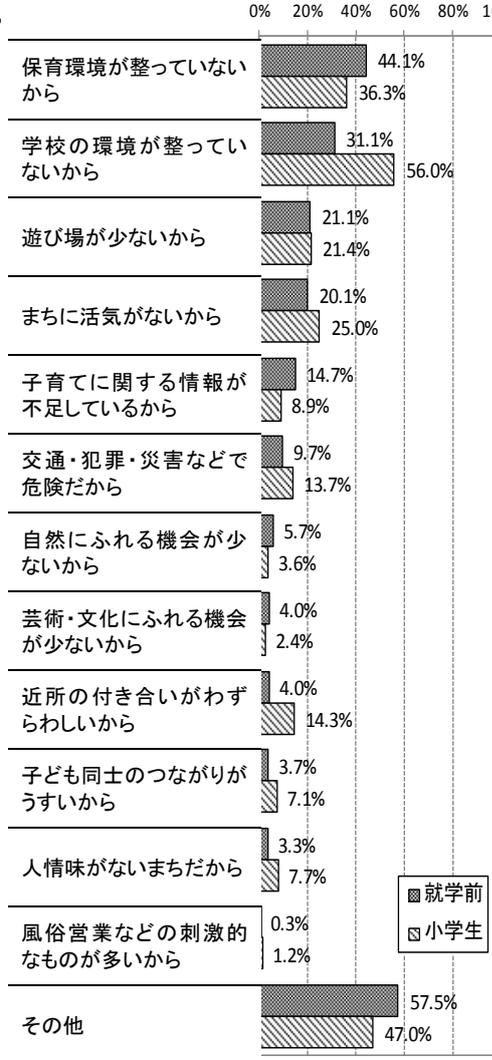
《栗東市で子育てしたい理由／複数回答》

【就学前調査 N=506、小学校調査 N=242】



《栗東市で子育てしたくない理由／複数回答》

【就学前調査 N=299、小学校調査 N=168】



(2) 教育・保育事業の利用について

① 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

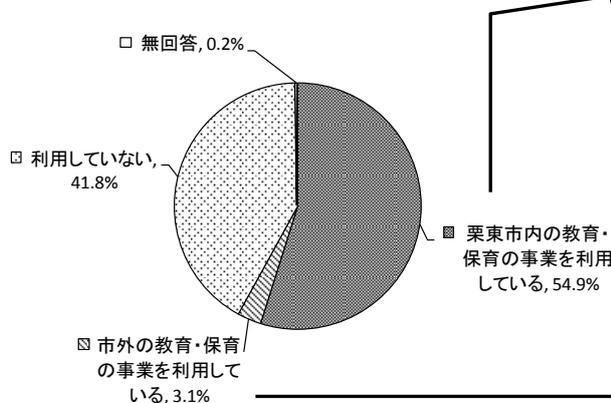
定期的な教育・保育事業の利用状況は、「栗東市内の教育・保育の事業を利用している」が50%以上に上り、「市外」を合わせて60%弱となっています。

年齢別にみると、「3歳」以上では90%以上が栗東市内の教育・保育事業を利用しています。また、「0歳」では利用していない人が90%以上を占めています。

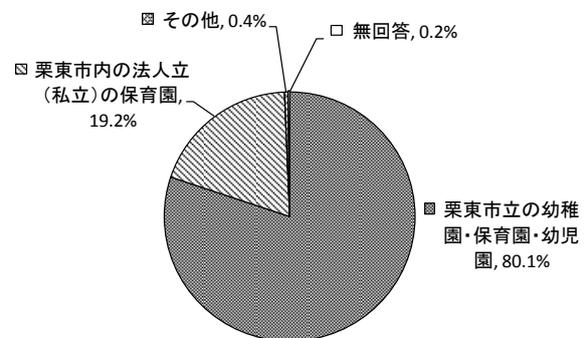
市内で利用している教育・保育事業は、「栗東市立の幼稚園・保育園・幼児園」が約80%を占めており、「栗東市内の法人立（私立）の保育園」は約20%となっています。

市外で利用している教育・保育事業は、「その他の認可外の保育施設」(26.9%・7人)、「幼稚園」(23.1%・6人)、「事業所内保育施設」(19.2%・5人)となっています。

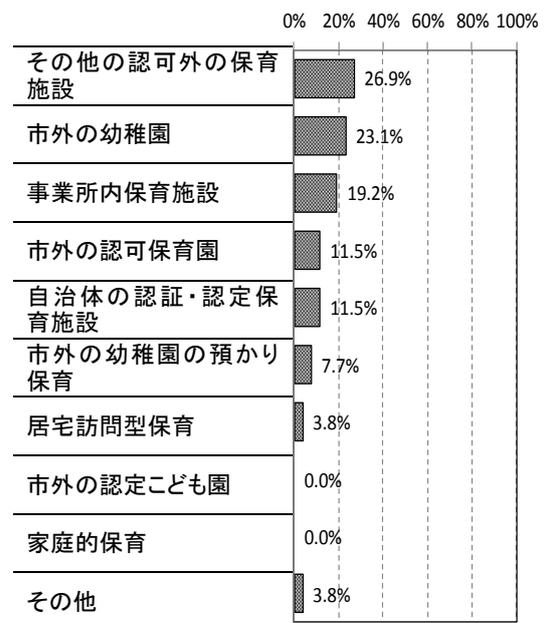
【就学前調査 N=835】



《市内で利用している事業》【N=458】



《市外で利用している事業》【N=26】



年齢別集計

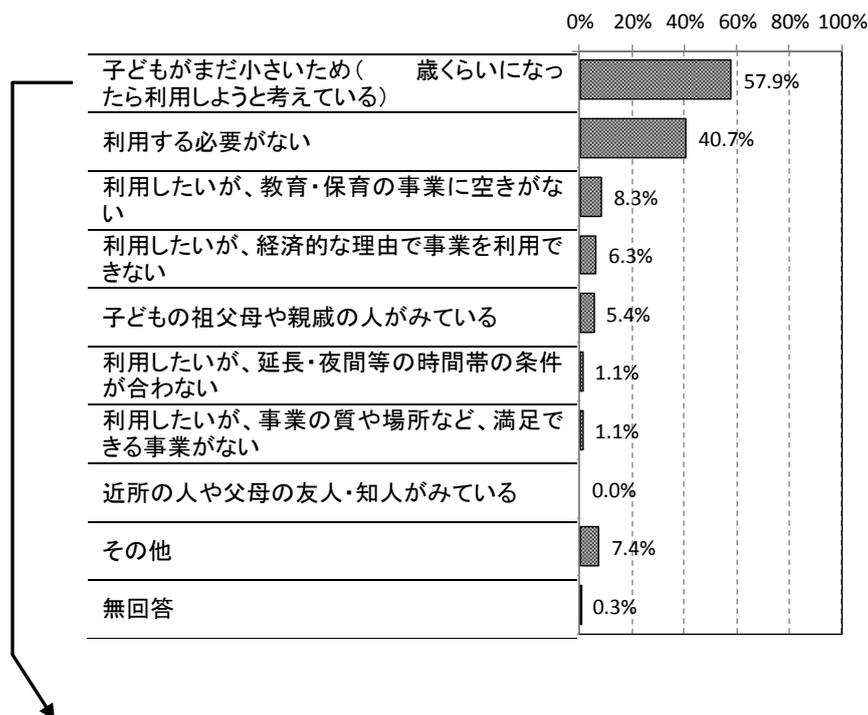
年齢	栗東市内の事業を利用している	市外の事業を利用している	利用していない	N値
0歳	5.7%	1.1%	93.1%	174
1歳	25.9%	4.4%	69.6%	135
2歳	26.2%	6.3%	67.5%	126
3歳	92.2%	3.1%	4.7%	129
4歳	95.7%	3.4%	0.9%	117
5歳	99.3%	0.7%	—	141

※無回答は省略

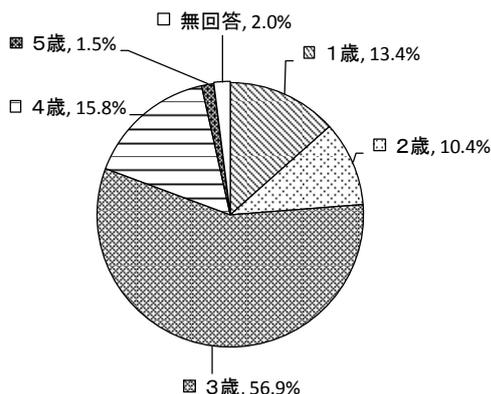
② 定期的な教育・保育の事業を利用していない方の理由

教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が約 60%で、子どもが「3歳」くらいになったら利用しようと考えている方が最も多く、50%以上に上ります。次いで、「利用する必要がない」が約 40%です。一方、定員に空きがない、経済的な理由など、利用したいができないという方はいずれも 10%未満ですが、一定割合あることが分かります。

【就学前調査 N=348／複数回答】



《平日の定期的な教育・保育を利用しようと考えている年齢》【N=486】

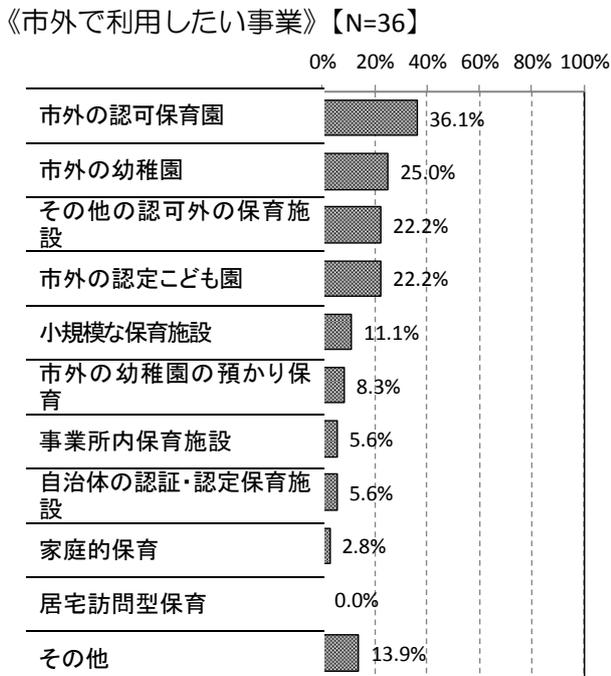
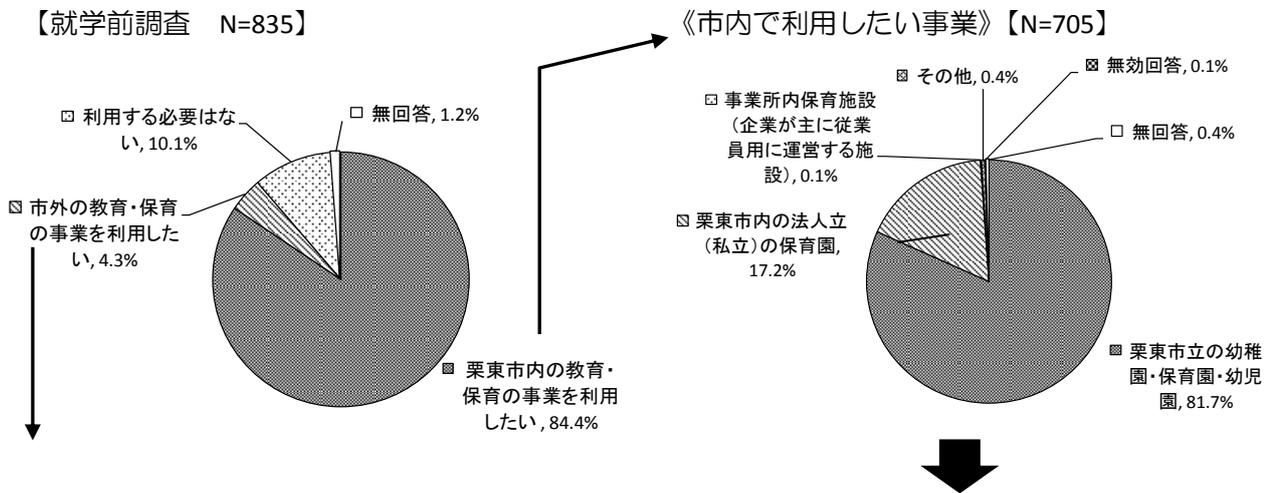


③ 平日の定期的な教育・保育の事業の利用意向

平日に教育・保育事業を定期的に利用したいかどうかについては、「栗東市内の教育・保育の事業を利用したい」が約85%を占めています。一方、「利用する必要はない」と回答した人は約10%となっています。

平日に栗東市内で利用したい教育・保育事業は、「栗東市立の幼稚園・保育園・幼児園」が約80%を占め、「栗東市内の法人立（私立）の保育園」は20%弱となっています。これを母親の就労状況別にみると、どの就労状況でも「栗東市立の幼稚園・保育園・幼児園」が最も多くなっていますが、「フルタイム」では「栗東市内の法人立（私立）の保育園」も40%以上に上っています。

平日に市外で利用したい教育・保育事業は、「認可保育園」が最も多く、「幼稚園」、「その他の認可外の保育施設」と続いています。



就労状況別集計

	フルタイム	パートタイム・ アルバイト等	無職
栗東市立の幼稚園・保育園・幼児園	55.6%	79.8%	94.9%
栗東市内の法人立の保育園	43.3%	20.2%	4.3%
事業所内保育施設	0.6%	—	—
その他	0.6%	—	0.5%
N値	171	129	395

※無効回答、無回答は省略

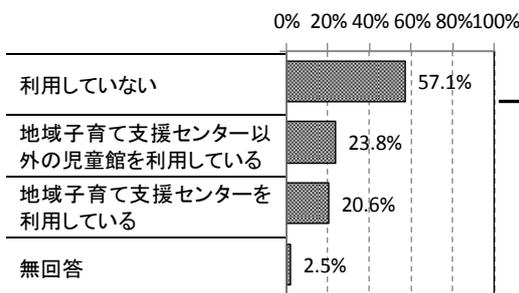
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について

① 子育て支援センター・児童館

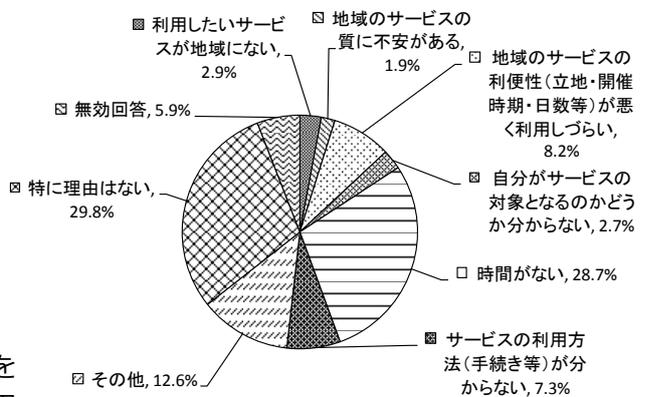
地域の子育て支援事業の利用状況は、「利用していない」が 60%弱です。「地域子育て支援センター以外の児童館を利用している」は 23.8%、「地域子育て支援センターを利用している」は 20.6%となっています

現在、地域子育て支援センターや児童館を利用していない理由は、「特に理由はない」と「時間がない」が約 30%となっています。一方、いずれも 10%未満ながら、情報不足及び内容や条件等によって利用していないと思われる人が一定割合おられます。

【就学前調査 N=835／複数回答】



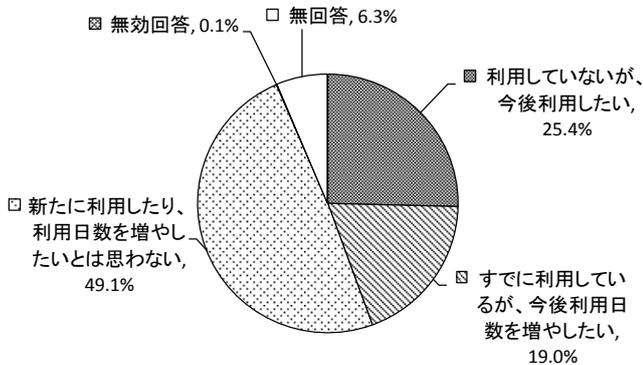
《利用していない理由》【N=477】



今後、地域子育て支援センターや児童館を利用したいかどうかについては、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答した人が半数近くを占めており、「利用していないが、今後利用したい」は約 25%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は約 20%となっています。

年齢別にみると、「0歳」では「利用していないが、今後利用したい」と回答した人が最も多く、40%以上に上ります。

【就学前調査 N=835】



年齢別集計

年齢	利用していないが、今後利用したい	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	N値
0歳	41.2%	22.4%	36.4%	165
1歳	26.2%	26.2%	47.5%	122
2歳	24.1%	25.9%	50.0%	116
3歳	21.1%	13.8%	65.0%	123
4歳	21.2%	15.9%	61.9%	113
5歳	20.5%	17.4%	62.1%	132

※無効回答、無回答は省略

② 子どもが病気の際の対応

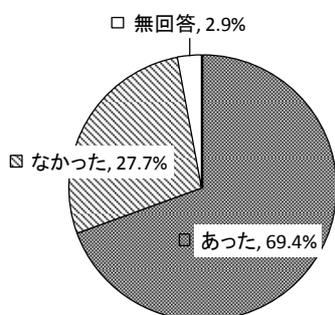
この1年間に、お子さんが病気やけがでいつも利用している教育・保育事業が利用できなかったことが「あった」方が全体の3分の2以上に上ります。

その時の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が最も多く、50%以上に上ります。その一方、「病児・病後児保育を利用した」は少数でした。

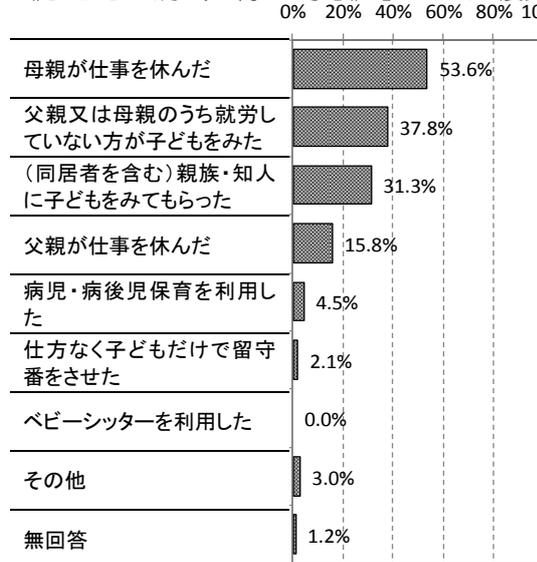
母親または父親が仕事を休んだ際に、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った方は30%弱となっており、一定割合のニーズが認められます。

逆に、「利用したいとは思わない」方の理由は、「親が仕事を休んで対応」や「他人に看てもらうのは不安」、「利用料がかかる・高い」などが多くなっています。

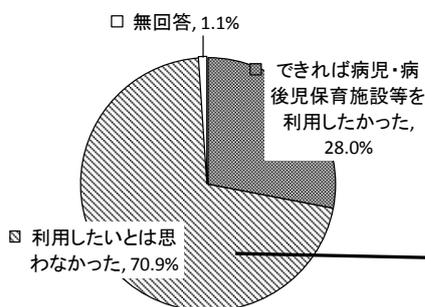
【就学前調査 N=484／複数回答】



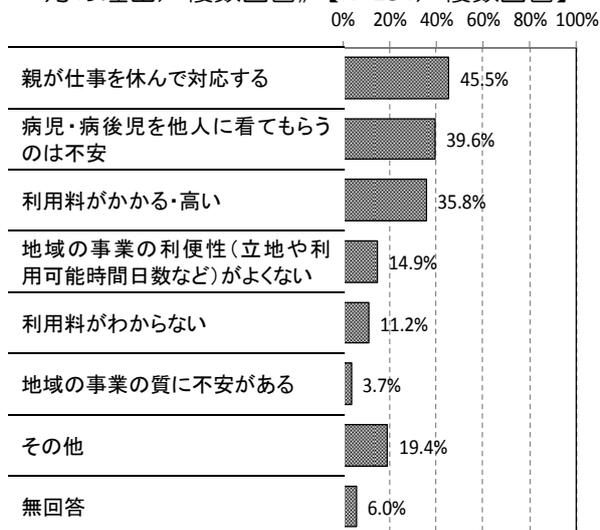
《子どもが病気の際の対応》【N=336／複数回答】



《仕事を休んだと回答した父親又は母親の病児・病後児保育の利用希望》【N=189】



《病児・病後児保育を利用したいと思わない方の理由／複数回答》【N=134／複数回答】

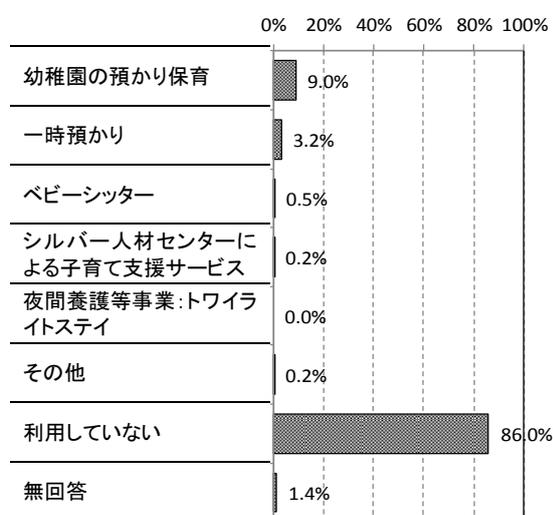


③ 一時預かりなど不定期の事業

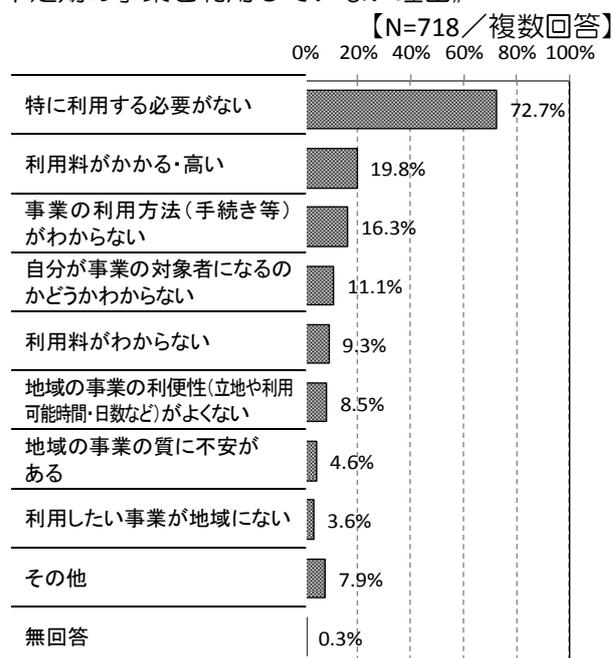
日中の通常的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用している事業は、「幼稚園の預かり保育」が 9.0%、「一時預かり」が 3.2%、「ベビーシッター」が 0.5%（4人）、「シルバー人材センターによる子育て支援サービス」が 0.2%（2人）と少なく、「利用していない」が 86.0%を占めています。

不定期の教育・保育事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が全体の 70%以上に上ります。一方、「利用料」や「利便性」、「事業の質」、「事業が地域にない」などの内容や条件等を要因とする方、及び「事業の利用方法」や「事業の対象者」、「利用料」などがわからないことも一定割合に上ります。

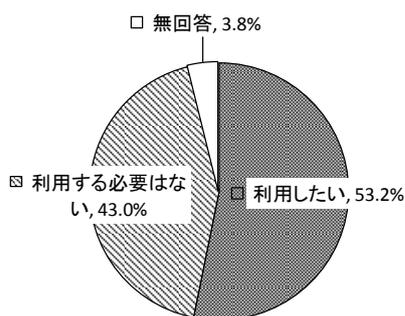
【就学前調査 N=835／複数回答】



《不定期の事業を利用していない理由》



【就学前調査 N=835】



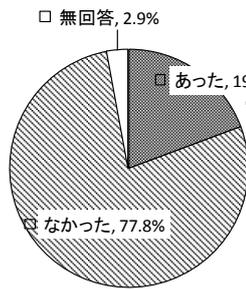
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で今後事業を「利用したい」は 53.2%、「利用する必要はない」は 43.0%となっています。

④ 泊まりがけで預けなければならなかったことの有無

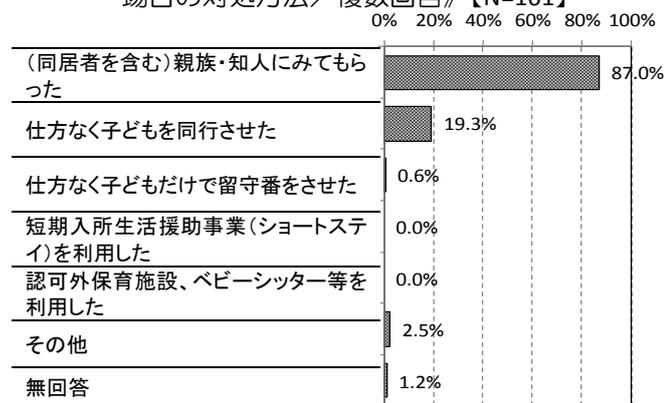
この 1 年間に、保護者の用事でお子さんをお泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことが「あった」方は約 20%です。

その際の対処方法としては、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が 90%近くに上ります。一方、「仕方なく子どもを同行させた」方も約 20%いました。また、「短期入所生活援助事業 (ショートステイ)」や「認可外保育施設、ベビーシッター等」の利用者はありませんでした。

【就学前調査 N=835】



《泊まりがけで預けなければならなかった場合の対処方法／複数回答》【N=161】

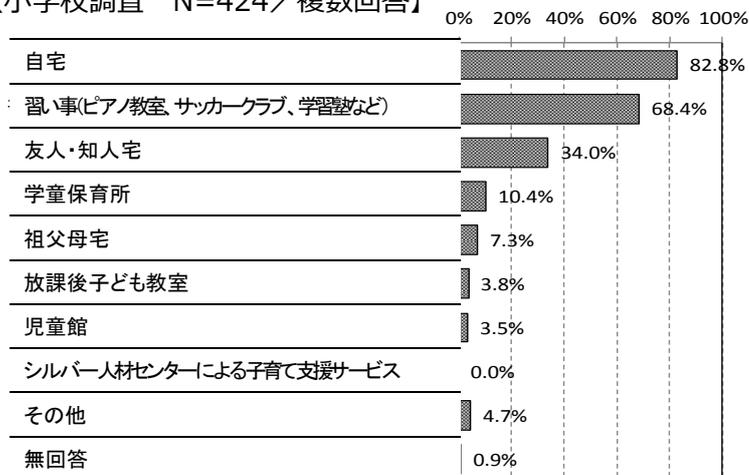


(4) 小学生の放課後の過ごし方について

① 現在、放課後を過ごす場所

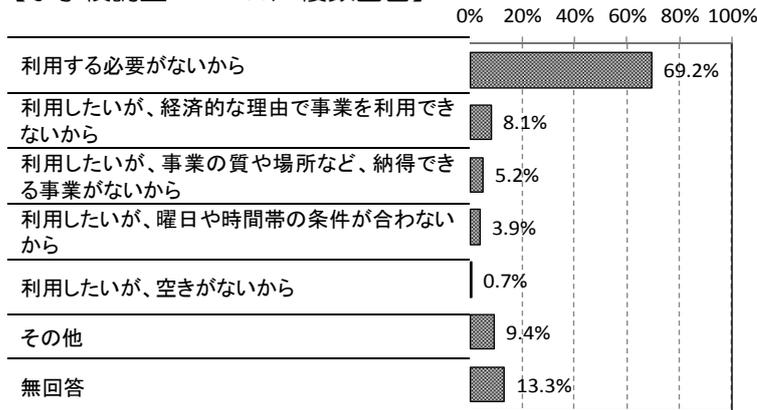
現在のお子さんの放課後の過ごし方については、「自宅」が80%以上に上り、「習い事」も70%近くなっています。一方、「学童保育所」は約10%、放課後子ども教室、児童館が4%近くとなっています。

【小学校調査 N=424／複数回答】



学童保育所を利用していない理由は、「利用する必要がないから」が約70%で最も多くなっています。一方、いずれも10%未満ながら、内容や料金、条件等が理由で利用していない人もあります。

【小学校調査 N=406／複数回答】



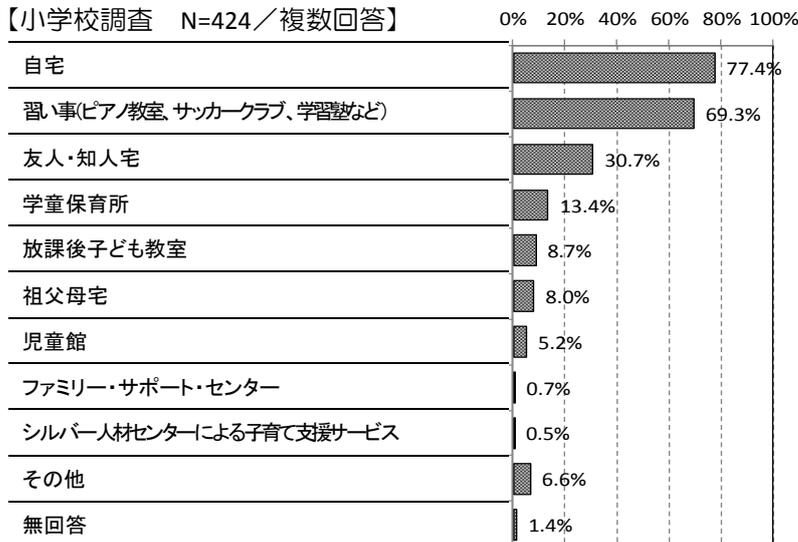
② 今後、放課後を過ごさせたいと思う場所

今後、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについては、前ページの現在の過ごし方と大きくは傾向が変わらず、「自宅」が約 80%、「習い事」が約 70%です。一方、「学童保育所」は現状より 5 ポイントほど多い 13.4%でした。

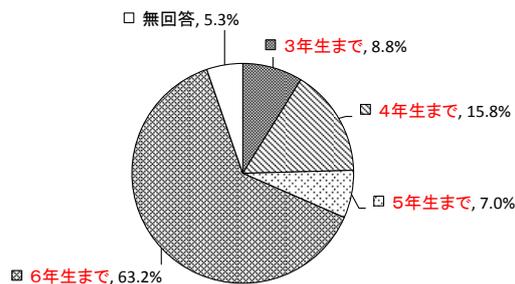
また、学童保育所の利用を希望する人に、何年生まで利用したいかについては、「6年生」までが 60%以上に上りました。

学童保育所の利用を希望する人のうち、長期の休暇期間中の学童保育所の利用希望については、「利用したい」が大半を占めています。

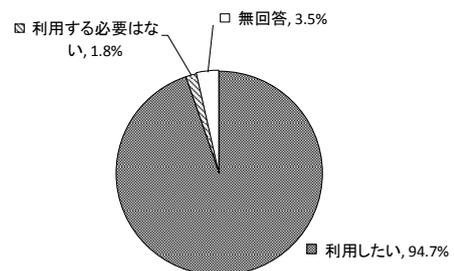
【小学校調査 N=424／複数回答】



《学童保育所の利用を希望する学年》
【N=57】



《長期の休暇期間中の学童保育所の利用意向》
【N=57】



(5) 職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況

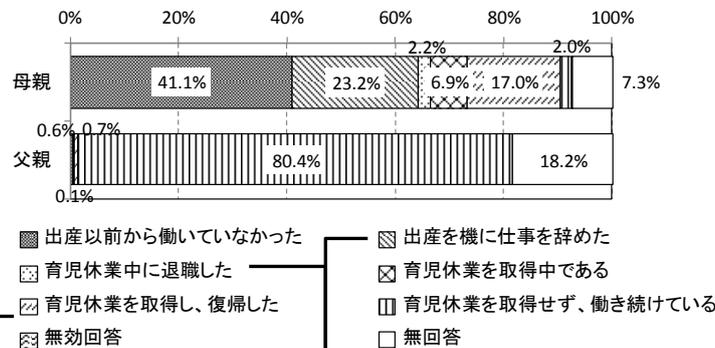
育児休業を取得したかどうかについては、「母親」は「出産以前から働いていなかった」が41.1%で最も多く、「出産を機に仕事を辞めた」が23.2%で続いています。「育児休業を取得中である」は6.9%、「育児休業を取得し、復帰した」は17.0%と、育児休業取得経験のある人は合わせて23.9%となっています。

「父親」は「育児休業を取得せず、働き続けている」が80.4%を占めており、「育児休業を取得し、復帰した」は僅かに0.7%（6人）となっています。

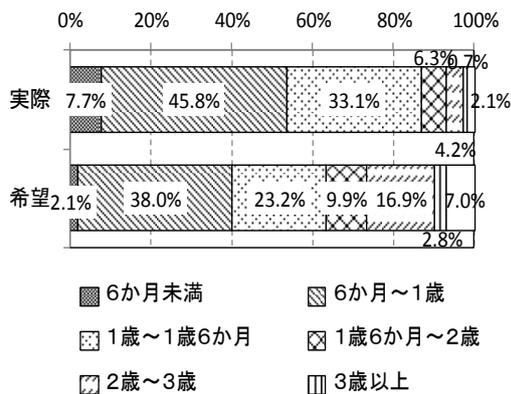
仕事を辞めた方（母親）に、保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したかどうかを聞いたところ、「いずれにしても辞めていた」が最も多くなっています。

また、職場復帰した方（母親）が、実際に復帰したタイミングは、子どもが「6か月～1歳」と「1歳～1歳6か月」で80%近くを占めますが、希望では、「1歳6か月～2歳」や「2歳～3歳」も合わせて25%程度に上ります。

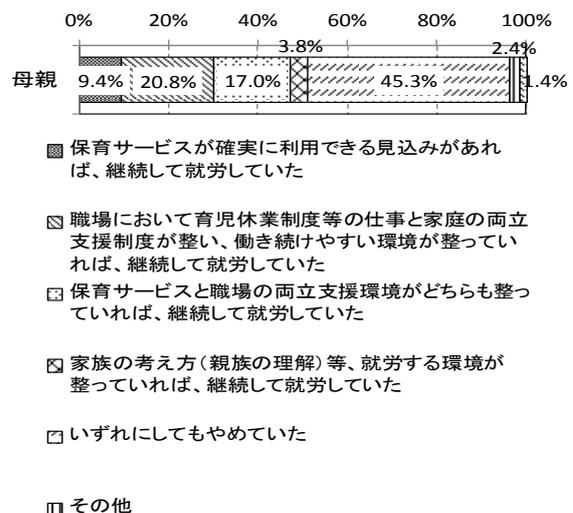
【就学前調査 N=835】



《職場復帰した時期と希望時期（母親）》
【N=142】



《保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したか（母親）》
【N=212】

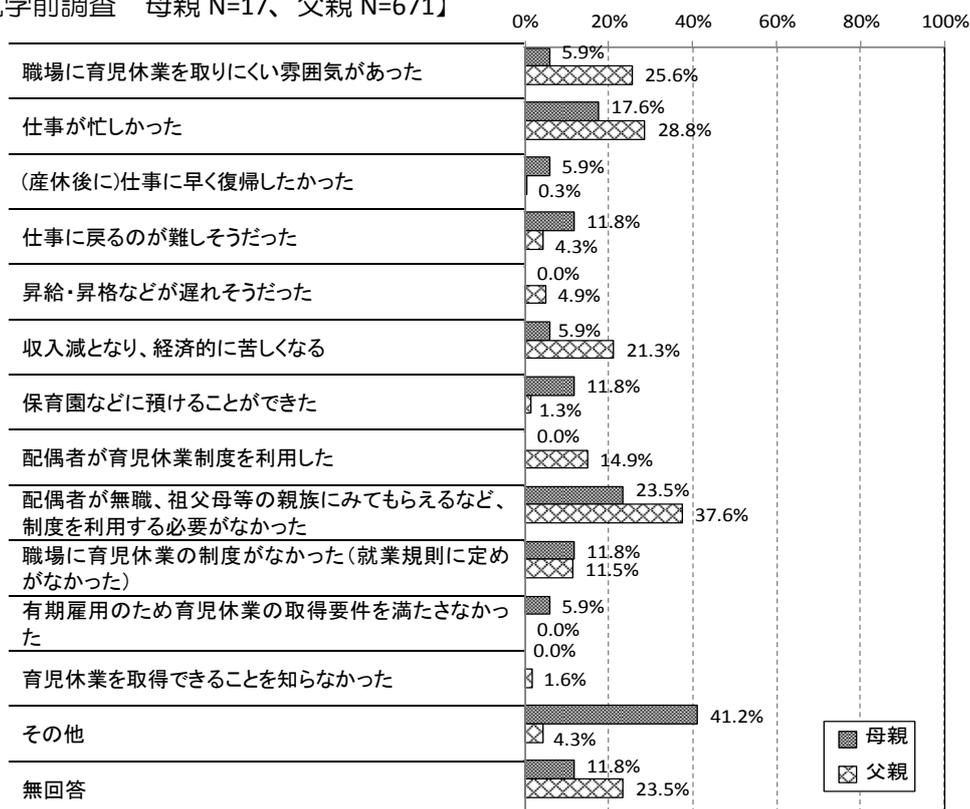


② 育児休業を取らずに働き続けている理由

育児休業を取得せず働き続けている理由は、「母親」は少数ながら「制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」などがあげられています。

一方、「父親」では「制度を利用する必要がなかった」が最も多く、次いで、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が20～30%に上ります。

【就学前調査 母親 N=17、父親 N=671】



6. 栗東市における子ども・子育て支援を取り巻く課題

これまでに進めてきた次世代育成支援の取り組みやニーズ調査の結果から、栗東市における子ども・子育て支援を取り巻く課題は次のとおりです。

1. 「子どもの視点」での政策の推進

「子ども子育て支援法」の目的に沿って、従来の「子どもを育てる」という視点から、「子どもの育ちを支える」という視点へと転換して、子どもの視点に立った政策を考えていくことが重要です。子ども自身、自ら育つ力を持っており、子どもにとっての「最善の利益」がもたらされるよう、子ども・子育て支援を進めていかなければなりません。

2. 楽しく子育てできる環境づくり

ニーズ調査によると、母親が子育てを担っている家庭が多く、また、子育てでは「楽しいと感じることが多い」という人が多いものの、つらさを感じている人も少なくありません。子育ての負担感が特定の人に偏ることなく、父親と母親で分担できるよう、さらに、祖父母等の家族、地域や職場の人びとの理解と協力の下で楽しく子育てできるよう、市民各層の意識を高めていくことが必要です。

3. 就学前教育・保育の総合的な提供

栗東市では、就学前の教育・保育を一体的に提供すべく、「幼稚園」を展開しています。この「子ども・子育て支援新制度」においても、就学前の教育・保育の総合的な提供をめざしたものであることから、こうした栗東市の特性を活かして、短時間保育と長時間保育（標準時間）との間で切れ目なく、利用しやすい就学前教育・保育事業を提供していくことが求められます。

4. 働きながら子育てする家庭への支援

ニーズ調査によると、栗東市における子育て家庭では、母親が出産にあたって就労をやめるなど、家事専業の割合が多い一方、子どもが大きくなれば働きたいという意向を持っている人も多いといった状況です。こうした働きながら子育てしたい家庭を支えられるよう、就学前の保育や学童保育の充実を図るとともに、病児・病後児保育などの支援事業を利用しやすくしていくことが必要です。あわせて、父親、母親ともにワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、働き方の見直しを進めることが求められます。

5. 支援の必要な子どもへの対応

障がいのある子どものいる家庭やひとり親家庭、虐待のおそれのある家庭など、より一層の支援を必要とする家庭があります。栗東市では、さまざまな機関が連携し、支援をおこなっていますが、対象となる家庭が全体的に増加傾向にあります。今後においても、個々に応じた支援が必要であるため、さらに関係機関との連携を密にしながら、支援体制を強化していくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちの実現を目指し、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針と栗東市子ども・子育て支援事業計画策定における3つの視点を踏まえて、以下のように基本理念を設定します。

～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～

2. 計画策定の視点

① 子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点

子ども・子育て支援に関する施策については、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているように、一人ひとりの子どもの権利を最大限に尊重し、健やかな育ちを等しく保障することが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、大人の視点だけで考えるのではなく、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

② 子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点

家庭は子どもが最も安らげ、かつ子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所であることから、家庭における子育て力の向上が必要です。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子どもを生み育てることができるよう、施策の充実を図り、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援します。

③ 社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

子育てについての第一義的な責任は保護者にありますが、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、就労環境など子どもの育ちや子育て家庭を取り巻く環境の変化の中では、子育ては家庭だけではなく、社会全体として取り組まなければならない重要な課題です。家庭、地域、職域、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力し、子どもと子育てを支援します。

3. 計画の基本目標

本計画では、基本理念「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」を実現するために、次の4つを基本目標として設定します。

基本目標1 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

すべての子どもは「子どもの権利条約」にもうたわれているように、大人と同じ人権をもっていることから、その意見は十分に尊重される権利があります。このことから子どもたちが、性別や障がいの有無などによって差別やいじめを受けることなく、個人として尊重されるよう施策の推進を図ります。

〔この目標のもとで推進する基本施策〕

- 1 子どもの人権擁護の推進
- 2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、多様な子育て支援の充実を図ります。

〔この目標のもとで推進する基本施策〕

- 1 就学前の教育・保育の総合的な提供
- 2 児童の放課後の過ごし方への支援
- 3 地域における多様な子育て支援の充実
- 4 子育て家庭への経済的負担の軽減

基本目標3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

地域や社会が、保護者に寄り添い支えることによって、保護者が子育てに楽しさや喜びを実感するとともに責任をもって子育てができるような環境づくりを目指します。また、子どもたちが伸び伸びと活動し、主体性や創造性を豊かに養うことができるよう、交流の機会や体験活動を提供していきます。

〔この目標のもとで推進する基本施策〕

- 1 子育ての相談・支援体制の充実
- 2 家庭や地域の教育力の向上

基本目標4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

すべての子育て家庭が、安心と喜びを実感しながら子どもを産み育てられるように、妊娠、出産期から切れ目のない支援を行います。また、市民や事業所などに対し、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」に関する考え方の普及・啓発を推進します。

〔この目標のもとで推進する基本施策〕

- 1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持と増進
- 2 子育て交流の促進
- 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

第4章 支援事業計画

【基本施策】

1 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

1-1 子どもの人権擁護の推進

〔現状と課題〕

「子どもの権利条約」にもうたわれているように、すべての子どもは等しく人権をもっており、健やかに成長することが保障されなければなりません。一人ひとりの子どもが大切な存在と認められていることで、心身ともに健全な育ちが得られ、子ども自身の自己肯定感にもつながります。

本市における子どもの地域参加については、自治会などの行事が行われているものの、子ども会活動などへの参加は減少している状況があります。子どもや保護者のライフスタイルの変化に合わせて、子どもたちがまちづくり・地域づくりに関わっていくことが求められます。

一方、児童虐待に関しては、本市でも年々相談件数が増加しています。こうした状況に対し、訪問支援、相談、ケース検討など、要保護児童対策地域協議会の取り組みを中心に関係機関との連携を密にしており、未然防止に努めています。今後も、年々増加するケースに対応していけるよう、防止体制の強化が必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 子どもも参加できる地域・社会環境づくり

子どもたちが、社会との関わりの中で豊かな人間性を育むことができるよう、まちづくりや地域づくりに参画できる環境づくりを進めます。

事業	事業内容	担当課
体験活動を通した子ども自身の活動の支援	社会との関わりを深め、子ども自らが豊かな人間性を育てられるよう支援します。	生涯学習課
市民参画政策推進	市民とともに考えるまちづくりをめざし、子どもから大人まで広く市民から市政に対するアイデアを市長への手紙やメール等で募り、今後の市政運営の参考にします。	広報課

② 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

児童虐待を未然に防止するため、要保護児童対策地域協議会が中心となった様々な取り組みを進めるとともに、うつ状態やストレスを感じている保護者などが気軽に相談できる体制を充実します。また、虐待が発見された場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との密な連携による取り組みに努めます。

事業	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	市内の幼、保、小、中、高校の代表者や教育委員会関係、子ども家庭相談センターや民生委員→児童委員、主任児童委員等児童福祉関係、保健・医療関係、警察・司法関係機関（者）で構成され、要保護児童の適切な保護を図るための必要な情報交換および要保護児童に対する支援内容に関する協議を行い対応します。	子育て応援課 (家庭児童相談室)
家庭児童相談室事業	児童虐待予防の観点から、子どもの立場に立った保護者への援助や指導を行います。また、育児不安の解消に向けた相談や助言を行います。	子育て応援課 (家庭児童相談室)
児童虐待ケース会議	虐待が疑われる事案や要保護事案が生じたときに、関係機関が集まって対策会議を開催します。この中で、それぞれの機関が果たす役割を明確にし、緊急時に備えます。	子育て応援課 (家庭児童相談室)
ドメスティックバイオレンス（DV）への相談体制の充実	配偶者などからの暴力に対する相談体制の充実を図るとともに、DVと児童虐待には高い関連性があるとの指摘もあることから、防止に向けた啓発を行います。	子育て応援課
育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業） 【関連】2-3 ①	自ら援助を求められない家庭や育児不安を持つ家庭に育児支援員が訪問し健全な育児の支援をします。	健康増進課
スパック会議 (学校問題行動対策連絡会議)	全国的に児童生徒による学校内での問題行動が増加していることから、問題行動と当事者への対応について、学校・地域・子ども家庭相談センター・警察・教育委員会・市福祉関係部署が連携会議を開き、協議し解決につなげます。	学校教育課

1-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

〔現状と課題〕

本市では、障がいのある子どもなど、支援を要する子どもに対し、乳幼児期から学齢期、また卒業後に向けて途切れのない支援ができるよう発達支援システムを確立し、保護者（家族）、学校、園への支援や、関係機関との調整などを行っています。しかし、その態様は様々であり、対応の方法も多様であることから、つなぎの部分の重要性がますます高くなってきています。今後も、発達支援のシステムを活用して、更に一人ひとりの子どもに応じた支援を提供していくことが必要です。

また、本市でも、離婚等によるひとり親家庭の増加が見られます。ひとり親家庭に対しては、医療費の助成などの経済的支援や就労相談などを行い、自立を支援しています。今後も、関係機関との連携を強め、増加するひとり親家庭への支援を進めることが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 支援を要する子どもへの取り組み

障がいの有無に関わらず、だれもが等しく乳幼児の教育・保育を受けることができるよう、発達支援システムを活用した相談・支援に関する取り組みを途切れなく提供していきます。

事業	事業内容	担当課
発達支援事業	発達障がいがあるまたは疑いがある子どもたちの自立と家族の安心した子育てのために、発達相談、発達検査、園への巡回支援による早期把握・早期支援を行います。園や学校とも連携して必要な支援を行います。	子ども発達支援課
児童発達支援事業 (たんぽぽ教室)	就学前の心身の発達に障がいや遅れのある子どもまたは疑いのある子どもとその家族を対象に、基本的な生活習慣の確立やコミュニケーションなどを育む支援を行います。	子ども発達支援課
幼児ことばの教室運営事業	保育園・幼稚園または幼児園に通園する子どものうち、聴覚および言語機能に課題や発達障がいのある子どもに対して、個別指導やグループ指導を行います。同時に、保護者支援も行います。	子ども発達支援課
計画相談事業	療育や福祉サービスを必要とする子どもを養育する保護者に対し、相談支援専門員が生活に対する意向等を聞き取り、通所サービスを利用する前にサービスの目的・内容・量等を総合的に支援する計画を作成します。また、一定期間ごとにモニタリングを行います。	子ども発達支援課
障がい児地域活動支援事業(障がい児学童保育)	障がいがある児童に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行います。	障がい福祉課

特別支援教育就学奨励費の支給	学用品、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などを補助します。	学校教育課
就学指導	医師、学識経験者、教育関係者、関係行政機関からなる20名程度の委員が、就学相談ならびに指導を行います。 個々の相談・支援については、学校・園で行います。	学校教育課 幼児課
特別児童扶養手当 【関連】2-4 ①	精神・知的又は身体に中・重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
障がい児福祉手当 【関連】2-4 ①	おおむね身体障がい者手帳1・2級または知的障がい最重度で、日常生活行動が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の児童に手当を支給します。	障がい福祉課
障がい者（児）医療費助成制度 【関連】2-4 ①	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳最重度・重度・中度、特別児童扶養手当1級の障がい者を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。	保険年金課
育成医療費助成 【関連】4-1 ①	18歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がい軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。	障がい福祉課

② ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭への就労支援やそれぞれの家庭の実情に応じた支援施策を行い、自立の促進を図ります。

事業	事業内容	担当課
ひとり親家庭への相談業務	ひとり親家庭福祉推進員の配置や母子福祉のぞみ会への支援、民生委員児童委員、主任児童委員や福祉団体等との連携により、ひとり親家庭への相談体制の充実を図ります。 また、母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に向け、相談や就職の情報提供などを行います。	子育て応援課
ひとり親家庭への家事支援	日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要な時に家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。	子育て応援課

<p>就労支援の推進 【関連】4-3 ①</p>	<p>働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や、就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導など、関係機関と連携し実施します。</p>	<p>経済振興労政課</p>
<p>児童扶養手当 【関連】2-4 ①</p>	<p>父または母と生計をともにしていない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進および、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。</p>	<p>子育て応援課</p>
<p>ひとり親家庭医療費助成制度 【関連】2-4 ①</p>	<p>ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。</p>	<p>保険年金課</p>

2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

2-1 就学前の教育・保育の総合的な提供

〔現状と課題〕

子ども・子育て支援制度のもとでは、就学前における教育と保育を総合的に提供し、必要な支援が行き届くようにすることをめざしています。

本市では、平成15年度より、保育園と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合化により、混合保育、交流保育を実施し、さらに、平成22年度より就学前の一貫した保育・教育を目指して「保育教育課程」を作成し、実施しています。

また、多様な保育サービスについては、幼稚園の預かり保育や、法人立保育園における延長保育・休日保育などを提供し、さまざまな保育ニーズへの対応やその支援をしています。

今後、保育の必要性に対応し、待機なく入所できるよう、必要な量を確保していくとともに、子どもが幼児期を過ごす中で健やかに成長することができるよう、質的な向上が必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 保育サービスの充実

保育サービスの量・質両面での充実を図るため、現行の乳幼児保育総合化や就学前の一貫した保育・教育の提供を行う市独自の制度を維持しながら、子ども・子育て支援制度に基づく量の確保を図るとともに、保育内容や保育環境の整備を進めます。

事業	事業内容	担当課
民間保育所運営補助	就学前保育環境を整えるため、法人立認可保育園への運営支援を続けます。 ①保育園用地等施設の賃借料に対する支援 ②保育実施児童の災害補償加入に対する支援 ③就学指導委員会より要支援児童として、保育者の加配が答申された場合の加配支援	幼児課
保育園・幼稚園・幼児園の環境整備	老朽化した施設の整備や低年齢児保育に適した改修、耐震化等の推進について、改修計画を定め年次的に行います。	幼児課 教育総務課
一時預かり事業（保育園での預かり保育）	保護者の就労や、疾病・出産、子育てからのリフレッシュなど一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育園での預かり保育への支援をします。	幼児課
一時預かり事業（幼稚園での預かり保育）	核家族や家庭の一時的な事情による子育て支援のために、幼稚園在園児に対して通常の保育終了後の14時から16時までの間、事前申込により預かり保育を実施します。	幼児課

延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育園の開所時間から概ね30分～2時間延長する保育に対する支援を行います。	幼児課
休日保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、休日保育に対する支援を行います。	幼児課

② 就学前教育の充実

保育園・幼稚園・幼児園等において、保育・教育の質の向上を図りつつ、保育教育課程による一貫した保育・教育のもと、園運営を進めます。

事業	事業内容	担当課
未就園児事業と子育て相談	保育園・幼稚園・幼児園にて、季節のいろいろな遊びを楽しみ、園児たちとも交流し、経験の幅を広げます。また、子育てに関する相談に応じます。	幼児課
園だよりの発行 【関連】3-2 ②	折々の園情報や園児の状況を発信し、保育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	幼児課
保護者研修会	各園において、より良い子育て環境を学ぶ機会として、保護者会との連携により研修会などを実施します。	幼児課
子育て情報の収集・提供 【関連】3-1 ① 3-2 ②	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページなどにより提供します。	子育て応援課

③ 学童期への円滑な接続

保育園・幼稚園・幼児園から小学校への滑らかな接続を図るため、両者の連携・連絡を密にするとともに、各園・学校の子ども同士の交流機会を確保します。

事業	事業内容	担当課
保幼小連絡会	小学校区ごとに、保育園・幼稚園・幼児園と小学校が連携し、保育・授業公開、研究協議などを行い、教育内容や教育方法の連続性を相互に理解し、子ども小学校への滑らかな接続につなげます。	幼児課 学校教育課

幼児と児童の交流促進	保育園・幼稚園・幼児園児と小学生の交流を積極的に行い、異年齢の子どもが学びあう経験と機会を多く持ち、小学校への滑らかな接続につなげます。	幼児課 学校教育課
------------	--	--------------

2-2 児童の放課後の過ごし方への支援

〔現状と課題〕

共働き家庭および核家族家庭の増加に伴い、特に小学校低学年においては、放課後における保育ニーズが高まっています。

本市においては、放課後児童クラブとして、小学校区ごとに学童保育所を設置しています。その他、地域住民の協力による放課後子ども教室の実施や、障がい児地域活動支援事業により、放課後における子どもの居場所づくりにつながっています。

今後、子ども・子育て支援制度の実施に伴い、学童保育所の利用者増が見込まれることへの対応や、放課後を安全に過ごすことができる環境づくりが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 放課後児童の健全育成の充実

保護者の就労等に対応し、児童が放課後に安全かつ安心して過ごせるよう、放課後児童クラブ（学童保育所）の量の確保を図りつつ、質の向上に努めます。また、身近な地域における遊び場を提供します。

事業	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業 （学童保育所）	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に、保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。	子育て応援課
児童館運営事業	放課後の児童の居場所として、子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供します。また、長期休暇中において活動事業を行い、仲間づくりを通して社会性・創造性・思いやりの心などを育みます。 また、利用しやすい児童館運営に向けた検討を行います。	子育て応援課
放課後子ども教室 【関連】3-2 ①	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などに取り組みます。	生涯学習課

2-3 地域における多様な子育て支援の充実

〔現状と課題〕

乳幼児期の子育てにおいては、幼稚園や保育園、幼児園での保育だけでなく、家庭においても様々な支援が必要となります。

これまでも本市では、地域子育て支援センターにおける支援事業、病後児保育事業などの実施、また、シルバー人材センターによる子育て支援事業を実施してきました。子ども・子育て支援制度においても、これらの事業の一層の充実が求められることから、ニーズに対応し、利用したい人の利便性に配慮しながら、必要な事業の質・量両面の確保を図ることが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 子育て支援サービスの充実

就労形態や家族形態の多様化に対応するよう、子育てをしている家庭の悩みの解消や、様々なニーズに対応した支援サービスを提供します。

事業	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業 【関連】4-2 ①	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。	子育て応援課
児童館子育て支援事業 【関連】4-2 ①	遊びの場の提供や相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。	子育て応援課
病後児保育事業（きづきクリニックチャイルドハウス）	病気回復期にあり、集団保育を受けることが困難な子どもを病院に付設された専用施設で一時的に預かり、安静を確保し、保育を行います。	子育て応援課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで一時的に養育または保護します。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問事業 【関連】3-1 ①、4-1 ①	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていきます。	健康増進課
育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業） 【関連】1-1 ②	自ら援助を求められない家庭や育児不安をもつ家庭に育児支援員が訪問し、健全な育児の支援をします。	健康増進課

<p>高齢者活用子育て支援事業 《みらい・たくす》 (シルバー人材センターの事業)</p>	<p>就学前の幼児及び就学児童に対し、在宅での子守、保育施設への送迎、学童保育への迎え、乳幼児健診の付き添いなどの事業を実施するとともに、産前・産後の家事援助、イベント会場での託児を実施します。</p>	<p>経済振興労政課</p>
<p>高齢者活用子育て支援事業 《シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち》 (シルバー人材センターの事業)</p>	<p>人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員が子どもを預かり、保護者のストレスの軽減や、リフレッシュを図りながら、「三世代交流」および「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組みます。</p>	<p>経済振興労政課</p>

2-4 子育て家庭への経済的負担の軽減

〔現状と課題〕

若い世代を中心に、家計における子育て費用の負担が大きくなっています。本市でも、経済的負担の軽減につながるよう、法令等に基づき児童手当支給や医療費助成を行っています。今後も継続的に取り組むことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 手当の支給や医療費の助成

国の制度に基づき、必要な手当の支給を行うとともに、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費などの助成に努めます。

事業	事業内容	担当課
児童手当	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に手当を支給します。	子育て応援課
児童扶養手当 【関連】1-2 ②	父または母と生計をともにしていない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進および、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
特別児童扶養手当 【関連】1-2 ①	精神・知的又は身体に中・重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課

<p>障がい児福祉手当 【関連】1-2 ①</p>	<p>おおむね身体障がい者手帳1・2級または知的障がい最重度で、日常生活行動が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の児童に手当を支給します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>乳幼児医療費助成制度</p>	<p>小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>ひとり親家庭医療費助成制度 【関連】1-2 ②</p>	<p>ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>障がい者（児）医療費助成制度 【関連】1-2 ①</p>	<p>身体障がい者手帳1～3級、療育手帳最重度・重度・中度、特別児童扶養手当1級の障がい者を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>子ども入院医療費助成制度</p>	<p>0歳から中学校卒業までの子どもを対象に、入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。</p>	<p>保険年金課</p>

3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

3-1 子育ての相談・支援体制の充実

〔現状と課題〕

核家族化や地域での関係が希薄になっている現代、身近な人からのサポートが得られにくい状況にあり、子育てにおけるさまざまな不安となっています。

本市では、地域子育て支援センターへの相談員の配置や児童館への巡回相談とともに、妊婦や乳児訪問による相談、就学児への教育相談など、子どもの年齢層に応じた相談を実施しています。

こうした相談は増加し、相談内容も多様化していることから、相談員の専門性の向上を図り、相談に対応できる体制を確保するとともに、気軽に相談できるよう身近な機会を創出していくことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 子育ての相談・支援体制の充実

様々な悩みに対し、多様な窓口で多様な方法による相談が受けられるよう体制整備を図るとともに、相談などに関する情報提供を充実させます。

事業	事業内容	担当課
家庭児童相談	児童に関する相談や家庭における児童の養育相談及びさまざまな問題の解決を図るため、指導等を行い、必要に応じ専門機関を紹介します。	子育て応援課 (家庭児童相談室)
子育て相談	保育園、幼稚園、幼児園、ひだまりの家、地域子育て支援センター、児童館において、子育て中の保護者からの、健康やしつけ等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談と支援を行います。	幼児課 子育て応援課 ひだまりの家
子育て情報の収集・提供 【関連】 2-1 ② 3-2 ②	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページなどにより提供します。	子育て応援課

<p>母子保健事業 【関連】4-1 ①</p>	<p>妊娠期から乳幼児期までの、母と子の健康増進を図ります。 ①母子健康手帳の交付 ②妊婦健康診査（医療機関委託） ③養育医療費助成（入院を必要とする未熟児に対し、その養育医療に要する費用を助成します。） ④乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月）月10回（年120回） ⑤健康相談（随時対応） ⑥発達相談事業（随時対応） ⑦電話相談（随時対応） ⑧乳児家庭全戸訪問事業 ⑨家庭訪問指導事業 ⑩その他の健康教室</p>	<p>健康増進課</p>
<p>教育相談</p>	<p>学齢期にある子どもの学習・生活に関わる相談や検査、関係機関の紹介を行います。</p>	<p>学校教育課</p>

3-2 家庭や地域の教育力の向上

〔現状と課題〕

子どもの育ちにおいては、親だけでなく様々な人とのかかわりの中で、自我の発達や社会性の向上がみられることから、体験や交流の機会をつくることが重要です。本市でも、それぞれの地域で協力を得ながら、園・学校などにおける体験活動の取り組みや世代間交流が進められています。こうした取り組みへのニーズは高いものの、地域によっては実施にあたって人員、時間や費用などの面で制約があるため、それらの確保が課題です。

また、子育ての第一義的な責任を担う親が自信をもち、生きがいや喜びをもって子育てすることが、子どもの健全な育ちにつながります。今後は、親の意識や意欲を高めるため、親自身の学びの機会をつくっていくことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 子どもの活動機会の充実

子どもたちが様々な活動を通じて健やかに育つよう、地域の協力を得ながら、活動の場づくりを進めます。

事業	事業内容	担当課
<p>保育園・幼稚園・幼児園園庭開放事業</p>	<p>未就園児及びその保護者を対象に、地域における安全な遊び場確保のため、幼児園などの施設を開放し、あわせて子育て支援事業を実施します。</p>	<p>幼児課</p>

保育園・幼稚園・幼児園地域活動事業	未就園児との交流事業、高齢者との交流など、地域との交流事業を行います。	幼児課
「おでかけシルバーママ・パパ」の開催 (シルバー人材センターの事業) 【関連】4-2 ①	子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かな会員との「ふれあいの場」を提供し、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組み、子育てのストレスを軽減することを目的として各児童館に出かけて事業を実施します。	経済振興労政課 子育て応援課
体験活動、勤労体験活動	小学校におけるさまざまな体験活動や、中学校における勤労体験活動（職場体験）など地域と連携しながらの活動を通して、社会性や連帯性など児童生徒の心の育成を図ります。	学校教育課
放課後子ども教室 【関連】2-2 ①	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組みます。	生涯学習課
保育体験活動	中学生が、近隣の保育園・幼稚園・幼児園で子どもたちと一緒に遊ぶなどの交流を通して、保育体験を行います。	学校教育課

② 親の学びへの支援

親がゆとりと生きがいを持って、楽しみながら子育てできるよう、子育てに関する情報や知識を提供する機会を充実します。

事業	事業内容	担当課
子育て情報の収集・提供 【関連】2-1 ②、 3-1 ①	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページなどにより提供します。	子育て応援課
子育て講座の開催	子育ての喜びや楽しさを感じるとともに、育児不安の軽減を図るため、生活リズムの大切さや健康的な子育てなど、家庭保育の充実につながる講座を開催します。	子育て応援課
学校だよりの発行	折々の学校情報及び子どもの状況を発信することによって、学校教育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	学校教育課

<p>園だよりの発行 【関連】2-1 ②</p>	<p>折々の園情報や園児の状況を発信し、保育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。</p>	<p>幼児課</p>
<p>家庭における教育力への支援</p>	<p>「くりちゃん元気いっぱい運動」の「早ね・早おき・朝ごはん」や「子育てのための12か条」などにより、家庭教育に対する保護者の意識を高め、地域をあげて子育てに取り組む風土を作ります。</p>	<p>生涯学習課 学校教育課 幼児課 子育て応援課</p>

4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

4-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持と増進

〔現状と課題〕

妊娠・出産から子育てへとつながる一連の流れにおいて、疾病予防や発育・発達支援など、母子保健の果たす役割は大きいと言えます。

本市においても、妊娠期から乳幼児期に至る継続した健診、相談事業、就学児に対する学校保健により、健やかな子どもの成長と疾病予防に努めています。今後も、継続的に取り組むことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 母子保健の充実

子どもを安心して産み育てられ、子ども自身が健やかに成長できるよう、母と子の健康の増進を図ります。

事業	事業内容	担当課
母子保健事業 【関連】 3-1 ①	妊娠期から乳幼児期までの、母と子の健康増進を図ります。 ①母子健康手帳の交付 ②妊婦健康診査（医療機関委託） ③養育医療費助成（入院を必要とする未熟児に対し、その養育医療に要する費用を助成します。） ④乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月）月10回（年120回） ⑤健康相談（随時対応） ⑥発達相談事業（随時対応） ⑦電話相談（随時対応） ⑧乳児家庭全戸訪問事業 ⑨家庭訪問指導事業 ⑩その他の健康教室	健康増進課
小児救急医療支援事業	管内医療機関の協力を得て、湖南4市にて夜間や休日において小児救急診療業務を運営します。	健康増進課
福祉医療費助成制度 【関連】 1-2 ① 1-2 ② 2-4 ①	医療費の一部を助成し、健康の保持と福祉の向上を図ります。 ①乳幼児医療助成 ②ひとり親家庭医療費助成 ③障がい者（児）医療費助成 ④子ども入院医療費助成	保険年金課

育成医療費助成 【関連】1-2 ①	18歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。	障がい福祉課
----------------------	--	--------

4-2 子育て交流の促進

〔現状と課題〕

子育てにおいては、不安や悩みを抱える父親・母親が少なくありません。そのような中で、子育ての孤立を防ぎ、不安や負担感を軽減する上では、子育て中の親同士の交流が有効です。

本市では、子育てのネットワークづくりとして、地域子育て支援センターおよび児童館での支援事業を進めているほか、シルバー人材センターや子育てサークルとの協働による子育て支援を実施しています。また、子育て支援ガイドやホームページを使い、情報提供を行っています。

今後も、さらなる利用促進を図り、親同士あるいは世代間の交流の機会を創出していくことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 子育てネットワークづくり

子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域子育て支援センターを核とし、子育てサークル等とも協働し、親同士の交流や三世代交流の機会をつくります。

事業	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業 【関連】2-3 ①	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。	子育て応援課
児童館子育て支援事業 【関連】2-3 ①	遊びや子育て親子の交流の場の提供や相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。	子育て応援課
子育てサークル等との協働事業	子育てや保護者に対する支援を目的としたサークルなどの育成や、協働事業の実施に取り組み、地域における子育て支援活動を推進します。	子育て応援課
「おでかけシルバーママ・パパ」の開催 (シルバー人材センターの事業) 【関連】3-2 ①	子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かな会員との「ふれあいの場」を提供し、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組み、子育てのストレスを軽減することを目的として、各児童館に出かけて事業を実施します。	経済振興労政課 子育て応援課

4-3 職業生活と家庭生活との両立の推進

〔現状と課題〕

子育てを行う上では、仕事と家庭の調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」が重要です。長時間労働を抑制し、男女を問わず、子育て世代に合った働き方をすることで、充実した子育てライフが送れるといえます。

就労環境の向上については法制度にかかわるものが多く、国レベルの事業が中心ですが、本市としては企業への啓発を行っています。また、子育てには父親の参加が不可欠であることから、男性の家事・育児参加のための啓発を行っています。

こうした取り組みが「ワーク・ライフ・バランス」へとつながるよう、働き方の見直しまでを含んだ意識改革を展開することが求められます。

〔施策の方向と主な事業〕

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭生活とを両立するため、男女ともに働き方の見直しを含め仕事を持つ親ができる限り長い時間子育てに関われるよう、企業等に対し子育てしやすい就労環境の啓発に努めます。

事業	事業内容	担当課
労働時間の短縮	職業生活や家庭生活及び地域活動に、男女がともに参加できるよう、事業所に対して労働時間の短縮への啓発を実施します。また、ノー残業デーの推進を図ります。	経済振興労政課
育児休業制度の普及	育児休業制度の定着を図り、利用しやすい環境づくりを企業と共に進めます。	経済振興労政課
就労支援の促進 【関連】1-2 ②	働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導などの支援を関係機関と連携して実施します。	経済振興労政課

② 男女共同参画による子育ての推進

男性の育児参画を進めるため、企業や地域社会に対する啓発を進めるとともに、父親の参画意識を高める情報提供を行います。

事業	事業内容	担当課
男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	経済振興労政課
男女共同参画の視点による学習の推進	あらゆる分野に共に参画し、役割も責任も分かち合い、仕事と家庭・地域活動を両立し、協力しあえる社会づくりに向けて事業を展開しながら啓発を行います。	生涯学習課
父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構えと、協力のしかたなど父親向けの育児情報を提供します。	健康増進課

【教育・保育・地域子ども・子育て支援事業】

1. 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

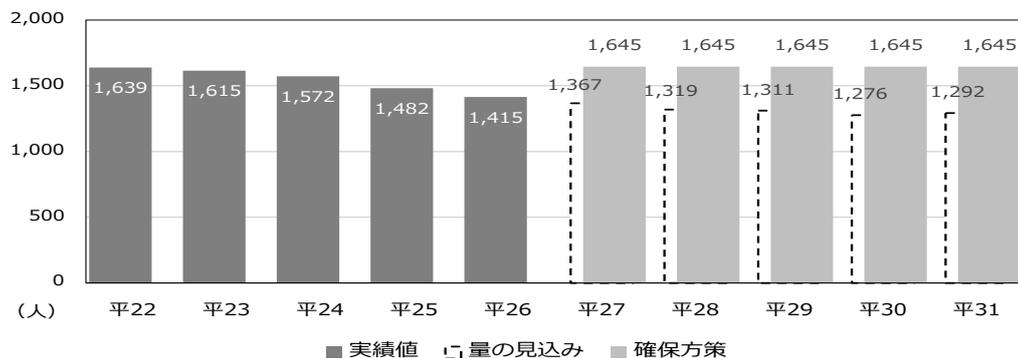
教育・保育	区域名
1号認定(3～5歳・教育)	全市
2号認定(3～5歳・保育)	全市
3号認定(0～2歳・保育)	全市

地域子ども・子育て支援事業	区域名
延長保育事業	全市
一時預かり事業	全市
ファミリー・サポート・センター事業	全市
放課後児童クラブ事業(学童保育)	小学校区
地域子育て支援拠点事業	全市
子育て短期支援事業	全市
病児・病後児保育事業	全市
妊婦健康診査	全市
乳児家庭全戸訪問事業	全市
養育支援訪問事業	全市
利用者支援事業	全市

2. 教育・保育の量の見込み、確保の方策、実施時期

① 1号認定〔3～5歳児〕（幼児期の教育）		〈提供区域：全市〉
事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など）及び、保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。	
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出	

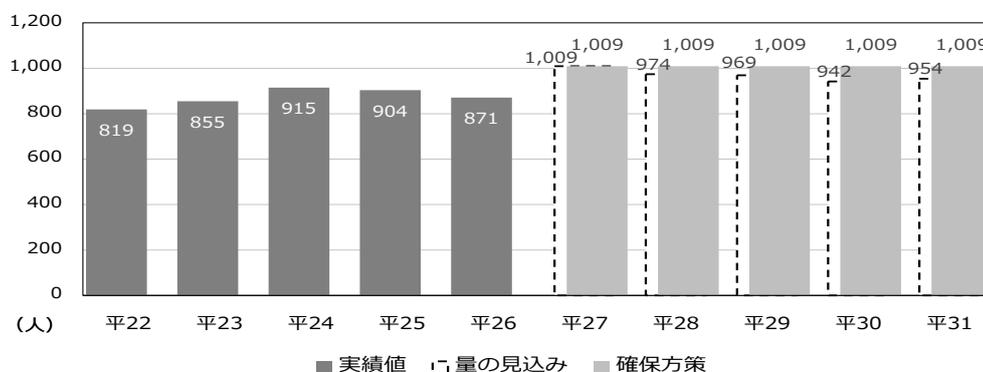
	実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A 量の見込み ※2号認定の教育ニーズが強いものを含む	1,482人	1,367人	1,319人	1,311人	1,276人	1,292人
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●公立幼稚園 4園 ●公立幼児園 5園 （平成25年度末）幼稚園及び幼児園の短時間保育課程の入所児童数1,494人					
B 確保方策 特定教育・保育施設	/	1,645人	1,645人	1,645人	1,645人	1,645人
B-A	/	278人	326人	334人	369人	353人
確保方策の内容	幼稚園教諭の確保を図りながら、引き続き、市内の公立幼稚園・幼児園（9園）で実施。					



② 2号認定〔3～5歳児〕 (保育の実施) <提供区域：全市>

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A 量の見込み	904人	1,009人	974人	969人	942人	954人
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育園 3園 ●公立幼稚園 5園 ●法人立保育園 5園 （治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園） （平成25年度末） 保育園及び幼稚園の中・長時間保育課程のうち、3～5歳児の入所児童数 893人					
B 確保方策 特定教育・ 保育施設		1,009人	1,009人	1,009人	1,009人	1,009人
B-A		0人	35人	40人	67人	55人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の公立保育園・幼稚園・法人立保育園（13園）で実施。					

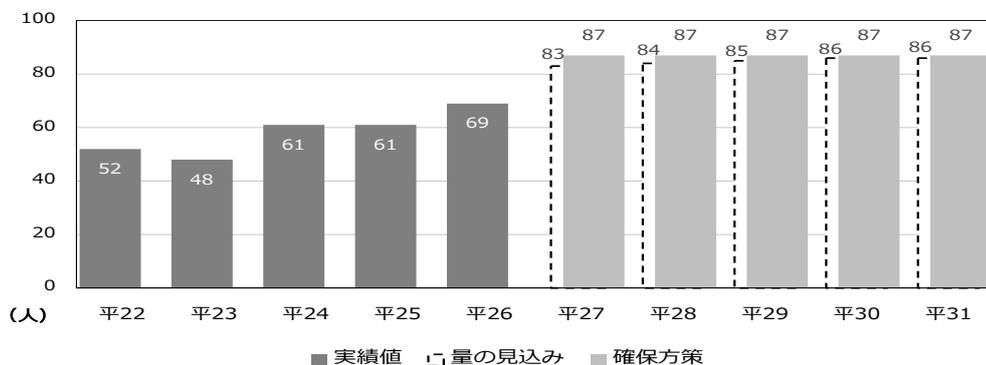


③-1 3号認定〔0歳児〕

<提供区域：全市>

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、育児休業が多い実情や子どもが大きくなってからの利用ニーズや実績を勘案し、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A 量の見込み	61人	83人	84人	85人	86人	86人
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育園 3園 ●公立幼稚園 5園 ●法人立保育園 6園 （治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園・こだま乳児保育園） （平成25年度末） 保育園及び幼稚園の中・長時間保育課程のうち、0歳児の数 80人					
B 確保方策 特定教育・ 保育施設		87人	87人	87人	87人	87人
B-A		4人	3人	2人	1人	1人
確保方策 の内容	早期の待機児童解消に向け、保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の公立保育園・幼稚園・法人立保育園（14園）で実施。					

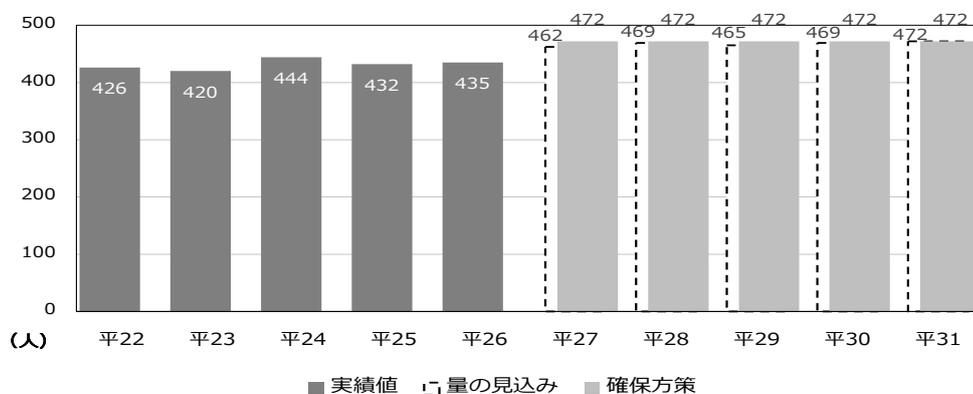


③-2 3号認定〔1・2歳児〕

<提供区域：全市>

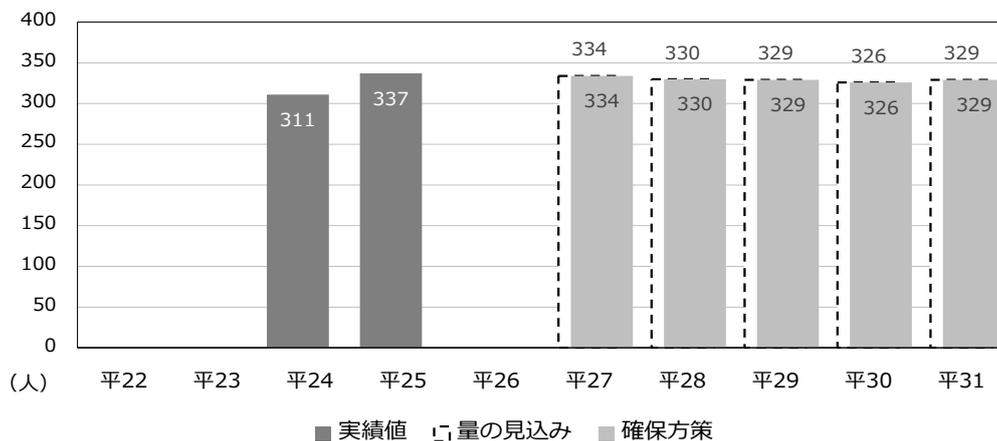
事業の概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、子どもが大きくなってからの利用ニーズや実績を勘案し、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
A 量の見込み	432 人	462 人	469 人	465 人	469 人	472 人
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育園 3園 ●公立幼稚園 5園 ●法人立保育園 6園 （治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園・こだま乳児保育園） （平成 25 年度末） 保育園及び幼稚園の中・長時間保育課程のうち、1・2歳児の数 429人					
B 確保方策 特定教育・ 保育施設	/	472 人				
B - A	/	10 人	3 人	7 人	3 人	0 人
確保方策 の内容	早期の待機児童解消に向け、保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の公立保育園・幼稚園・法人立保育園（14園）で実施。					



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の方策、実施時期

① 延長保育事業		＜提供区域：全市＞				
事業の概要	11時間の開所時間を超えて保育を実施します。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出					
	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	337人	334人	330人	329人	326人	329人
現在の実施状況	●法人立保育園6園 (治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園・こだま乳児保育園) (平成25年度) 利用実績 337人					
B 確保方策		334人	330人	329人	326人	329人
B-A		0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容	引き続き、市内の法人立保育園(6園)で実施。					

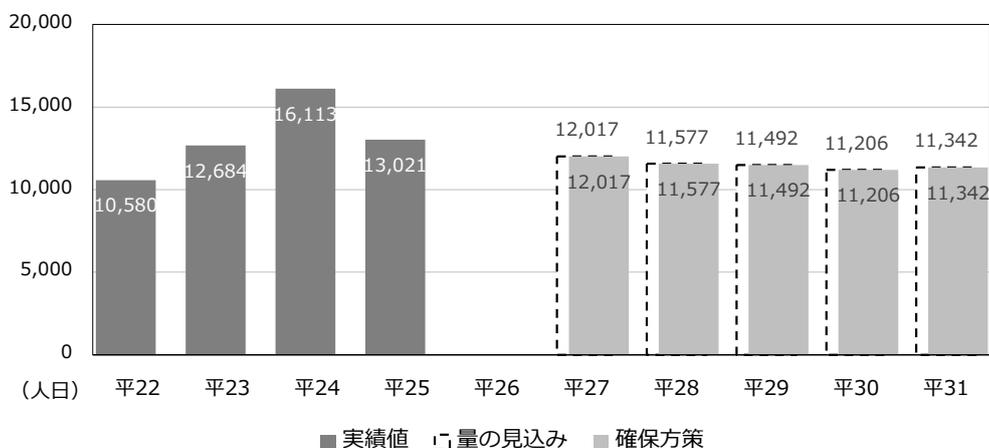


②-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

<提供区域：全市>

事業の概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、現在は必要がなく未利用である人のニーズを除くとともに、短時間の就労をしている人の利用ニーズなどを勘案し、補正の上で算出

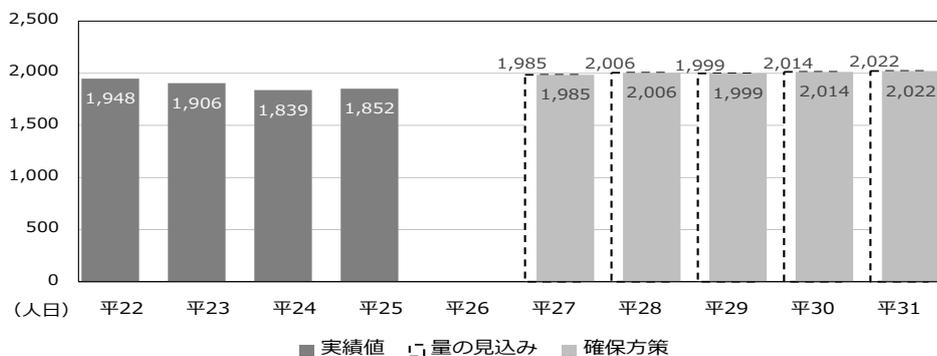
	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	13,021 人	12,017 人	11,577 人	11,492 人	11,206 人	11,342 人
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立幼稚園 4 園 ● 公立幼児園 5 園 （平成25年度） 利用実績 年間延べ 13,021 人					
B 確保方策		12,017 人	11,577 人	11,492 人	11,206 人	11,342 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	引き続き、市内の公立幼稚園・幼児園（9園）で実施。					



②-2 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外、（ファミリーサポートセンター事業含む））
 <提供区域：全市>

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、現在は必要がなく未利用である人のニーズを除くとともに、普段、子どもを見てもらいにくい人の利用ニーズや利用の実績などを勘案し、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1,852 人	1,985 人	2,006 人	1,999 人	2,014 人	2,022 人
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●法人立保育園 3園 （グランマの家保育園、こだまふれんど保育園、大宝カナリヤ保育園） （平成 25 年度） 利用実績 年間延べ 1,694 人 ●シルバー人材センター高齢者活用子育て支援事業 （平成 25 年度） 利用実績 年間延べ 158 人 （「みらい・たくす」・「シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち」（平成 24 年 7 月～実施） 					
B 確保方策		1,985 人	2,006 人	1,999 人	2,014 人	2,022 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の法人立保育園（3 園）で実施。 シルバー人材センター高齢者活用子育て支援事業の継続実施。 （「みらい・たくす」・「シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち」（予定））					



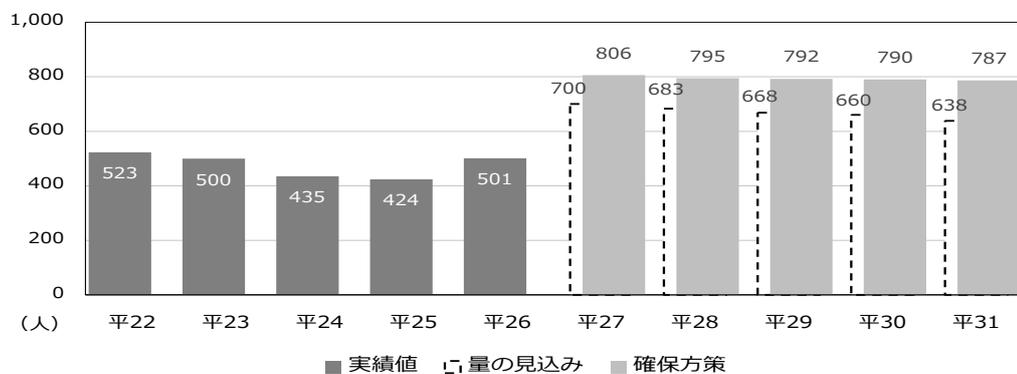
④ 放課後児童健全育成事業

<提供区域：小学校区>

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。
現在の実施状況	●9小学校区に公設9か所10クラブ（社会福祉協議会へ指定管理委託） 民設2か所2クラブ（こだまクラブ・大宝こだまクラブ） （平成25年度） 利用実績 全市で424人
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出（小学生） ただし、平成27年度の量の見込みが平成26年4月1日の利用人数を下回る場合は、平成27年度は平成26年4月1日の人数とし、平成28年度以降は前年度の量の見込み×当年度(国の手引き算出)／前年度（国の手引き算出） 注：平成26年度以前の実績数は1～3年生と4～6年生の要支援児童の児童数で、平成27年度以降の量の見込みは1～6年生の児童数

〔市全体〕

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	424人	700人	683人	668人	660人	638人
B 確保方策		806人	795人	792人	790人	787人
B-A		106人	112人	124人	130人	149人



小学校区別の内訳

〔金勝小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	35 人	66 人	66 人	65 人	63 人	63 人
B 確保方策		66 人	66 人	65 人	63 人	63 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	金勝学童保育所（定数 59 人）と、金勝児童館等の利活用により確保					

〔葉山小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	32 人	62 人	60 人	60 人	58 人	58 人
B 確保方策		62 人	60 人	60 人	58 人	58 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	葉山学童保育所（定数 45 人）と、葉山児童館等の利活用により確保					

〔葉山東小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	46 人	67 人	66 人	68 人	70 人	71 人
B 確保方策		67 人	66 人	68 人	70 人	71 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	葉山東学童保育所（定数 38 人）と、葉山東児童館等の利活用により確保					

〔治田小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	27 人	69 人	69 人	72 人	74 人	75 人
B 確保方策		90 人				
B - A		21 人	21 人	18 人	16 人	15 人
確保方策の内容	治田学童保育所（定数 90 人）					

〔治田東小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	47 人	66 人	65 人	66 人	67 人	66 人
B 確保方策		66 人	65 人	66 人	67 人	66 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	治田東学童保育所（定数 45 人）と、治田東児童館等の利活用により確保					

〔治田西小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	81 人	115 人	107 人	97 人	96 人	89 人
B 確保方策		115 人	107 人	101 人	101 人	101 人
B - A		0 人	0 人	4 人	5 人	12 人
確保方策の内容	治田西第一学童保育所（定数 38 人）、治田西第二学童保育所（定数 43 人）、大宝こだまクラブ（定数 20 人）と、治田西児童館等の利活用により確保					

〔大宝小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	50 人	84 人	88 人	88 人	87 人	84 人
B 確保方策		88 人				
B - A		4 人	0 人	0 人	1 人	4 人
確保方策の内容	大宝学童保育所（定数 68 人）、大宝こだまクラブ（定数 20 人）					

〔大宝東小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	63 人	109 人	99 人	88 人	82 人	72 人
B 確保方策		190 人				
B - A		81 人	91 人	102 人	108 人	118 人
確保方策の内容	大宝東学童保育所（定数 130 人）、こだまクラブ（定数 60 人）					

〔大宝西小学校区〕

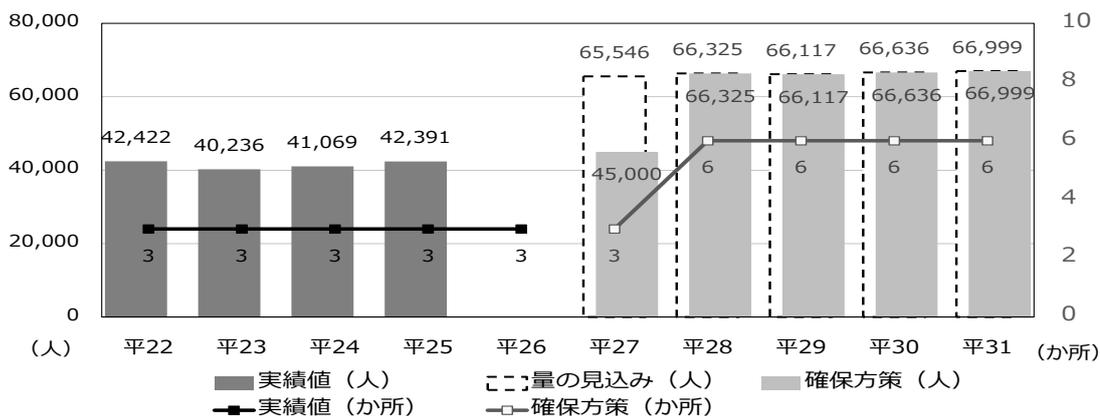
	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	43 人	62 人	63 人	64 人	63 人	60 人
B 確保方策		62 人	63 人	64 人	63 人	60 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	大宝西学童保育所（定数 47 人）と、大宝西児童館等の利活用により確保					

⑤ 地域子育て支援拠点事業

＜提供区域：全市＞

事業の概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値		実施時期			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	量の見込み (延べ人数)	42,391人	65,546人	66,325人	66,117人	66,636人	66,999人
現在の実施状況		3か所 ●栗東市地域子育て包括支援センター（大宝東児童館） ●栗東市地域子育て支援センター（金勝児童館・治田西カナリヤ第三保育園内） （平成25年度） 利用実績 年間延べ42,391人					
B	利用延べ人数		45,000人	66,325人	66,117人	66,636人	66,999人
	実施箇所数		3か所	6か所	6か所	6か所	6か所
確保方策の内容		引き続き、3センターで実施。 平成28年度3児童館の子育て支援拠点事業化を進め、利用者増につなげる。					

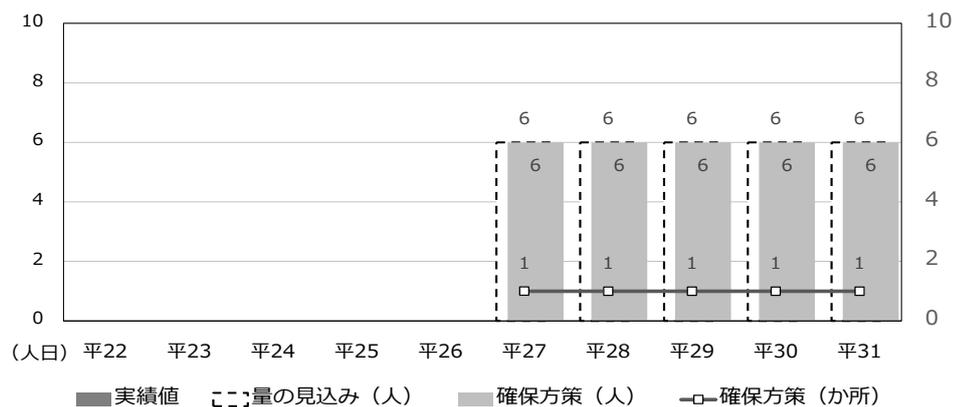


⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

<提供区域：全市>

事業の概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期					
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み (延べ人数)	実施なし	6人	6人	6人	6人	6人	
現在の実施状況	実施なし						
B 確保方策	利用延べ人数	/	6人	6人	6人	6人	6人
	実施箇所数	/	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 の内容	平成27年度中に実施。						

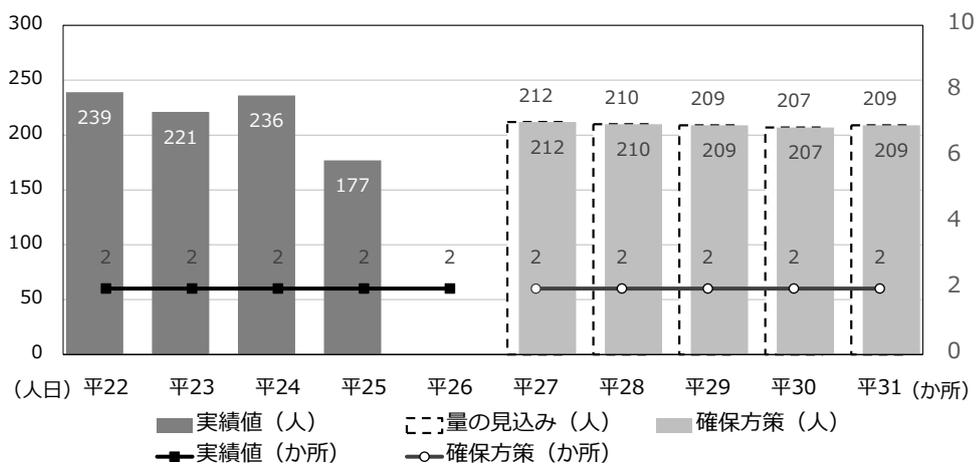


⑦ 病児・病後児保育事業

<提供区域：全市>

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、普段、子どもを見てもらいにくい人の利用ニーズや利用の実績などを勘案し、補正の上で算出

	実績値	実施時期					
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み (延べ人数)	177 人	212 人	210 人	209 人	207 人	209 人	
現在の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●きづきクリニックチャイルドハウス 開所日数…250 日 1 日の定員… 2 人 ●オルミス ※草津市との相互協定により実施 (平成 25 年度) 登録者数 842 人 利用実績 年間延べ 177 人						
B 確保 方策	利用延べ人数		212 人	210 人	209 人	207 人	209 人
	実施箇所数		2 か所				
確保方策 の内容	引き続き、2 か所で実施。						

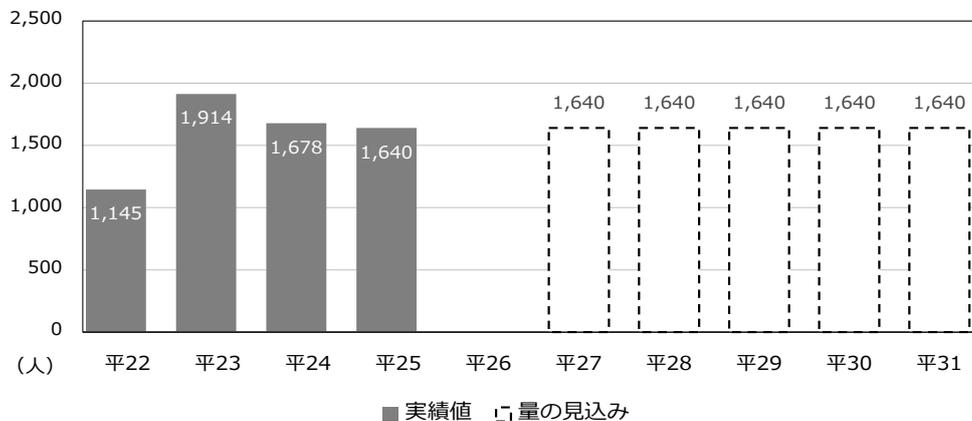


⑧ 妊婦に対する健康診査

<提供区域：全市>

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
現在の実施状況	妊婦健診について、14回の健診費用の助成を行っています。 (平成25年度) 利用実績 1,640人
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値		実施時期			
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	1,640人	1,640人	1,640人	1,640人	1,640人	1,640人
確保方策	実施場所：市内（県内外）の医療機関 実施回数：14回					

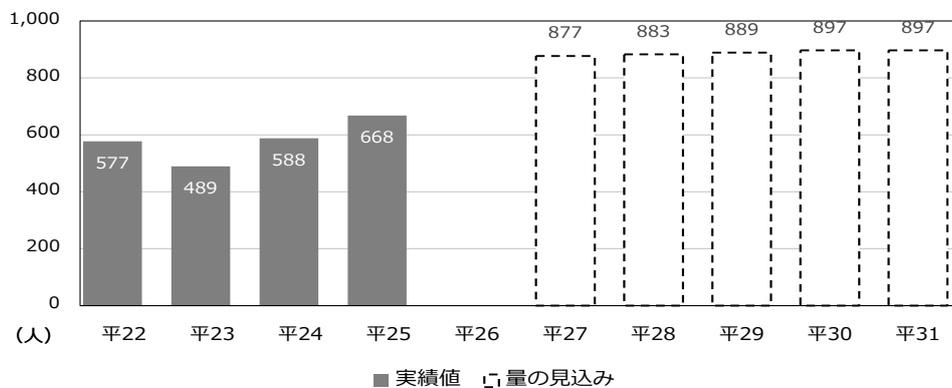


⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

<提供区域：全市>

事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師または保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
現在の実施状況	平成25年度 訪問件数 668人（対象者：844人 訪問率：79.1%） 助産師11人、保健師で訪問
量の見込み算出方法	人口推計の0歳児人口数

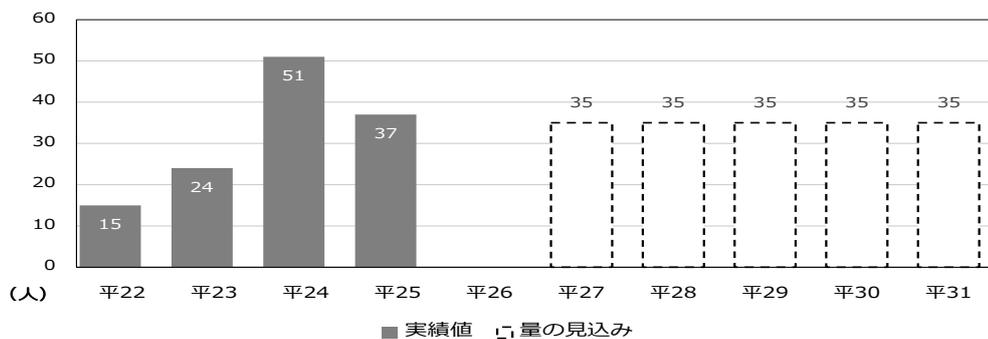
	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	668人	877人	883人	889人	897人	897人
確保方策	実施体制：助産師11人、保健師 実施機関：栗東市健康増進課					



⑩ 養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 <提供区域：全市>

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、育児支援家庭訪問員などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
現在の実施状況	平成25年度 利用実績 37人
量の見込算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値		実施時期			
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	37人	35人	35人	35人	35人	35人
確保方策の内容	<p><養育支援訪問事業> 支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員などによる訪問を実施。</p> <p><児童虐待相談対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会において、家庭児童相談室と連携し、児童虐待防止につなげる。 相談員の資質向上を図るとともに、相談体制強化を図る。 					



⑪ 利用者支援事業【新規事業】

＜提供区域：全市＞

事業の概要	新制度で新たに創設された事業で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などを行います。
現 状	_____
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、教育・保育施設や地域子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B 確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B - A		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策 の内容	幼稚園、保育園の利用申し込みや相談に対応する幼児課と、子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、学童保育所等の情報提供や相談に対応する子育て応援課、子育て支援の情報提供や相談に対応する子育て支援センターが連携し、利用者支援事業を担う。					

【その他計画期間中の確保の内容】

- ・ 子育て支援に関する更なる情報発信の充実（子育てサイトの開設）
- ・ 企業への子育て支援事業の情報の発信（企業訪問時に配布するなど）

⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業【新規事業】

（今後の動向を見ながら検討）

⑬ 多様な主体が本制度の参入することを促進するための事業【新規事業】

（今後の動向を見ながら検討）

4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の推進に関する体制の確保について

① 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

本市では、平成15年度より、多様化する保育ニーズや地域への子育て支援に対応していくため、保育園と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合システムを構築し、幼稚園の設置などにより混合保育、交流保育を実施してきました。さらに平成22年度より就学前の一貫した保育・教育を目指して「すくすく育つ りっとう子 保育教育課程」を作成し市内のすべての乳幼児が同じ保育観で保育・教育が受けられるよう、同一施設の中で、利用者のニーズに応じて短時間と中・長時間の保育を提供しています。

認定こども園制度については、こうした取り組みと同様の考え方に基づくものであることから、今後においても本市独自の幼稚園で、教育・保育の一体的提供を図っていきます。

② 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進体制について

本市における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における市の関与に際して、適切な指導及び助言などを行います。

また、これらの事業を担う事業者間での課題や情報の共有化を図り、総体として本市の子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、事業者間での連携強化を促します。

さらに、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、保幼小の連絡協議会や保幼小交流を通し職員や子どもの交流を図ることで、保育園・幼稚園・幼児園と小学校との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ職域さらには地域社会全体において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進める必要があります。

本計画の基本理念に掲げた「**子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう**」の実現に向け、保育園・幼稚園・幼児園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）一連のPDCA サイクルにより行います。このため、「栗東市子ども・子育て会議」を継続して設置し、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行い、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。